

大総務行第8号

令和6年5月1日

弁護士 山中 理司 様

大阪市総務局行政部行政課長

大塚 章吾

弁護士報酬の算定理由が記載されている文書等に係る情報提供について

て

情報提供の依頼のありました下記の文書につきまして、別紙のとおり情報提供を行います。なお、大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）第7条第1号及び第5号に該当する情報につきましては、非公開とさせていただいております。

記

訴訟代理人弁護士の報酬の支払に関する指針に基づき大阪市が弁護士報酬を支払った案件（令和5年度中に訴訟代理人弁護士との協議が完了したもの）に係る以下の文書

- (1) 弁護士報酬の算定理由が記載されている文書
- (2) 所管所属を記載した一覧

番号	所管所属
1	計画調整局
2	北区役所、福祉局
3	財政局
4	建設局、大阪港湾局
5	教育委員会事務局
6	市民局
7	都市整備局
8	都市整備局
9	財政局
10	教育委員会事務局
11	教育委員会事務局
12	教育委員会事務局
13	教育委員会事務局
14	財政局
15	経済戦略局
16	都市整備局
17	中央区役所、福祉局
18	西成区役所
19	中央卸売市場
20	中央卸売市場
21	中央卸売市場
22	消防局
23	消防局
24	消防局
25	教育委員会事務局

番号	所管所属
26	消防局
27	福祉局ほか
28	契約管財局、都市整備局
29	教育委員会事務局
30	教育委員会事務局
31	教育委員会事務局
32	教育委員会事務局
33	教育委員会事務局
34	環境局
35	契約管財局
36	環境局
37	東成区役所、福祉局
38	東成区役所、福祉局
39	建設局
40	経済戦略局
41	(大阪市情報公開条例第7条第1号に該当するため非公開)
42	副首都推進局、行政委員会事務局
43	福祉局ほか
44	経済戦略局、建設局
45	都市整備局
46	市民局
47	都市整備局
48	東住吉区役所、福祉局
49	都市整備局
50	福祉局ほか

番号	所管所属
51	福祉局ほか
52	計画調整局
53	契約管財局
54	東成区役所、福祉局
55	中央卸売市場
56	中央卸売市場
57	教育委員会事務局
58	教育委員会事務局
59	教育委員会事務局
60	市民局
61	教育委員会事務局
62	淀川区役所、福祉局
63	福祉局ほか
64	計画調整局
65	財政局
66	財政局
67	財政局
68	此花区役所、市民局
69	北区役所、福祉局
70	福祉局ほか
71	経済戦略局
72	契約管財局、教育委員会事務局
73	建設局
74	建設局
75	健康局

番号	所管所属
76	教育委員会事務局
77	(大阪市情報公開条例第7条第1号に該当するため非公開)

# 大阪高等裁判所令和5年（行コ）第9号道路指定処分不存在確認請求控訴事件

控訴人 株式会社モディーバ  
被控訴人 大阪市

## （1）事件概要

本市は、建築基準法第42条第2項の規定による道路（以下「2項道路」という。）に指定されている東成区東今里3丁目117番の土地及び東成区東今里3丁目113番3の土地の一部（以下「本件土地」という。）の上にブロック塀を設置しているとして、控訴人に対し、当該ブロック塀を除却する措置を行うよう勧告した。

これに対し、控訴人は、本市は本件土地について昭和26年大阪府告示第36号（以下「本件告示」という。）により2項道路として指定されていると判断していたが、本件告示において2項道路の判断の基準とされている時点（昭和25年11月23日。以下「基準時点」という。）において、本件土地は本件告示に定める2項道路の要件を満たしていなかったとして、本市に対し、本件土地について建築基準法第42条第2項の規定に基づく大阪府知事の指定の処分が存在しないことの確認を求めて訴えを提起したところ、令和4年12月8日に本市勝訴の判決言渡しがあったが、これを不服とした控訴人が控訴したものである。

## （2）着手金の算定について

訴訟代理人弁護士の報酬の支払に関する指針に従い、弁護士濱和哲及び弁護士元氏成保との協議の結果、着手金の額を次のとおり算定する。

		評点
A 事案の難易度	ア 事案・争点の複雑性	1点
	イ 法的な争点の難易度	1点
	ウ 有利となる証拠	1点
B 時間及び労力	ア 事案の専門性	1点
	イ 書面作成等に要する労力の見込み	1点
	ウ 尋問の実施に要する労力の見込み	0点
報酬の算定	評点の合計（A）	5点
	計算額（5万円 + 5万円×A点=B）	30万円
	加減率（C）	0
	報酬額（B + B×C）	30万円

よって、着手金の額は、30万円となる。なお、当該着手金の支払いについては、

両弁護士との協議の結果、両弁護士それぞれに対して15万円を支払うこととする。

#### ※算定理由

##### ○A（事案の難易度）について

###### ・ア（事案・争点の複雑性）

本件の争点は、基準時点において本件土地のうち道路として使用されていた部分の幅員が1.8m以上確保されていたかという点であるところ、現状においては1.8mに満たない部分もあり、本件土地及び周辺の建物の状況について基準時点まで遡って整理する必要があるものの、第1審において一定の整理がされているため、1点（やや単純）である。

###### ・イ（法的な争点の難易度）

争点は限定的であるものの、当該争点について控訴人が新たに複数の主張を行っており、これらの主張に対し、本件土地及び周辺建物の現況と基準時点の状況との違いを検証し、第1審の判断を覆されないよう主張を行う必要があることから、1点（容易）である。

###### ・ウ（有利となる証拠）

本市の主張の裏付けとなる書籍や、控訴人が主張する実測結果が誤りであることを指し示す現地調査結果があるため、1点（十分にある）である。

##### ○B（時間及び労力）について

###### ・ア（事案の専門性）

新たに不動産登記法に係る知識を要する見込みであるため、1点（低い）である。

###### ・イ（書面作成等に要する労力の見込み）

争点は限定的であるものの、控訴人の当該争点に係る複数の新たな主張に対し、本件土地及び周辺建物の現況と基準時点の状況との違いを現況の実測値と当時の図面等を照らし合わせて具体的に主張する必要があることから、1点（少ない）である。

###### ・ウ（尋問の実施に要する労力の見込み）

尋問が実施される見込みはないため、0点（特に少ない）である。

##### ○C（加減率）について

特になし

### (3) 協議完了日

令和5年7月20日

大阪高等裁判所

面会措置処分取消等請求控訴事件

控訴人

被控訴人 大阪市

### (1) 事件概要

処分行政庁である北区保健福祉センター所長は、控訴人の母について、養護者である控訴人による身体的虐待及び精神的虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められるとして、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「高齢者虐待防止法」という。）第9条第2項の規定に基づき特別養護老人ホームにおいて一時的に保護したうえで（以下、当該措置を「本件一時保護措置」という。）、高齢者虐待防止法第13条第2項の規定に基づき、老人福祉法第11条第1項第2号の規定による特別養護老人ホームへの入所措置（以下「本件入所措置」という。）を講ずるとともに、高齢者虐待防止法第13条の規定により控訴人が控訴人の母と面会をすることを制限することとした（以下、当該措置を「本件面会制限措置」という。）。その後、北区保健福祉センター所長は、控訴人の母の成年後見人が選任され、介護保険サービス等の利用契約が可能となったことを受け、本件入所措置を廃止した。

これに対し、控訴人は、①本件一時保護措置、本件入所措置及び本件面会制限措置（以下、これらの措置を「本件一時保護措置等」という。）は、虐待の事実がないなかで行われたものであるから違法であり、また、本件一時保護措置等により今もなお「虐待者」であるとのレッテルを貼られ、面会等について大きな制限を受けているから、本件一時保護措置等について、それぞれがなされたときに遡って取り消されるべきである、②本件一時保護措置等により控訴人は虐待者と判断されて名誉を侵害され、また、母と面会すらできないという被害を受け、多大な精神的苦痛を負ったとして、本市に対し、本件一時保護措置等の取消し並びに金200万円の損害賠償及びこれに対する遅延損害金の支払を求めて訴訟を提起したところ、令和4年11月25日に本市勝訴の判決言渡しがあったが、これを不服とした控訴人が控訴したものである。

### (2) 着手金の算定について

訴訟代理人弁護士の報酬の支払に関する指針に従い、弁護士本多重夫との協議の結果、着手金の額を次のとおり算定する。

		評点
A 事案の難易度	ア 事案・争点の複雑性	1点
	イ 法的な争点の難易度	0点
	ウ 有利となる証拠	0点
B 時間及び労力	ア 事案の専門性	0点
	イ 書面作成等に要する労力の見込み	1点
	ウ 尋問の実施に要する労力の見込み	0点
報酬の算定	評点の合計（A）	2点
	計算額（5万円 + 5万円 × A点 = B）	15万円
	加減率（C）	0
	報酬額（B + B × C）	15万円

よって、着手金の額は、15万円となる。

#### ※算定理由

##### ○ A (事案の難易度) について

- ・ア (事案・争点の複雑性)

本件の争点は、訴えの利益の有無や本件一時保護の措置等の処分性、本件一時保護措置等の適法性等と複数あるが、第1審において既に整理されているため、1点（やや単純）である。

- ・イ (法的な争点の難易度)

前記Aアの各争点については、第1審において既に整理されているため、0点（特に容易）である。

- ・ウ (有利となる証拠)

第1審において既に必要な証拠は提出済みであり、新たな証拠を提出する見込みはないことから、0点（不要）である。

##### ○ B (時間及び労力) について

- ・ア (事案の専門性)

本件は、高齢者虐待防止法における保護措置の制度を理解する必要があるものの、この点については第1審において審理が尽くされており、第2審において新たに必要となる専門的知識は想定されないため、0点（特に低い）である。

・イ（書面作成等に要する労力の見込み）

控訴人の主張に対し、本件一時保護措置等の適法性及び本件における請求の一部（本件一時保護措置等の取消を求める部分）が不適法な訴えである旨の主張を行う必要があるものの、これらの点については第1審において既に整理されているため、1点（少ない）である。

・ウ（尋問の実施に要する労力の見込み）

尋問が実施される見込みはないため、0点（特に少ない）である。

○C（加減率）について

特になし

(3) 協議完了日

令和5年7月27日

大阪地方裁判所令和5年（行ウ）第49号固定資産価格審査決定取消等請求事件

原告 株式会社高島屋  
被告 大阪市

(1) 事件概要

住之江区所在の建物（以下「本件建物」という。）を所有する原告は、本件建物について固定資産課税台帳に登録された令和3年度の価格を不服として、本市固定資産評価審査委員会（以下「本件委員会」という。）に対し地方税法に基づく審査の申出（以下「本件審査の申出」という。）をしたところ、本件委員会は、本件審査の申出の一部を認容し、上記登録価格の一部を減額する旨の決定（以下「本件一部認容決定」という。）を行った。

これに対し、原告は、本件一部認容決定について原告が正しい価格であると主張する価格（以下「原告主張価格」という。）を超える部分の取消しを求めるとともに、大阪市長が漫然と誤った価格決定を行った等として、本件建物に係る平成15年分から令和2年分までの固定資産税及び都市計画税に係る過納金及び弁護士費用等に相当する損害金150,974,349円及びこれに対する遅延損害金の支払を求めて訴えを提起したものである。

なお、原告の請求のうち、本件一部認容決定について原告主張価格を超える部分の取消しを求める部分について本市を代表するのは、本件委員会である。

(2) 着手金の算定について

訴訟代理人弁護士の報酬の支払に関する指針に従い、弁護士法人色川法律事務所との協議の結果、着手金の額を次のとおり算定する。

		評点
A 事案の難易度	ア 事案・争点の複雑性	2点
	イ 法的な争点の難易度	2点
	ウ 有利となる証拠	3点
B 時間及び労力	ア 事案の専門性	1点
	イ 書面作成等に要する労力の見込み	2点
	ウ 尋問の実施に要する労力の見込み	0点
報酬の算定	評点の合計 (A)	10点

	計算額 (5万円 + 5万円 × A点 = B)	55万円
	加減率 (C)	0
	報酬額 (B + B × C)	55万円

よって、着手金の額は、55万円となる。

なお、本件訴訟のうち、原告が正しい価格であると主張する価格を超える部分の取消しを求める部分については、本件委員会において弁護士法人色川法律事務所と訴訟委任契約を締結しているため、当該訴訟委任契約に基づき別途着手金を支払う。

#### ※算定理由

##### ○A（事案の難易度）について

- ・ア（事案・争点の複雑性）

本件の主たる争点は本件建物の固定資産評価額の妥当性であり、市長が代表となる部分に係る争点は、本件建物の固定資産評価に誤りがあった場合における本市担当者の注意義務違反の有無に限定されているが、原告が指摘する評価項目が多岐にわたり、複数の項目については当該争点に係る整理を要することが見込まれるため、2点（普通）である。

- ・イ（法的な争点の難易度）

市長が代表となる部分に係る争点は限定されているが、複数の評価項目について本市担当者の注意義務違反の有無に係る主張を行うことが想定されるところ、本件建物の固定資産評価の根拠となる資料があまりない状況下で、本市担当者が漫然と評価をしていないことについて主張・立証する必要があることから、2点（普通）である。

- ・ウ（有利となる証拠）

固定資産評価基準（以下「本件基準」という。）基準はあるものの、本件基準を基に市長が独自で行った所要の補正の根拠を示す資料はなく、評価した当時の本件建物の状況がわかる図面等もあまりないため、3点（あまりない）である。

##### ○B（時間及び労力）について

- ・ア（事案の専門性）

本件は、固定資産評価に関する専門知識が要求される事件であるが、市長が代表となる部分について要する知識は限定されているため、1点（普通）である。

・イ（書面作成等に要する労力の見込み）

本件の主たる争点となる本件建物の固定資産評価額の妥当性に係る主張は、本件委員会が代表となる部分において行うことが見込まれるもの、複数の評価項目について、評価が妥当でないと判断された場合を想定して本市が損害賠償義務を負わない旨主張する必要性が見込まれることから、2点（普通）である。

・ウ（尋問の実施に要する労力の見込み）

尋問が実施される見込みはないため、0点（特に少ない）である。

○C（加減率）について

特になし

(3) 協議日

令和5年8月16日

大阪地方裁判所令和5年(ワ)第4399号不当利得返還等請求事件

原告 大阪市

被告 関西電力株式会社

(1) 事件概要

本市は、被告との間で道路照明灯及び仮設信号機に対する電力供給に係る契約（以下「電力供給契約」という。）を締結していたところ、道路照明灯及び仮設信号機の撤去に伴い電気の使用を廃止する旨の通知を行ったにもかかわらず被告において電気の需給を終了させるための適当な処置が行われていなかつたこと及び既に電力供給契約が締結されている道路照明灯について重ねて別の電力供給契約が締結されていたことにより、平成3年4月から令和4年9月までに本市が被告に対し支払った電気料金について過払が発生していることが判明したため、被告に対し、当該電気料金の過払分に相当する金46,670,743円及びこれに対する遅延損害金等の支払を求め訴えを提起したもの

(2) 着手金の算定について

訴訟代理人弁護士の報酬の支払に関する指針に従い、弁護士橋本匡弘との協議の結果、着手金の額を次のとおり算定する。

		評点
A 事案の難易度	ア 事案・争点の複雑性	2点
	イ 法的な争点の難易度	2点
	ウ 有利となる証拠	3点
B 時間及び労力	ア 事案の専門性	2点
	イ 書面作成等に要する労力の見込み	3点
	ウ 尋問の実施に要する労力の見込み	0点
報酬の算定	評点の合計（A）	12点
	計算額（5万円+5万円×A点=B）	65万円
	加減率（C）	0
	報酬額（B+B×C）	65万円

よって、着手金の額は、65万円となる。

※算定理由

○A (事案の難易度)について

・ア (事案・争点の複雑性)

本件の主な争点は、被告に不当利得が生じているか否か及び本市が被告に対して支払った電気料金の過払分に相当する債権について消滅時効が完成しているか否かであるところ、事案が長期間かつ多岐にわたるため、2点（普通）である。

・イ (法的な争点の難易度)

上記争点に関し、電力供給契約の内容及びその性質を踏まえ、各電力供給契約が消滅していることから被告に電気料金を受領する法律上の原因がないことについて事実経過を整理して主張・立証する必要があることから、2点（普通）である。

・ウ (有利となる証拠)

本市が工事受託業者を通じて被告に対し行った電気の使用を廃止する旨の通知に係る資料の多くが残されていないため、3点（あまりない）である。

○B (時間及び労力)について

・ア (事案の専門性)

民法の一般的な知識に加え、被告が作成する電気特定小売供給約款に係る知識が必要となるため、2点（普通）である。

・イ (書面作成等に要する労力の見込み)

時効の完成猶予期間の満了が近づいていることから、書面作成に急を要することに加え、本件各電力供給契約に係る長期間かつ多岐に渡る事実経過を整理する必要があるため、3点（多い）である。

・ウ (尋問の実施に要する労力の見込み)

尋問の実施は見込まれないため、0点（特に少ない）である。

○C (加減率)について

特になし

(3) 協議完了日

令和5年8月4日

大阪地方裁判所

## 損害賠償請求事件

原告 [REDACTED] 外4名

被告 大阪市

## (1) 事件概要

原告らは、市立小学校（以下「本件学校」という。）に設置されている学校協議会が越権してPTA役員に対し謝罪や辞任を求める文書を送付したこと、本件学校主催のPTA活動に関する説明会等において地域住民が原告らを誹謗中傷するような発言を行ったこと等に関し、本件学校が原告らに対する権利侵害を認識しながらそれを制止することなく放置したことにより精神的な損害を被った等として、本市に対し、原告らのうち4名についてそれぞれ金33万円及びこれに対する遅延損害金の支払並びに原告らのうち1名について金16万5000円及びこれに対する遅延損害金の支払を求めて訴えを提起したもの

## (2) 着手金の算定について

訴訟代理人弁護士の報酬の支払に関する指針に従い、弁護士大砂裕幸との協議の結果、着手金の額を次のとおり算定する。

		評点
A 事案の難易度	ア 事案・争点の複雑性	1点
	イ 法的な争点の難易度	1点
	ウ 有利となる証拠	1点
B 時間及び労力	ア 事案の専門性	0点
	イ 書面作成等に要する労力の見込み	1点
	ウ 尋問の実施に要する労力の見込み	0点
報酬の算定	評点の合計 (A)	4点
	計算額 (5万円 + 5万円 × A点 = B)	25万円
	加減率 (C)	0
	報酬額 (B + B × C)	25万円

よって、着手金の額は、25万円となる。

## ※算定理由

○A (事案の難易度) について

・ア（事案・争点の複雑性）

本件の争点は、学校協議会によるPTA役員に対する文書送付及びPTA活動に関する説明会等における本件学校の対応について、本市に国家賠償法上の違法な行為があったか否かに限定されるものの、原告らが多岐にわたる事実経過を主張しているため、1点（やや単純）である。

・イ（法的な争点の難易度）

上記のとおり争点は限定されているものの、本市に国家賠償法上の違法な行為がなかったことについて、学校協議会の位置付けや本市とPTAの関係を踏まえた主張をする必要があるため、1点（容易）である。

・ウ（有利となる証拠）

学校協議会運営の手引き、市立小学校PTA規約、原告らへの対応経過の記録等があるため、1点（十分にある）である。

○B（時間及び労力）について

・ア（事案の専門性）

一般的な損害賠償請求事案に係る知識で対応可能であるため、0点（特に低い）である。

・イ（書面作成等に要する労力の見込み）

上記のとおり争点は限定されているものの、事実経過を整理の上、学校協議会の位置付けや本市とPTAの関係を踏まえた主張をする必要があるため、1点（少ない）である。

・ウ（尋問の実施に要する労力の見込み）

尋問の実施は見込まれないため、0点（特に少ない）である。

○C（加減率）について

特になし

(3) 協議完了日

令和5年7月24日

大阪地方裁判所

損害賠償請求事件

原告

被告 大阪市

## (1) 事件概要

原告は、本市が電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の申請書の受取及び各区役所で実施している市民法律相談の受付を拒否したこと等により、本来受けられるべき同給付金の給付が受けられなかった、同市民法律相談を利用することができないことから他の機関で法律相談を受けなければならず、そのために別途の費用負担が生じる等として、本市に対し、金100,000円の支払を求めて訴えを提起したもの

## (2) 着手金の算定について

訴訟代理人弁護士の報酬の支払に関する指針に従い、弁護士原戸稻男との協議の結果、着手金の額を次のとおり算定する。

		評点
A 事案の難易度	ア 事案・争点の複雑性	0点
	イ 法的な争点の難易度	0点
	ウ 有利となる証拠	1点
B 時間及び労力	ア 事案の専門性	1点
	イ 書面作成等に要する労力の見込み	1点
	ウ 尋問の実施に要する労力の見込み	0点
報酬の算定	評点の合計（A）	3点
	計算額（5万円+5万円×A点=B）	20万円
	加減率（C）	0
	報酬額（B+B×C）	20万円

よって、着手金の額は、20万円となる。

## ※算定理由

## ○ A (事案の難易度) について

- ・ア (事案・争点の複雑性)
- ・争点は、原告の本件給付金申請、本件市民法律相談等に対する本市の対応が違

法なものであるか否かであるところ、原告の主張に理由がないことは明らかであるため、0点（単純）である。

・イ（法的な争点の難易度）

上記のとおり、原告の主張に理由がないことは明らかであるため、0点（特に容易）である。

・ウ（有利となる証拠）

原告の本件給付金申請が申請期限を経過した後になされていることを示す本市の受付記録等があるため、1点（十分にある）である。

○B（時間及び労力）について

・ア（事案の専門性）

本市が実施する電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金制度及び市民法律相談制度について基礎的な知識が必要であるため、1点（低い）である。

・イ（書面作成等に要する労力の見込み）

本件は本人訴訟であり、本市の主張をするに当たり原告の主張を整理する必要があるものの、原告の主張に理由がないことは明らかであるため、1点（少ない）である。

・ウ（尋問の実施に要する労力の見込み）

尋問の実施は見込まれないため、0点（特に少ない）である。

○C（加減率）について

特になし

(3) 協議完了日

令和5年7月20日

原告

被告 大阪市

## (1) 事件概要

原告は、大阪市長に対し本市営住宅の家賃の減免申請が却下されたこと（以下「本件却下」という。）を不服として行政不服審査法に基づく審査請求及び執行停止の申立て（以下「本件審査請求等」という。）を行ったところ、本件却下は私法上の行為であり、行政処分には該当しないとして、大阪市長より本件審査請求等を却下する裁決（以下「本件裁決」という。）がなされたため、本市に対し、本件却下は行政処分に当たる等として、本件裁決の取消しを求めて訴えを提起したところ、令和5年2月15日に本市勝訴の判決言渡しがあったもの

## (2) 謝金の算定について

訴訟代理人弁護士の報酬の支払に関する指針に従い、弁護士大砂裕幸との協議の結果、謝金の額を次のとおり算定する。

		評点
A 事案の難易度	ア 事案・争点の複雑性	0 点
	イ 法的な争点の難易度	0 点
	ウ 有利となる証拠	1 点
B 時間及び労力	ア 事案の専門性	1 点
	イ 書面作成等に要した労力	1 点
	ウ 尋問の実施に要した労力	0 点
報酬の算定	評点の合計（A）	3 点
	計算額（5万円 + 5万円 × A点 = B）	20 万円
	加減率（C）	0 %
	勝訴割合（D）	1.25
	報酬額（B + B × C）× D	25 万円

よって、謝金の額は、25万円となる。

## ※算定理由

### ○A（事案の難易度）について

#### ・ア（事案・争点の複雑性）

本件における実質的な争点は、本件却下が行政処分に該当するか否かに限られたため、0点（単純）である。

#### ・イ（法的な争点の難易度）

上記の主たる争点について、本件却下は行政処分ではなく、私法上の行為であることが明らかであったため、0点（特に容易）である。

#### ・ウ（有利となる証拠）

原告の主張について反証となる証拠として、公営住宅の使用関係について、法及び条例に特別の定めがない限り、基本的には私人間の家屋賃貸借関係と異なるところはない旨判示している判例があったため、1点（十分にある）である。

### ○B（時間及び労力）について

#### ・ア（事案の専門性）

本市の市営住宅制度や公営住宅法に係る知識が必要となるが、争点が限定されていたため、1点（低い）である。

#### ・イ（書面作成等に要した労力）

争点は限定的であり、短期間で終結し、作成書面数は少なかったため、1点（少ない）である。

#### ・ウ（尋問の実施に要した労力）

尋問が実施されなかつたため、0点（特に少ない）である。

### ○C（加減率）について

特になし

### ○D（勝訴割合）について

本市の完全勝訴のため、勝訴割合は1.25である。

### (3) 協議完了日

令和5年7月24日

大阪高等裁判所

行政処分取消請求控訴事件

控訴人

[REDACTED]

被控訴人

大阪市

## (1) 事件概要

原告は、大阪市長に対し本市営住宅の家賃の減免申請が却下されたこと（以下「本件却下」という。）を不服として行政不服審査法に基づく審査請求及び執行停止の申立て（以下「本件審査請求等」という。）を行ったところ、本件却下は私法上の行為であり、行政処分には該当しないとして、大阪市長より本件審査請求等を却下する裁決（以下「本件裁決」という。）がなされたため、本市に対し、本件却下は行政処分に当たる等として、本件裁決の取消しを求めて訴えを提起したところ、令和5年2月15日に本市勝訴の判決言渡しがあったが、これを不服とした控訴人が控訴したもの

## (2) 着手金の算定について

訴訟代理人弁護士の報酬の支払に関する指針に従い、弁護士大砂裕幸との協議の結果、着手金の額を次のとおり算定する。

		評点
A 事案の難易度	ア 事案・争点の複雑性	0点
	イ 法的な争点の難易度	0点
	ウ 有利となる証拠	0点
B 時間及び労力	ア 事案の専門性	0点
	イ 書面作成等に要する労力の見込み	0点
	ウ 尋問の実施に要する労力の見込み	0点
報酬の算定	評点の合計（A）	0点
	計算額（5万円+5万円×A点=B）	5万円
	加減率（C）	0%
	報酬額（B+B×C）	5万円

よって、着手金の額は、5万円となる。

## ※算定理由

### ○A (事案の難易度) について

- ・ア (事案・争点の複雑性)

第1審において争点は既に整理されているため、0点（単純）である。

- ・イ (法的な争点の難易度)

第1審において法的な争点は整理されているため、0点（特に容易）である。

- ・ウ (有利となる証拠)

第1審において提出した証拠のほかに、新たな証拠を提出することは見込まれないため、0点（不要）である。

### ○B (時間及び労力) について

- ・ア (事案の専門性)

第1審において争点は既に整理されているため、0点（特に低い）である。

- ・イ (書面作成等に要する労力の見込み)

第1審において争点は既に整理されており、提出書面は少ないことが見込まれるため、0点（特に少ない）である。

- ・ウ (尋問の実施に要する労力の見込み)

尋問が実施される見込みはないため、0点（特に少ない）である。

### ○C (加減率) について

特になし

### (3) 協議完了日

令和5年7月24日

大阪高等裁判所令和4年（行コ）第164号固定資産税及び都市計画税賦課決定処分取消請求控訴事件

控訴人 真宗大谷派難波別院

被控訴人 大阪市

(1) 事件概要

宗教法人である控訴人は、自己が所有する土地について令和2年度の固定資産税及び都市計画税に係る賦課決定処分（税額は合計318,474,000円）を受けたところ、当該土地の一部が参道であることから、当該参道の部分は地方税法第348条第2項第3号の「宗教法人が専らその本来の用に供する宗教法人法第3条に規定する…境内地」に該当し、同号及び同法第702条の2第2項の規定に基づき固定資産税及び都市計画税が非課税となるとして、本市に対し、上記賦課決定処分のうち、301,703,200円を超える部分の取消しを求めて訴えを提起したところ、令和4年11月17日に本市勝訴の判決言渡しがあったが、これを不服とした控訴人が控訴したもの

(2) 着手金の算定について

訴訟代理人弁護士の報酬の支払に関する指針に従い、弁護士濱和哲及び弁護士元氏成保との協議の結果、着手金の額を次のとおり算定する。

		評点
A 事案の難易度	ア 事案・争点の複雑性	0点
	イ 法的な争点の難易度	1点
	ウ 有利となる証拠	1点
B 時間及び労力	ア 事案の専門性	2点
	イ 書面作成等に要する労力の見込み	1点
	ウ 尋問の実施に要する労力の見込み	0点
報酬の算定	評点の合計（A）	5点
	計算額（5万円+5万円×A点=B）	30万円
	加減率（C）	0
	報酬額（B+B×C）	30万円

よって、着手金の額は、30万円となる。なお、当該着手金の支払については、両

弁護士との協議の結果、両弁護士それぞれに対して 15 万円を支払うこととする。

#### ※算定理由

##### ○A (事案の難易度) について

###### ・ア (事案・争点の複雑性)

争点は第 1 審において既に整理されているため、0 点（単純）である。

###### ・イ (法的な争点の難易度)

争点は第 1 審において既に整理されているものの、本件のような参道地の課税に関して先行する判例がないなかで主張立証を行う必要がある事案であるため、1 点（容易）である。

###### ・ウ (有利となる証拠)

本件土地における過去の課税状況に係る主張を行うにあたり、本件土地の利用用途に係る資料の提出が見込まれるため、1 点（十分にある）である。

##### ○B (時間及び労力) について

###### ・ア (事案の専門性)

争点は第 1 審において既に整理されているものの、本件のような参道地の課税に関して先行する判例がないなかで地方税法上の専門的な知識を必要とする事案であるため、2 点（普通）である。

###### ・イ (書面作成等に要する労力の見込み)

争点は第 1 審において既に整理されているが、控訴審における控訴人の主張への反論及び本件土地における過去の課税状況に係る主張を行う必要があるため、1 点（少ない）である。

###### ・ウ (尋問の実施に要する労力の見込み)

尋問の実施は見込まれないため、0 点（特に少ない）である。

##### ○C (加減率) について

特になし

#### (3) 協議完了日

令和 5 年 7 月 20 日

大阪地方裁判所

損害賠償請求事件

原告 [REDACTED]

被告 大阪市外2名

## (1) 事件概要

原告は、市立[REDACTED]小学校の在学中に、同人の同級生である児童ら（以下「相被告児童ら」という。）から様々なじめを受け、不登校となったのは、同学校の教員が、原告に対する相被告児童らからのいじめを現認し、若しくは原告やその保護者からいじめ被害を訴えられていたにもかかわらず、組織的に適切な対応をすることもせず、いじめを放置したためである等として、本市、相被告児童ら及び相被告児童らの保護者らに対し、連帶して、慰謝料等金3,300,000円及びこれに対する遅延損害金の支払いを求めて訴えを提起した（なお、原告は、相被告児童ら及び相被告児童らの保護者らの一部との間で和解が成立し、和解金が支払われたことを受け、請求額を3,300,000円から1,650,000円に変更した。）。

その後、原告は、市立[REDACTED]中学校の在学中に、同人の同級生である生徒らからいじめを受けたのは、本市及び同学校の教員が当該いじめに対して適切な調査や措置を講じることを怠ったためである等として、本市に対し、慰謝料等1,100,000円及びこれに対する遅延損害金の支払いを求める訴えを追加したところ、令和5年2月22日に本市勝訴の判決言渡しがあったもの

## (2) 謝金の算定について

訴訟代理人弁護士の報酬の支払に関する指針に従い、弁護士山田陽彦との協議の結果、謝金の額を次のとおり算定する。

		評点
A 事案の難易度	ア 事案・争点の複雑性	4点
	イ 法的な争点の難易度	4点
	ウ 有利となる証拠	3点
B 時間及び労力	ア 事案の専門性	3点
	イ 書面作成等に要した労力	4点
	ウ 尋問の実施に要した労力	4点
報酬の算定	評点の合計（A）	22点
	計算額（5万円+5万円×A点=B）	115万円

	加減率 (C)	0
	勝訴割合 (D)	1. 25
	報酬額 (B + B × C) × D	143.75万円

よって、謝金の額は、143万7500円となる。

#### ※算定理由

##### ○A (事案の難易度)について

- ・ア (事案・争点の複雑性)

原告が小学校在学中に加え、中学校在学中に受けっていたと主張するいじめについて、本市に安全配慮義務違反があったかどうかが争点であったところ、事案が長期間かつ多岐にわたることに加え、関係人も多数存在し、整理することが困難であったため、4点（複雑）である。

- ・イ (法的な争点の難易度)

原告が小学校在学中に受けていたと主張するいじめについて、第三者委員会において本市の責任が一定認められているなかで本市に安全配慮義務違反がなかったことを主張立証する必要があったため、4点（特に困難）である。

- ・ウ (有利となる証拠)

当時の状況を記した校長や担当教諭のメモ等が存在したが、本市に安全配慮義務違反がなかったことを立証する証拠は不十分であったため、3点（あまりない）である。

##### ○B (時間及び労力)について

- ・ア (事案の専門性)

本件は学校におけるいじめ事案という配慮を要する案件であるとともに、学校におけるいじめ防止対策に関する知識も必要となつたため、3点（高い）である。

- ・イ (書面作成等に要した労力)

原告が小学校在学中に加え、中学校在学中に受けていたと主張するいじめについて、詳細な事実関係の認否及び反論を要したこととに加え、原告と多数の相被告児童らとの和解交渉の状況を踏まえつつ、本市に安全配慮義務違反がなかったことについて主張立証を行う必要があり、長期にわたる事案であったため、4点（特に多い）である。

・ウ（尋問の実施に要した労力）

原告本人、当時の校長、担当教諭等、合計 10 名の尋問が実施されたため、4 点（特に多い）である。

○C（加減率）について

特になし

○D（勝訴割合）について

本市の完全勝訴のため、勝訴割合は 1.25 である。

(3) 協議完了日

令和 5 年 7 月 27 日

大阪地方裁判所

## 損害賠償請求事件

原告

被告 大阪市

## (1) 事件概要

市立■中学校（以下「本件学校」という。）の1年生であった原告は、■の柔道の授業において、同級生である女生徒により襟部分と袖部分を掴んだまま、強く床に押し倒すように投げられたため、後頭部を床で強打し、■の傷害を負うとともに、■の後遺障害を残したところ、原告が当該傷害を負うとともに当該後遺障害を残したのは、当該授業を担当していた体育教員（以下「訴外教員」という。）が生徒に対し、投げ技の指導にあたって受け身の練習を徹底して実施する等の指導を行わなかったとともに、本件学校の校長が訴外教員に当該指導を行っていることを確認しなかったためである等として、本市に対し、金10,534,187円及びこれに対する遅延損害金の支払を求めて訴えを提起したところ、令和5年3月16日に本市勝訴の判決言渡しがあったもの

## (2) 謝金の算定について

訴訟代理人弁護士の報酬の支払に関する指針に従い、弁護士山田陽彦との協議の結果、謝金の額を次のとおり算定する。

		評点
A 事案の難易度	ア 事案・争点の複雑性	2点
	イ 法的な争点の難易度	2点
	ウ 有利となる証拠	2点
B 時間及び労力	ア 事案の専門性	2点
	イ 書面作成等に要した労力	2点
	ウ 尋問の実施に要した労力	2点
報酬の算定	評点の合計（A）	12点
	計算額（5万円 + 5万円×A点=B）	65万円
	加減率（C）	0
	勝訴割合（D）	1.25
	報酬額（B+B×C）×D	81.25万円

よって、謝金の額は、81万2500円となる。

#### ※算定理由

##### ○A（事案の難易度）について

###### ・ア（事案・争点の複雑性）

争点は、①柔道の授業における本件学校の対応に安全配慮義務違反があったかどうか、②原告に生じた損害の有無及び多寡であったため、2点（普通）である。

###### ・イ（法的な争点の難易度）

争点①については、事故を防止するための措置を十分にとったことを詳述する必要があり、争点②については、医療機関のカルテ等を踏まえて詳述する必要があつたため、2点（普通）である。

###### ・ウ（有利となる証拠）

国が作成した柔道の指導に係る手引等があつたため、2点（ある）である。

##### ○B（時間及び労力）について

###### ・ア（事案の専門性）

柔道の授業における安全配慮義務及び後遺障害の認定に係る専門性を要する事案であったため、2点（普通）である。

###### ・イ（書面作成等に要した労力）

事故発生当時の現場状況や柔道の指導計画等を詳述したうえで、主張立証を行う必要があつたため、2点（普通）である。

###### ・ウ（尋問の実施に要した労力）

原告本人、本市職員である教諭2名の計3名について尋問が実施されたため、2点（普通）である。

##### ○C（加減率）について

特になし

##### ○D（勝訴割合）について

本市の完全勝訴のため、勝訴割合は1.25である。

#### (3) 協議完了日

令和5年7月27日

大阪高等裁判所

損害賠償 債務不存在確認請求控訴事件

控訴人 [REDACTED]

被控訴人 大阪市外 3名

## (1) 事件概要

市立 [REDACTED] 中学校に在籍していた控訴人は、[REDACTED] の体育の授業前の休憩時間中に、同級生の相被控訴人生徒（以下「相被控訴人生徒」という。）から柔道の技を掛けられ、[REDACTED] の傷害を負うとともに、[REDACTED] に後遺障害を残したところ、控訴人が当該傷害を負うとともに当該後遺障害を残したのは、訴外教諭が生徒らに対し柔道の危険性を十分認識させ、休憩時間中に柔道をすることを禁止する等の安全指導をして、事故を防止すべき義務を負っていたにもかかわらず、当該義務に違反したからであるとして、本市、相被控訴人生徒及びその両親に対し、連帯して金25,824,791円の損害賠償の支払を求めて訴えを提起したところ、令和2年3月25日に本市勝訴の判決言渡しがあり、控訴人はこれを不服として控訴したところ、令和5年3月24日に控訴の取下げがあったもの

## (2) 謝金の算定について

訴訟代理人弁護士の報酬の支払に関する指針に従い、弁護士山田陽彦との協議の結果、謝金の額を次のとおり算定する。

		評点
A 事案の難易度	ア 事案・争点の複雑性	1点
	イ 法的な争点の難易度	2点
	ウ 有利となる証拠	1点
B 時間及び労力	ア 事案の専門性	0点
	イ 書面作成等に要した労力	2点
	ウ 尋問の実施に要した労力	0点
報酬の算定	評点の合計 (A)	6点
	計算額 (5万円 + 5万円 × A点 = B)	35万円
	加減率 (C)	0
	勝訴割合 (D)	1.0
	報酬額 (B + B × C) × D	35万円

よって、謝金の額は、35万円となる。

#### ※算定理由

##### ○A（事案の難易度）について

###### ・ア（事案・争点の複雑性）

争点は、①学校における休憩時間中の安全配慮義務違反の有無、②控訴人に生じた損害の有無及び多寡であるが、第1審において一定の争点整理がされていたため、1点（やや単純）である。

###### ・イ（法的な争点の難易度）

学校における休憩時間中の安全配慮義務違反の有無について控訴人の主張に反論するとともに、控訴人の後遺障害の程度等について追加の主張を行う必要があったため、2点（普通）である。

###### ・ウ（有利となる証拠）

学校における休憩時間中の安全配慮義務違反の有無について一定の裁判例の蓄積があるとともに、後遺障害の認定に係る基準を示す資料等があったため、1点（十分にある）である。

##### ○B（時間及び労力）について

###### ・ア（事案の専門性）

学校における休憩時間中の安全配慮義務に係る専門性を要する事案であったが、第一審において一定の争点整理がされていたため、0点（特に低い）である。

###### ・イ（書面作成等に要した労力）

提出書面は少数で足りたものの、相被控訴人らの主張書面の提出が複数回行われる等により長期にわたって期日が重ねられ、期日対応に労力を要したため、2点（普通）である。

###### ・ウ（尋問の実施に要した労力）

尋問は実施されなかつたため、0点（特に少ない）である。

##### ○C（加減率）について

特になし

##### ○D（勝訴割合）について

控訴の取下げにより終了し、本市に不利な結果となっていなかったため、勝訴割合は1.0である。

(3) 協議完了日

令和5年7月27日

大阪地方裁判所

損害賠償請求事件

原告 A

被告 大阪市外2名

## (1). 事件概要

市立小学校（以下「本件学校」という。）の生徒である原告は、在籍していた本件学校4年2組の担任教諭であった相被告（以下「相被告教諭」という。）から厳しく叱責され、不登校になったとし、原告が不登校になり、精神的に追い詰められ、損害を被ったのは、相被告教諭が叱責したことにより原告を怖がらせた上、本件学校の校長であった相被告（以下「相被告校長」という。）も適切な対応を取らなかったためである等として、本市、相被告教諭及び相被告校長に対し、連帶して金1,500,000円及びこれに対する遅延損害金の支払を求めて訴えを提起したところ、令和5年4月28日に本市勝訴の判決言渡しがあったもの

## (2) 謝金の算定について

訴訟代理人弁護士の報酬の支払に関する指針に従い、弁護士山田陽彦との協議の結果、謝金の額を次のとおり算定する。

		評点
A 事案の難易度	ア 事案・争点の複雑性	2点
	イ 法的な争点の難易度	2点
	ウ 有利となる証拠	2点
B 時間及び労力	ア 事案の専門性	1点
	イ 書面作成等に要した労力	2点
	ウ 尋問の実施に要した労力	3点
報酬の算定	評点の合計（A）	12点
	計算額（5万円+5万円×A点=B）	65万円
	加減率（C）	0
	勝訴割合（D）	1.25
	報酬額（B+B×C）×D	81.25万円

よって、謝金の額は、81万2500円となる。

## ※算定理由

### ○A（事案の難易度）について

#### ・ア（事案・争点の複雑性）

争点は、本市職員である相被告教諭及び相被告校長の原告に対する各対応（以下「本件各対応」という。）が教育的指導の範囲内といえるか及び本件各対応と原告が不登校になったこととの間における因果関係の有無であったため、2点（普通）である。

#### ・イ（法的な争点の難易度）

原告の置かれている状況等を踏まえ、本件各対応が適法なものであったかどうか等について、原告が不登校となった事実経過や本件各対応の内容を詳細に整理した上で主張する必要があったため、2点（普通）である。

#### ・ウ（有利となる証拠）

原告及び原告の保護者との対応経過を記録したメモがあったため、2点（ある）である。

### ○B（時間及び労力）について

#### ・ア（事案の専門性）

生徒に対する教職員の指導に係る知識が必要となったが、一般的な損害賠償請求事件と比べ、専門性の高い事案ではなかったため、1点（低い）である。

#### ・イ（書面作成等に要した労力）

上記Aイのとおり、本件各対応が適法なものであったかどうか等について主張するためには、原告が不登校となった事実経過や本件各対応の内容を詳細に整理する必要があり、本市職員である相被告教諭及び相被告校長を含めた複数の関係者から聞き取りを行った内容等をまとめる必要があったため、2点（普通）である。

#### ・ウ（尋問の実施に要した労力）

原告の保護者、本市職員である教諭3名、意見書を作成した精神科医の計5名の尋問が実施されたため、3点（多い）である。

### ○C（加減率）について

特になし

### ○D（勝訴割合）について

本市の完全勝訴のため、勝訴割合は1.25である。

(3) 協議完了日

令和5年7月27日

大阪地方裁判所

## 損害賠償請求事件

原告 [REDACTED] 外12名

被告 大阪市

## (1) 事件概要

本市は、[REDACTED] ほか15筆の各土地（以下「本件各土地」という。）の所有者に対し、平成10年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）に係る各賦課決定を行った。

これに対し、本件各土地の所有者又はその相続人等である原告らは、本件各土地はいずれも容積率の異なる地域にわたる土地（以下「容積率混在土地」という。）であるところ、本件各土地の評価において本市が容積率混在土地に係る補正を行うべきであったにもかかわらずこれを行わなかったことにより、既に納付した固定資産税等について過納が生じている等として、本市に対し、固定資産税等に係る過納額に相当する損害賠償金78,201,500円及び弁護士費用相当損害金7,820,151円の合計金86,021,651円並びにこれに対する遅延損害金の支払を求めて訴えを提起したところ、令和5年5月25日に本市勝訴の判決言渡しがあったもの

## (2) 謝金の算定について

訴訟代理人弁護士の報酬の支払に関する指針に従い、弁護士濱和哲及び弁護士元氏成保との協議の結果、謝金の額を次のとおり算定する。

		評点
A 事案の難易度	ア 事案・争点の複雑性	4点
	イ 法的な争点の難易度	4点
	ウ 有利となる証拠	3点
B 時間及び労力	ア 事案の専門性	4点
	イ 書面作成等に要した労力	4点
	ウ 尋問の実施に要した労力	0点
報酬の算定	評点の合計（A）	19点
	計算額（5万円+5万円×A点=B）	100万円
	加減率（C）	0
	勝訴割合（D）	1.25

	報酬額 (B + B × C) × D	125 万円
--	---------------------	--------

よって、謝金の額は、125 万円となる。なお、当該謝金の支払については、両弁護士との協議の結果、両弁護士それぞれに対して 62 万 5000 円を支払うこととする。

#### ※算定理由

##### ○A（事案の難易度）について

- ・ア（事案・争点の複雑性）

争点は、本件補正を行わなかったことについて本市に過失があったかどうか、賠償責任を負うべき損害の範囲等複数存在するとともに、課税の対象となった各土地の事情がそれぞれ異なることに加え、①本件補正に係る制度は本市が独自に設けたものであること、②本市が本件補正を適用し、原告らに固定資産税等の一部を還付していることを踏まえて主張立証を整理する必要があったため、4 点（複雑）である。

- ・イ（法的な争点の難易度）

争点は上記のとおり複数存在するとともに、①本件補正に係る制度は本市が独自に設けたものであること、②本市が本件補正を適用し、原告らに固定資産税等の一部を還付していることを踏まえて、課税の対象となった各土地の個別の事情に即した詳細な主張立証を行う必要があったため、4 点（特に困難）である。

- ・ウ（有利となる証拠）

本件補正に係る制度は本市が独自に設けたものであり、本件補正を行わなかったことの妥当性を示す資料はあまりなかったため、3 点（あまりない）である。

##### ○B（時間及び労力）について

- ・ア（事案の専門性）

固定資産税等の賦課決定の前提として、国の固定資産評価基準及び本市が独自に設けた本件補正に係る制度に関する知識を要する事案であり、争点も上記のとおり複数存在することから、税務に係る特に高い専門性を要したため、4 点（特に高い）である。

- ・イ（書面作成等に要した労力）

争点は上記のとおり複数存在するとともに、①本件補正に係る制度は本市が独自に設けたものであること、②本市が本件補正を適用し、原告らに固定資産税等の一部を還付していることを踏まえて、課税の対象となった各土地の個別の事情

に即した詳細な主張立証を行う必要があり、主張の組み立てに労力を要する事案であったため、4点（特に多い）である。

・ウ（尋問の実施に要した労力）

尋問は実施されなかつたため、0点（特に少ない）である。

○C（加減率）について

特になし

○D（勝訴割合）について

本市の完全勝訴のため、勝訴割合は1.25である。

(3) 協議完了日

令和5年7月20日

大阪地方裁判所

行政文書非公開決定処分取消請求事件

原告 [REDACTED]

被告 大阪市

## (1) 事件概要

原告は、市長に対し、令和4年6月30日付けで「大阪市公園条例によれば、長居公園内で音楽コンサート（ライブ）を公演するときは大阪市長の許可が必要となつており、2012年8月18日エイベックス又はこれらの関連会社等が行った許可申請書」を対象とする情報公開請求及び「エイベックス又はこの関連会社が2012年8月18日大阪市長に長居公園を使用する許可を申請したはずなので、これに対して、許可を与えた許可書の資料」を対象とする情報公開請求を行ったところ、市長は、同年7月14日付けで、当該各情報公開請求に対し、保存期間が経過したため各対象文書を廃棄していることを理由に、それぞれ不存在による非公開決定（以下「本件各決定」という。）を行った。

原告は、当該各情報公開請求に係る各対象文書の保存期間は20年又は永久のものである等として、本市に対し、本件各決定の取消し及び当該各対象文書の公開の義務付けを求めて訴えを提起したところ、令和5年3月29日に本市勝訴の判決言渡しがあったもの

## (2) 謝金の算定について

訴訟代理人弁護士の報酬の支払に関する指針に従い、弁護士布施裕との協議の結果、謝金の額を次のとおり算定する。

		評点
A 事案の難易度	ア 事案・争点の複雑性	0点
	イ 法的な争点の難易度	0点
	ウ 有利となる証拠	1点
B 時間及び労力	ア 事案の専門性	1点
	イ 書面作成等に要した労力	0点
	ウ 尋問の実施に要した労力	0点
報酬の算定	評点の合計（A）	2点
	計算額（5万円+5万円×A点=B）	15万円
	加減率（C）	0

	勝訴割合 (D)	1.25
	報酬額 $(B + B \times C) \times D$	18.75 万円

よって、謝金の額は、18万7500円となる。

#### ※算定理由

##### ○A (事案の難易度)について

- ・ア (事案・争点の複雑性)

争点は、本件各決定が適法に行われたかどうかに限定されていたため、0点(単純)である。

- ・イ (法的な争点の難易度)

各対象文書について保存期間が経過しており、廃棄されていることは明らかであったため、0点(特に容易)である。

- ・ウ (有利となる証拠)

各対象文書は長居公園の指定管理者に引き継がれたものであるところ、各対象文書の保存期間が記載された本市と当該指定管理者間の協定書等を提出したため、1点(十分にある)である。

##### ○B (時間及び労力)について

- ・ア (事案の専門性)

上記のとおり争点は限定されていたものの、本市の情報公開制度や指定管理者制度に係る知識を要したため、1点(低い)である。

- ・イ (書面作成等に要した労力)

上記のとおり争点は限定されていたとともに、短期間で終結したため、0点(特に少ない)である。

- ・ウ (尋問の実施に要した労力)

尋問は実施されなかったため、0点(特に少ない)である。

##### ○C (加減率)について

特になし

##### ○D (勝訴割合)について

本市の完全勝訴のため、勝訴割合は1.25である。

(3) 協議完了日

令和5年7月25日

大阪地方裁判所

建物明渡請求事件

原告 大阪市

被告 [REDACTED]

## (1) 事件概要

本市は、被告に対し、同人が入居していた市営住宅（以下「仮入居前家屋」という。）の供用廃止に伴う仮入居のために [REDACTED]（以下「本件家屋」という。）に係る使用承認をしたが、新たな市営住宅を供用開始したため被告に対し当該市営住宅への転居を求めたにもかかわらず、被告がこれに応じないことから、当該使用承認を取り消し、令和3年4月30日を期限として明渡しを求めたものの、被告は当該期限を過ぎても本件家屋の明渡しをしない。

そこで、本市は、被告に対し、本件家屋の明渡し及び損害金の支払を求めて訴えを提起するものである。

## (2) 着手金の算定について

訴訟代理人弁護士の報酬の支払に関する指針に従い、弁護士浜口廣久との協議の結果、着手金の額を次のとおり算定する。

		評点
A 事案の難易度	ア 事案・争点の複雑性	1点
	イ 法的な争点の難易度	1点
	ウ 有利となる証拠	1点
B 時間及び労力	ア 事案の専門性	1点
	イ 書面作成等に要する労力の見込み	1点
	ウ 尋問の実施に要する労力の見込み	0点
報酬の算定	評点の合計 (A)	5点
	計算額 (5万円 + 5万円 × A点 = B)	30万円
	加減率 (C)	0
	報酬額 (B + B × C)	30万円

よって、着手金の額は、30万円となる。

※算定理由

○A（事案の難易度）について

・ア（事案・争点の複雑性）

争点は、①仮入居が借地借家法第40条の一時使用目的であるといえるか否か、  
②仮入居前家屋の建替事業をもって、立ち退きについて定める大阪市営住宅条例  
第41条の「管理上必要がある」といえるか否かに限定されるため、1点（やや單  
純）である。

・イ（法的な争点の難易度）

争点は限定されるものの、仮入居前家屋の建替事業をもって大阪市営住宅条例  
第41条の「管理上必要がある」に該当することについて、借地借家法の解釈を踏  
まえて主張する必要があるため、1点（容易）である。

・ウ（有利となる証拠）

大阪市営住宅条例第41条の「管理上必要がある」といえることを立証するにあ  
たり、建替事業に係る計画等の資料があるため、1点（十分にある）である。

○B（時間及び労力）について

・ア（事案の専門性）

争点は限定されているものの、借地借家法及び本市の市営住宅制度に係る知識  
が必要であるため、1点（低い）である。

・イ（書面作成等に要する労力の見込み）

争点は限定されるものの、本件家屋に係る使用承認取消に至るまでの経過及び  
仮入居前家屋の建替事業の必要性について整理する必要があるため、1点（少な  
い）である。

・ウ（尋問の実施に要する労力の見込み）

尋問の実施は想定されないため、0点（特に少ない）である。

○C（加減率）について

特になし

(3) 協議完了日

令和5年7月20日

大阪地方裁判所

国民健康保険データ開示等請求事件

原告 [REDACTED]

被告 大阪市

## (1) 事件概要

原告は、原告及び原告の[REDACTED]に係る国民健康保険及び老人保健法の加入記録及び抹消記録（以下「本件記録」という。）を本市が開示しないことは原告の知る権利を侵害し違法である旨主張して、本市に対し、本件記録の公開の義務付け並びに金100万円及びこれに対する遅延損害金の支払を求めて訴えを提起したもの

## (2) 着手金の算定について

訴訟代理人弁護士の報酬の支払に関する指針に従い、弁護士橋本匡弘との協議の結果、着手金の額を次のとおり算定する。

		評点
A 事案の難易度	ア 事案・争点の複雑性	0点
	イ 法的な争点の難易度	0点
	ウ 有利となる証拠	1点
B 時間及び労力	ア 事案の専門性	0点
	イ 書面作成等に要する労力の見込み	2点
	ウ 尋問の実施に要する労力の見込み	0点
報酬の算定	評点の合計 (A)	3点
	計算額 (5万円 + 5万円 × A点 = B)	20万円
	加減率 (C)	0
	報酬額 (B + B × C)	20万円

よって、着手金の額は、20万円となる。

## ※算定理由

## ○ A (事案の難易度) について

- ・ア (事案・争点の複雑性)

争点は、本件記録を開示しないことの違法性に限定されるため、0点（単純）である。

・イ（法的な争点の難易度）

本件記録が存在せず、原告の主張に理由がないことは明らかであるため、0点（特に容易）である。

・ウ（有利となる証拠）

本件記録が存在しないことを立証するにあたり、国民健康保険等に関するシステムに係る処理に関する説明資料があるため、1点（十分にある）である。

○B（時間及び労力）について

・ア（事案の専門性）

争点は上記のとおり限定されており、専門的な知識は不要であるため、0点（特に低い）である。

・イ（書面作成等に要する労力の見込み）

訴訟提起に至るまでの事実関係及び原告の主張する内容を整理して主張、立証を行う必要があることから、2点（普通）である。

・ウ（尋問の実施に要する労力の見込み）

尋問の実施は想定されないため、0点（特に少ない）である。

○C（加減率）について

特になし

(3) 協議完了日

令和5年8月4日

である。

・イ（法的な争点の難易度）

本市が本件記録の開示に応じていないという原告の主張に理由がないことは明らかであるため、0点（特に容易）である。

・ウ（有利となる証拠）

原告からの問合わせに対する本市の回答に係る資料があるため、1点（十分にある）である。

○B（時間及び労力）について

・ア（事案の専門性）

本件は、戸籍制度に係る一般的な知識で足りる事案であるため、0点（特に低い）である。

・イ（書面作成等に要する労力の見込み）

訴訟提起に至るまでの事実関係及び原告の主張する内容を整理して主張、立証を行う必要があることから、2点（普通）である。

・ウ（尋問の実施に要する労力の見込み）

尋問の実施は想定されないため、0点（特に少ない）である。

○C（加減率）について

特になし

(3) 協議完了日

令和5年8月4日

大阪地方裁判所

デジタルデータ開示処分等請求事件

原告 [REDACTED]

被告 大阪市

## (1) 事件概要

原告は、原告の[REDACTED]に係る戸籍謄本のデータ並びに除籍及び戸籍の訂正記録（以下「本件記録」という。）の開示を求めたにもかかわらず、本市が原告に対し除籍謄本を申請するよう求めるばかりであり、本件記録の開示に応じない旨主張して、本市に対し、本件記録の公開の義務付け並びに金100万円及びこれに対する遅延損害金の支払を求めて訴えを提起したもの

## (2) 着手金の算定について

訴訟代理人弁護士の報酬の支払に関する指針に従い、弁護士橋本匡弘との協議の結果、着手金の額を次のとおり算定する。

		評点
A 事案の難易度	ア 事案・争点の複雑性	0点
	イ 法的な争点の難易度	0点
	ウ 有利となる証拠	1点
B 時間及び労力	ア 事案の専門性	0点
	イ 書面作成等に要する労力の見込み	2点
	ウ 尋問の実施に要する労力の見込み	0点
報酬の算定	評点の合計（A）	3点
	計算額（5万円+5万円×A点=B）	20万円
	加減率（C）	0
	報酬額（B+B×C）	20万円

よって、着手金の額は、20万円となる。

## ※算定理由

## ○ A（事案の難易度）について

- ・ア（事案・争点の複雑性）

争点は、本市が本件記録の開示に応じたか否かに限定されるため、0点（単純）

大阪地方裁判所令和4年（ワ）第10542号建物明渡等請求事件

原告 大阪市

被告 大阪東部市場食品興業有限会社

(1) 事件概要

中央卸売市場東部市場の建物の一部（以下「本件建物」という。）において市場の関連事業を行っていた被告は、当時の大阪市中央卸売市場業務条例の規定に基づき本件建物の一部を使用していたが、平成29年6月30日に当該指定が取り消された後も動産を存置して本件建物を不法に占有している。

そこで、本市は、本件建物の所有権に基づき、被告に対し、本件建物の明渡し及び使用料相当損害金等の支払いを求めたところ、令和5年4月27日に本市勝訴の判決言渡しがあったものである。

(2) 謝金の算定について

訴訟代理人弁護士の報酬の支払に関する指針に従い、弁護士住吉健一との協議の結果、謝金の額を次のとおり算定する。

		評点
A 事案の難易度	ア 事案・争点の複雑性	1点
	イ 法的な争点の難易度	0点
	ウ 有利となる証拠	1点
B 時間及び労力	ア 事案の専門性	1点
	イ 書面作成等に要した労力	1点
	ウ 尋問の実施に要した労力	0点
報酬の算定	評点の合計（A）	4点
	計算額（5万円 + 5万円 × A点 = B）	25万円
	加減率（C）	0
	勝訴割合（D）	1.25
	報酬額（B + B × C）× D	31.25万円

よって、謝金の額は、31万2500円となる。

※算定理由

○A（事案の難易度）について

・ア（事案・争点の複雑性）

争点は、被告が本件建物を不法に占有しているかどうかに限定されていたものの、被告の代表者が不在であり、特別代理人の選任申立てのために被告の清算等に関する事実関係の整理が必要であったため、1点（やや単純）である。

・イ（法的な争点の難易度）

被告が本件建物を不法に占有していることは明らかであったため、0点（特に容易）である。

・ウ（有利となる証拠）

被告が本件建物に動産を残置し、本件建物を不法に占有していることを示す写真等を提出したため、1点（十分にある）である。

○B（時間及び労力）について

・ア（事案の専門性）

本件は、被告が本件建物を不法に占有しているという一般的な民事事件であったが、地方卸売市場における施設指定及び特別代理人の選任申立てに係る知識が一部必要であったため、1点（低い）である。

・イ（書面作成等に要した労力）

本件条例の規定を踏まえ被告が本件建物を不法に占有していることを主張する書面及び特別代理人の選任申立てに係る書面を作成することを要したもの、被告が本件建物を不法に占有していることは明らかであり、書面作成に要する労力が少なかったため、1点（少ない）である。

・ウ（尋問の実施に要した労力）

尋問は実施されなかったため、0点（特に少ない）である。

○C（加減率）について

特になし

○D（勝訴割合）について

本市の完全勝訴のため、勝訴割合は1.25である。

(3) 協議完了日

令和5年8月1日

## 大阪地方裁判所令和5年(ワ)第1481号建物明渡等請求事件

原告 大阪市

被告 株式会社Supermaniac

## (1) 事件概要

中央卸売市場東部市場の建物の一部（以下「本件建物」という。）において市場の関連事業を行っていた被告は、当時の大阪市中央卸売市場業務条例の規定に基づき本件建物の一部を使用していたが、平成27年3月31日に使用期間が終了した後も動産を存置して本件建物を不法に占有している。

そこで、本市は、本件建物の所有権に基づき、被告に対し、本件建物の明渡し及び使用料相当損害金の支払いを求めたところ、令和5年4月24日に本市勝訴の判決言渡しがあったものである。

## (2) 着手金の算定について

訴訟代理人弁護士の報酬の支払に関する指針に従い、弁護士住吉健一との協議の結果、着手金の額を次のとおり算定する。

		評点
A 事案の難易度	ア 事案・争点の複雑性	0点
	イ 法的な争点の難易度	0点
	ウ 有利となる証拠	1点
B 時間及び労力	ア 事案の専門性	1点
	イ 書面作成等に要する労力の見込み	1点
	ウ 尋問の実施に要する労力の見込み	0点
報酬の算定	評点の合計(A)	3点
	計算額(5万円+5万円×A点=B)	20万円
	加減率(C)	0
	報酬額(B+B×C)	20万円

よって、着手金の額は、20万円となる。

## ※算定理由

○A(事案の難易度)について

・ア (事案・争点の複雑性)

争点は、被告が本件建物を不法に占有しているかどうかに限定されるため、0点（単純）である。

・イ (法的な争点の難易度)

被告が本件建物を不法に占有していることは明らかであるため、0点（特に容易）である。

・ウ (有利となる証拠)

被告が本件建物に動産を残置し、本件建物を不法に占有していることを示す写真等があるため、1点（十分にある）である。

○B (時間及び労力)について

・ア (事案の専門性)

本件は、被告が本件建物を不法に占有しているという一般的な民事事件であるが、地方卸売市場における施設指定に係る知識が一部必要であるため、1点（低い）である。

・イ (書面作成等に要する労力の見込み)

本件条例の規定を踏まえ被告が本件建物を不法に占有していることを主張する書面を作成することを要するものの、被告が本件建物を不法に占有していることは明らかであり、書面作成に要する労力が少ないことが見込まれるため、1点（少ない）である。

・ウ (尋問の実施に要する労力の見込み)

尋問の実施は想定されないため、0点（特に少ない）である。

○C (加減率)について

特になし

(3) 謝金の算定について

訴訟代理人弁護士の報酬の支払に関する指針に従い、弁護士住吉健一との協議の結果、謝金の額を次のとおり算定する。

		評点
A 事案の難易度	ア 事案・争点の複雑性	0点
	イ 法的な争点の難易度	0点
	ウ 有利となる証拠	1点

B 時間及び労力	ア 事案の専門性	1 点
	イ 書面作成等に要した労力	1 点
	ウ 尋問の実施に要した労力	0 点
報酬の算定	評点の合計 (A)	3 点
	計算額 (5万円 + 5万円 × A点 = B)	20 万円
	加減率 (C)	0
	勝訴割合 (D)	1.25
	報酬額 (B + B × C) × D	25 万円

( よって、謝金の額は、25 万円となる。

#### ※算定理由

##### ○A (事案の難易度) について

- ・ア (事案・争点の複雑性)

争点は、被告が本件建物を不法に占有しているかどうかに限定されていたため、0 点 (単純) である。

- ・イ (法的な争点の難易度)

被告が本件建物を不法に占有していることは明らかであったため、0 点 (特に容易) である。

- ・ウ (有利となる証拠)

被告が本件建物に動産を残置し、本件建物を不法に占有していることを示す写真等を提出したため、1 点 (十分にある) である。

##### ○B (時間及び労力) について

- ・ア (事案の専門性)

本件は、被告が本件建物を不法に占有しているという一般的な民事事件であったが、地方卸売市場における施設指定に係る知識が一部必要であったため、1 点 (低い) である。

- ・イ (書面作成等に要した労力)

本件条例の規定を踏まえ被告が本件建物を不法に占有していることを主張する書面を作成することを要したもの、被告が本件建物を不法に占有していることは明らかであり、書面作成に要する労力が少なかったため、1 点 (少ない) であ

る。

・ウ（尋問の実施に要した労力）

尋問は実施されなかつたため、0点（特に少ない）である。

○C（加減率）について

特になし

○D（勝訴割合）について

本市の完全勝訴のため、勝訴割合は1.25である。

(3) 協議完了日

令和5年8月1日

大阪地方裁判所令和5年（ワ）第2523号建物明渡等請求事件

原告 大阪市

被告 共栄水産株式会社

(1) 事件概要

中央卸売市場東部市場の建物の一部（以下「本件建物」という。）において仲卸業を行っていた被告は、当時の大阪市中央卸売市場業務条例の規定に基づき仲卸業務許可の取消処分及びこれに伴う本件建物に係る施設指定の取消処分を受けた後も、動産を存置して本件建物を不法に占有している。

そこで、本市は、本件建物の所有権に基づき、被告に対し、本件建物の明渡し及び使用料相当損害金等の支払いを求めるものである。

(2) 着手金の算定について

訴訟代理人弁護士の報酬の支払に関する指針に従い、弁護士住吉健一との協議の結果、着手金の額を次のとおり算定する。

		評点
A 事案の難易度	ア 事案・争点の複雑性	0点
	イ 法的な争点の難易度	0点
	ウ 有利となる証拠	1点
B 時間及び労力	ア 事案の専門性	1点
	イ 書面作成等に要する労力の見込み	1点
	ウ 尋問の実施に要する労力の見込み	0点
報酬の算定	評点の合計（A）	3点
	計算額（5万円 + 5万円 × A点 = B）	20万円
	加減率（C）	0
	報酬額（B + B × C）	20万円

よって、着手金の額は、20万円となる。

※算定理由

○ A（事案の難易度）について

- ・ア（事案・争点の複雑性）

争点は、被告が本件建物を不法に占有しているかどうかに限定されるため、0点（単純）である。

・イ（法的な争点の難易度）

被告が本件建物を不法に占有していることは明らかであるため、0点（特に容易）である。

・ウ（有利となる証拠）

被告が本件建物に動産を残置し、本件建物を不法に占有していることを示す写真等があるため、1点（十分にある）である。

○B（時間及び労力）について

・ア（事案の専門性）

本件は、被告が本件建物を不法に占有しているという一般的な民事事件であるが、地方卸売市場における施設指定に係る知識が一部必要であるため、1点（低い）である。

・イ（書面作成等に要する労力の見込み）

本件条例の規定を踏まえ被告が本件建物を不法に占有していることを主張する書面を作成することを要するものの、被告が本件建物を不法に占有していることは明らかであり、書面作成に要する労力が少ないことが見込まれるため、1点（少ない）である。

・ウ（尋問の実施に要する労力の見込み）

尋問の実施は想定されないため、0点（特に少ない）である。

○C（加減率）について

特になし

(3) 協議完了日

令和5年8月1日

## 福岡地方裁判所小倉支部 [REDACTED] 損害賠償請求事件

原告 [REDACTED]

被告 大阪市

## (1) 事件概要

原告は、[REDACTED]に[REDACTED]において開催された[REDACTED]に参加した原告の子が[REDACTED]により亡くなったのは、[REDACTED]後に救急車が1時間近く到着せず、到着してからも原告の子を2時間以上放置したからである等として、本市に対し、金2,000万円の損害賠償を求めて訴えを提起したところ、令和5年5月24日に本市勝訴の判決言渡しがあったもの

## (2) 謝金の算定について

訴訟代理人弁護士の報酬の支払に関する指針に従い、弁護士赤松純子との協議の結果、謝金の額を次のとおり算定する。

		評点
A 事案の難易度	ア 事案・争点の複雑性	0点
	イ 法的な争点の難易度	0点
	ウ 有利となる証拠	1点
B 時間及び労力	ア 事案の専門性	0点
	イ 書面作成等に要した労力	1点
	ウ 尋問の実施に要した労力	0点
報酬の算定	評点の合計 (A)	2点
	計算額 (5万円 + 5万円 × A点 = B)	15万円
	加減率 (C)	0
	勝訴割合 (D)	1.25
	報酬額 (B + B × C) × D	18.75万円

よって、謝金の額は、18万7500円となる。

## ※算定理由

## ○A (事案の難易度) について

- ・ア (事案・争点の複雑性)

争点は、本市職員が行った救急活動に過失があったかどうかに限定されていたため、0点（単純）である。

・イ（法的な争点の難易度）

本市職員が行った救急活動に過失がないことは、救急活動記録から明らかであったため、0点（特に容易）である。

・ウ（有利となる証拠）

救急隊の出動から病院到着までの時間や処置内容が記載された救急活動記録を提出したため、1点（十分にある）である。

○B（時間及び労力）について

・ア（事案の専門性）

本件は、国家賠償法及び民法に係る一般的な知識で足りる事案であったため、0点（特に低い）である。

・イ（書面作成等に要した労力）

上記のとおり争点は限定されていたものの、期日において福岡地方裁判所小倉支部へ出頭する労力を要したことから、1点（少ない）である。

・ウ（尋問の実施に要した労力）

尋問は実施されなかつたため、0点（特に少ない）である。

○C（加減率）について

特になし

○D（勝訴割合）について

本市の完全勝訴のため、勝訴割合は1.25である。

(3) 協議完了日

令和5年7月24日

大阪高等裁判所

## 損害賠償請求控訴事件

控訴人 [REDACTED] 外1名

被控訴人 大阪市 外2名

## (1) 事件概要

控訴人らは、平成23年6月20日に控訴人らの母が自宅で死亡したことにつき、[REDACTED]

[REDACTED]ため、[REDACTED]

[REDACTED]したところ、[REDACTED]

[REDACTED]した。

控訴人らは、本市に対し、本市の消防隊員が[REDACTED]をしたことにより[REDACTED]、多大な精神的苦痛を受けた等として、国家賠償法第1条第1項に基づき、[REDACTED]及び[REDACTED]と連帶して控訴人らそれぞれに金50,000,000円ずつの支払いを求めて訴えを提起したところ（なお、控訴人らは、相被控訴人[REDACTED]に対しては、[REDACTED]は故意に[REDACTED]をもって行われたものであり、[REDACTED]にはその付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行使したものと認めうるような特別の事情がある等と主張し、相被控訴人[REDACTED]に対しては、[REDACTED]が客観的に合理性を欠いていた等と主張している。）、令和4年3月10日に本市勝訴の判決言渡しがあったが、控訴人がこれを不服として控訴したところ、令和5年2月1日に本市勝訴の判決の言渡しがあったものである。

## (2) 謝金の算定について

訴訟代理人弁護士の報酬の支払に関する指針に従い、弁護士渡部一郎との協議の結果、謝金の額を次のとおり算定する。

		評点
A 事案の難易度	ア 事案・争点の複雑性	0点
	イ 法的な争点の難易度	0点
	ウ 有利となる証拠	0点
B 時間及び労力	ア 事案の専門性	0点
	イ 書面作成等に要した労力	1点
	ウ 尋問の実施に要した労力	0点

報酬の算定	評点の合計 (A)	1 点
	計算額 (5万円 + 5万円 × A点 = B)	10 万円
	加減率 (C)	0
	勝訴割合 (D)	1.25
	報酬額 (B + B × C) × D	12.5 万円

よって、謝金の額は、12.5万円となる。

#### ※算定理由

##### ○A (事案の難易度)について

- ・ア (事案・争点の複雑性)

事案の内容及び争点については既に原審において整理されていたため、0点(単純)である。

- ・イ (法的な争点の難易度)

既に一審判決において整理されていたため、0点(特に容易)である。

- ・ウ (有利となる証拠)

控訴審において新たな証拠の提出は不要であったことから、0点(不要)である。

##### ○B (時間及び労力)について

- ・ア (事案の専門性)

本件は、原審において事実関係及び争点の整理が行われていたため、0点(特に低い)である。

- ・イ (書面作成等に要した労力)

原審において事実関係及び争点が既に整理されていたものの、控訴人らが書面や書証を膨大に提出したため、その内容の確認や主張と書証の関係性の整理に労力を要したことから、1点(少ない)である。

- ・ウ (尋問の実施に要した労力)

尋問は実施されなかったため、0点(特に少ない)である。

##### ○C (加減率)について

特になし

##### ○D (勝訴割合)について

本市の完全勝訴のため、勝訴割合は1.25である。

(3) 協議完了日

令和5年7月24日

## 大阪高等裁判所 [REDACTED] 損害賠償請求控訴事件

控訴人 [REDACTED]

被控訴人 大阪市

## (1) 事件概要

大阪市西淀川区に所在する病院に入院していた控訴人は、同病院の医師から暴行を受け、受傷したとして本市に救急搬送の通報をしたが、当該通報を受けて出場した本市大淀町救急隊の隊員ら（以下「本件大淀町隊員ら」という。）から、同病院の退院手続を経なければ他の病院に搬送することはできない旨の説明を受けたことから、その翌日に同病院の退院手続を終えた後、本市に改めて救急搬送の通報をした。当該通報を受けて出場した本市加島救急隊の隊員ら（以下「本件加島隊員ら」という。）は控訴人の搬送先の病院を検索したが、搬送先が見つからなかつたため、控訴人は、数時間程度車椅子に乗ったままでその場で待つた後、自らタクシーで他の病院に移動した。

控訴人は、本件大淀町隊員らが本件加島隊員らに前日の経緯を情報共有できる状況を作出する作為義務を果たさなかつたこと、本件加島隊員らが控訴人を座位のまま敢えて放置したこと等により控訴人の権利及び法律上保護される利益を侵害されたとして、本市に対し、金140万円及びこれに対する遅延損害金の支払を求めて訴えを提起したところ、令和4年4月28日に本市勝訴の判決言渡しがあつたが、これを不服とした控訴人が控訴したところ、令和5年2月21日に本市勝訴の判決言渡しがあつたもの

## (2) 謝金の算定について

訴訟代理人弁護士の報酬の支払に関する指針に従い、弁護士馬場昭彦との協議の結果、謝金の額を次のとおり算定する。

		評点
A 事案の難易度	ア 事案・争点の複雑性	0点
	イ 法的な争点の難易度	0点
	ウ 有利となる証拠	0点
B 時間及び労力	ア 事案の専門性	0点
	イ 書面作成等に要した労力	0点
	ウ 尋問の実施に要した労力	0点

報酬の算定	評点の合計 (A)	0 点
	計算額 (5万円 + 5万円 × A点 = B)	5万円
	加減率 (C)	0
	勝訴割合 (D)	1.25
	報酬額 (B + B × C) × D	6.25 万円

よって、謝金の額は、6.25万円となる。

#### ※算定理由

##### ○ A (事案の難易度)について

- ・ア (事案・争点の複雑性)

事案の内容及び争点については既に原審において整理されていたため、0点(単純)である。

- ・イ (法的な争点の難易度)

控訴審においても控訴人の主張の内容は原審と変わらず、本件の主たる争点は原審と同様であったため、0点(特に容易)である。

- ・ウ (有利となる証拠)

控訴審において新たな証拠の提出は不要であったことから、0点(不要)である。

##### ○ B (時間及び労力)について

- ・ア (事案の専門性)

本件は、原審において事実関係及び争点の整理が行われていたため、0点(特に低い)である。

- ・イ (書面作成等に要した労力)

原審において事実関係及び争点が既に整理されており、提出書面は1通のみで足りたため、0点(特に少ない)である。

- ・ウ (尋問の実施に要した労力)

尋問は実施されなかったため、0点(特に低い)である。

##### ○ C (加減率)について

特になし

##### ○ D (勝訴割合)について

本市の完全勝訴のため、勝訴割合は1.25である。

(3) 協議完了日

令和5年7月24日

大阪簡易裁判所

小学校生活の円満解決調停事件

申立人

相手方 大阪市

## (1) 事件概要

市立■小学校の生徒である申立人は、同級生である相手方から複数回暴力行為を受けていることについて、相手方の親権者に対し、相手方が申立人への暴力行為を繰り返さないよう強く指導することを求めるとともに、本市に対し、再発防止に努めるよう申し入れたにもかかわらず、相手方がその後も申立人に対して暴力行為を繰り返しており、相手方及び本市から具体的かつ実効性のある解決策が何ら示されていないとして、相手方に対し、今後申立人に対して暴力行為を行わないこと及び申立人に接近しないことを求めるとともに、本市に対し、相手方が申立人に対して行った暴力行為について事実関係を調査し、調査結果を申立人に報告すること及び相手方が申立人に対して今後暴力行為を行わないようにするための適切かつ具体的な措置を講ずることを求めて調停を申し立てたもの

## (2) 着手金の算定について

訴訟代理人弁護士の報酬の支払に関する指針に従い、弁護士浜口廣久との協議の結果、着手金の額を次のとおり算定する。

		評点
A 事案の難易度	ア 事案・争点の複雑性	0 点
	イ 法的な争点の難易度	1 点
	ウ 有利となる証拠	1 点
B 時間及び労力	ア 事案の専門性	1 点
	イ 書面作成等に要する労力の見込み	1 点
	ウ 尋問の実施に要する労力の見込み	0 点
報酬の算定	評点の合計 (A)	4 点
	計算額 (5万円 + 5万円 × A点 = B)	25 万円
	加減率 (C)	0
	報酬額 (B + B × C)	25 万円

よって、着手金の額は、25万円となる。

## ※算定理由

### ○A（事案の難易度）について

#### ・ア（事案・争点の複雑性）

本件の争点は、本市が、相手方が申立人に対して暴力行為を行わないようするための適切かつ具体的な措置を講じたか否かという点に限定されるため、0点（単純）である。

#### ・イ（法的な争点の難易度）

本件の争点は限定的であるものの、本市が、相手方が申立人に対して暴力行為を行わないようするため講じた措置について、事実経過を踏まえて主張する必要があるため、1点（容易）である。

#### ・ウ（有利となる証拠）

本市が講じた措置に係る当時の事実経過を示す資料があるため、1点（十分にある）である。

### ○B（時間及び労力）について

#### ・ア（事案の専門性）

学校における生徒同士の暴力事案であり関係する児童に配慮を要する案件であるものの、争点は限定的であるため、1点（低い）である。

#### ・イ（書面作成等に要する労力の見込み）

本市が適切かつ具体的な措置を講じていることについて主張する書面を提出することで足りると見込まれるため、1点（少ない）である。

#### ・ウ（尋問の実施に要する労力の見込み）

本件は調停事件であり、尋問は想定されないので、0点（特に少ない）である。

### ○C（加減率）について

特になし

### (3) 協議完了日

令和5年7月20日

大阪地方裁判所 [REDACTED] 損害賠償請求事件

原告 [REDACTED]

被告 [REDACTED] 外1名

補助参加人 大阪市

## (1) 事件概要

[REDACTED]、[REDACTED]の路上において、本市消防局の業務用車両（以下「本市車両」という。）が被告 [REDACTED] の所有する車両（当該車両の運転手は、相被告である同社の従業員である。）に追突され、公務のために本市車両の後部座席に乗車していた原告が受傷（以下「本件受傷」という。）をする事故（以下「本件事故」という。）が発生した。

原告は、本件受傷及び本件受傷を原因とした後遺障害を負ったことにより重要な業務を行うことが困難となったことにより別の所属に異動となったこと、本件事故がなければ昇格する見込みであったのに昇格ができていないこと等から、被告らは原告に対して不法行為責任を負うとして、被告らに対し、金3,662,598円の支払を求めて訴えを提起したところ、被告らは、仮に原告の請求が認められ、原告に対する損害賠償債務を履行した場合、本市車両を運転していた本市職員及び当該職員の使用者である本市に対して求償する必要があるとして、当該職員及び本市に対し、訴訟告知を行ったため、本市は被告に補助参加するものである。

## (2) 着手金の算定について

訴訟代理人弁護士の報酬の支払に関する指針に従い、弁護士原戸稻男との協議の結果、着手金の額を次のとおり算定する。

		評点
A 事案の難易度	ア 事案・争点の複雑性	1点
	イ 法的な争点の難易度	1点
	ウ 有利となる証拠	1点
B 時間及び労力	ア 事案の専門性	2点
	イ 書面作成等に要する労力の見込み	1点
	ウ 尋問の実施に要する労力の見込み	1点
報酬の算定	評点の合計 (A)	7点
	計算額 (5万円 + 5万円 × A点 = B)	40万円

	加減率 (C)	0
	報酬額 (B + B × C)	40万円

よって、着手金の額は、40万円となる。

#### ※算定理由

##### ○A (事案の難易度)について

- ・ア (事案・争点の複雑性)

原告と本市の間での主な争点は、原告が別の所属に異動になったこと及び昇格できていないことと本件受傷したこととの因果関係の有無に限定されるため、1点 (やや単純) である。

- ・イ (法的な争点の難易度)

原告が別の所属に異動になったこと及び昇格できていないことと本件受傷をしたこととの間に因果関係がないことについて、本市の昇任・昇格制度を踏まえて主張する必要があるものの、争点は限定的であるため、1点 (容易) である。

- ・ウ (有利となる証拠)

本市の昇任・昇格制度に係る資料があるため、1点 (十分ある) である。

##### ○B (時間及び労力)について

- ・ア (事案の専門性)

本件は交通事故事案であるとともに、本市の昇任・昇格制度に係る知識も必要であるため、2点 (普通) である。

- ・イ (書面作成等に要する労力の見込み)

本市の昇任・昇格制度を踏まえて因果関係がないことを主張する必要があるものの、争点は限定的であるため、1点 (少ない) である。

- ・ウ (尋問の実施に要する労力の見込み)

原告、被告、及び本市職員への尋問が見込まれるところ、本市が尋問すべき事項は限定される見込みであることから、1点 (少ない) である。

##### ○C (加減率)について

特になし

##### (3) 協議完了日

令和5年7月20日

大阪地方裁判所 [REDACTED] 損害賠償請求事件

原告 [REDACTED]

被告 大阪市

## (1) 事件概要

原告は、[REDACTED] 区役所保健福祉課の窓口に自身の生活に関する相談に行ったところ、本市職員が生活保護の申請に関する説明その他適切な支援等をしなかったため、無料低額宿泊所の利用ができなかったこと等による損害を被るとともに、受けられるべきであった生活扶助費等の給付が受けられなかつた等として、本市に対し金 600,000円及びこれに対する遅延損害金の支払を求めて訴えを提起したもの

## (2) 着手金の算定について

訴訟代理人弁護士の報酬の支払に関する指針に従い、弁護士原戸稻男との協議の結果、着手金の額を次のとおり算定する。

		評点
A 事案の難易度	ア 事案・争点の複雑性	0 点
	イ 法的な争点の難易度	1 点
	ウ 有利となる証拠	1 点
B 時間及び労力	ア 事案の専門性	1 点
	イ 書面作成等に要する労力の見込み	1 点
	ウ 尋問の実施に要する労力の見込み	1 点
報酬の算定	評点の合計 (A)	5 点
	計算額 (5万円 + 5万円×A点=B)	30 万円
	加減率 (C)	0
	報酬額 (B + B × C)	30 万円

よって、着手金の額は、30 万円となる。

## ※算定理由

## ○ A (事案の難易度) について

- ・ア (事案・争点の複雑性)

争点は、[REDACTED] 区役所保健福祉課の窓口における本市職員の対応の違法性の有無に限定されることから、0 点 (単純) である。

・イ（法的な争点の難易度）

争点は限定的であるものの、本市職員の対応に違法性がないことについて事実経過を整理して主張する必要があるため、1点（容易）である。

・ウ（有利となる証拠）

生活保護に係る国の通知及び本市の対応や事実経過に関する記録等があるため、1点（十分ある）である。

○B（時間及び労力）について

・ア（事案の専門性）

本件は生活保護に関する知識が必要となるものの、争点は限定的であるため、1点（低い）である。

・イ（書面作成等に要する労力の見込み）

本人訴訟であり原告の主張に未整理な部分は多いが、本市においては事実経過や本市職員の対応が国の通知に照らして違法性がないことを整理して主張する必要があるため、1点（少ない）である。

・ウ（尋問の実施に要する労力の見込み）

本人尋問のほか、本市担当者の証人尋問が想定されるところ、尋問事項が原告に係る対応の事実経過に限定されると見込まれるので、1点（少ない）である。

○C（加減率）について

特になし

(3) 協議完了日

令和5年7月20日

## 大阪地方裁判所令和5年（ワ）第3069号契約変更無効請求事件

原告 株式会社國見電氣

被告 大阪市

## (1) 事件概要

原告は、令和3年7月6日に北田辺小学校長寿命化改修電気設備工事に係る請負契約（以下「本件契約」という。）を締結したところ、令和4年2月25日付けで本市が行った本件契約に係る請負代金の金額の変更（以下「本件金額変更」という。）に関する通知について、当該通知に係る工事の一部の設計変更（以下「本件一部設計変更」という。）の内容は原告にとって非常に負担が増加する困難なものであるため承服できないとして、本市に対し、本件金額変更は有効ではない旨の訴えを提起したもの

## (2) 着手金の算定について

訴訟代理人弁護士の報酬の支払に関する指針に従い、弁護士住吉健一との協議の結果、着手金の額を次のとおり算定する。

		評点
A 事案の難易度	ア 事案・争点の複雑性	1点
	イ 法的な争点の難易度	0点
	ウ 有利となる証拠	1点
B 時間及び労力	ア 事案の専門性	0点
	イ 書面作成等に要する労力の見込み	1点
	ウ 尋問の実施に要する労力の見込み	0点
報酬の算定	評点の合計（A）	3点
	計算額（5万円 + 5万円×A点=B）	20万円
	加減率（C）	0
	報酬額（B + B×C）	20万円

よって、着手金の額は、20万円となる。

## ※算定理由

## ○ A（事案の難易度）について

- ・ア（事案・争点の複雑性）

本件の実質的な争点は、本件一部設計変更が有効か否かに限定されるが、本件金額変更に至る一連の経過の整理は必要であるため、1点（やや単純）である。

・イ（法的な争点の難易度）

本件一部設計変更は原告側からの申出等を基に行われたものであり、有効であることは明らかであるため、0点（特に容易）である。

・ウ（有利となる証拠）

本件一部設計変更が原告側からの申出等を基に行われたものであることを立証するものとして、打合せ記録、メール等があるため、1点（十分にある）である。

○B（時間及び労力）について

・ア（事案の専門性）

本件は、契約に係る一般的な知識で足りる事案であるため、0点（特に低い）である。

・イ（書面作成等に要する労力の見込み）

上記のとおり争点は限定されるものの、本件金額変更に至る一連の経過を整理した上でその内容を主張する書面の提出は必要であるため、1点（少ない）である。

・ウ（尋問の実施に要する労力の見込み）

尋問の実施は想定されないため、0点（特に少ない）である。

○C（加減率）について

特になし

(3) 協議完了日

令和5年8月1日

大阪地方裁判所

賃金等請求事件

原告 [REDACTED]

被告 大阪市

## (1) 事件概要

市立[REDACTED]中学校（以下「本件学校」という。）で教員として勤務している原告は、[REDACTED]に海外から帰国後、新型コロナウイルス感染症に感染している危険性があるとして、[REDACTED]から承認研修扱いとして自宅勤務を行っていたところ、[REDACTED]に本件学校の校長から自宅での研修は認められないため翌日から出勤するよう命じられたが、これに従わず、[REDACTED]まで自宅勤務を継続した。これを受けて、本市は[REDACTED]から[REDACTED]までの期間において原告を欠勤扱いとしたため、原告の給与から欠勤分の金額が差し引かれるとともに、原告の勤勉手当が減額されることとなつた。

これに対し、原告は、欠勤扱いされた期間については在宅勤務を行っていることから、減給分に係る賃金請求権及び減額された勤勉手当に係る賞与支払請求権を有していること、自宅での研修を認めなかった措置は裁量権の逸脱濫用であること、上記出勤命令は違法なパワーハラスメントに該当すること等の理由から、本市に対し、未払賃金及び未払賞与並びに原告が精神的苦痛を被ったことに対する慰謝料として合計[REDACTED]及びこれに対する遅延損害金の支払を求めて訴えを提起したところ、[REDACTED]に本市一部敗訴の判決言渡し（本市に対し[REDACTED]及びこれに対する遅延損害金の支払を命じる旨の判決言渡し）があつたものである。

## (2) 謝金の算定について

訴訟代理人弁護士の報酬の支払に関する指針に従い、弁護士山田陽彦との協議の結果、謝金の額を次のとおり算定する。

		評点
A 事案の難易度	ア 事案・争点の複雑性	3点
	イ 法的な争点の難易度	3点
	ウ 有利となる証拠	2点
B 時間及び労力	ア 事案の専門性	2点
	イ 書面作成等に要した労力	3点

	ウ 尋問の実施に要した労力	2点
報酬の算定	評点の合計 (A)	15点
	計算額 (5万円 + 5万円 × A点 = B)	80万円
	加減率 (C)	0
	勝訴割合 (D)	0.25
	報酬額 (B + B × C) × D	20万円

よって、謝金の額は、20万円となる。

#### ※算定理由

##### ○ A (事案の難易度)について

- ・ア (事案・争点の複雑性)

本件の争点は、①減給分について賃金請求権が認められるか否か②自宅での承認研修を認めなかったことについての国家賠償法上の違法性③出勤命令に係る国家賠償法上の違法性であるところ、複数の学校関係者と原告との間の具体的な事実関係や承認研修に係る制度等について整理する必要があり、社会的影響も大きい事件であったため、3点(やや複雑)である。

- ・イ (法的な争点の難易度)

上記の争点について、学校関係者と原告との間のやり取りや当時の学校の状況等の事実経過を詳細に整理し、不登校対応教員である原告の業務の性質や承認研修制度の趣旨等を踏まえて、説得的な主張を構築する必要があったため、3点(困難)である。

- ・ウ (有利となる証拠)

承認研修制度に係る資料として取扱基準等があったため、2点(ある)である。

##### ○ B (時間及び労力)について

- ・ア (事案の専門性)

不登校生徒の対応業務についての知識や教職員の承認研修制度等についての知識が必要であったため、2点(普通)である。

- ・イ (書面作成等に要した労力)

複数の学校関係者と原告との間の事実経過を整理して原告が出勤しなかったことについて本市に帰責性がないことを主張・立証するとともに、原告の業務の性

質や当時の学校の状況を踏まえて、自宅での承認研修を認めなかつたことに裁量権の逸脱濫用はなかつたこと及び出勤命令が適法であったことを主張・立証する必要があつたことに加え、13回の期日を要したため、3点（多い）である。

・ウ（尋問の実施に要した労力）

原告本人に対する尋問のほか、学校関係者に対する尋問が実施されたため、2点（普通）である。

○C（加減率）について

特になし

○D（勝訴割合）について

本件は、原告が本市に対し [REDACTED] の支払を求めていたところ、本市が原告に対し [REDACTED] 及びこれに対する遅延損害金の支払を命じる判決が言い渡された事案であるが、出勤命令がパワーハラスメント又は安全配慮義務違反に当たらないことは認められたものの、出勤命令が発令されるまでの期間に係る本市の帰責性、承認研修を認めなかつたことの違法性を認める判決内容であり、本市に不利なものであったため、勝訴割合は 0.25 とする。

(3) 協議完了日

令和 5 年 7 月 27 日

大阪高等裁判所

## 賃金等請求控訴事件

控訴人 大阪市

被控訴人

## (1) 事件概要

市立■中学校（以下「本件学校」という。）で教員として勤務している被控訴人は、■に海外から帰国後、新型コロナウイルス感染症に感染している危険性があるとして、■から承認研修扱いとして自宅勤務を行っていたところ、■に本件学校の校長から自宅での研修は認められないため翌日から出勤するよう命じられたが、これに従わず、■まで自宅勤務を継続した。これを受けて、本市は■から■までの期間において被控訴人を欠勤扱いとしたため、被控訴人の給与から欠勤分の金額が差し引かれるとともに、被控訴人の勤勉手当が減額されることとなった。

これに対し、被控訴人は、欠勤扱いされた期間については在宅勤務を行っていることから、減給分に係る賃金請求権及び減額された勤勉手当に係る賞与支払請求権を有していること、自宅での研修を認めなかつた措置は裁量権の逸脱濫用であること、上記出勤命令は違法なパワーハラスマントに該当すること等の理由から、本市に対し、未払賃金及び未払賞与並びに被控訴人が精神的苦痛を被ったことに対する慰謝料として合計■及びこれに対する遅延損害金の支払を求めて訴えを提起したところ、■に本市一部敗訴の判決言渡し（本市に対し■及びこれに対する遅延損害金の支払を命じる旨の判決言渡し）があつたことから、これを不服として控訴を提起するものである。

## (2) 着手金の算定について

訴訟代理人弁護士の報酬の支払に関する指針に従い、弁護士山田陽彦との協議の結果、着手金の額を次のとおり算定する。

		評点
A 事案の難易度	ア 事案・争点の複雑性	0点
	イ 法的な争点の難易度	3点
	ウ 有利となる証拠	2点
B 時間及び労力	ア 事案の専門性	0点
	イ 書面作成等に要する労力の見込み	2点

	ウ 尋問の実施に要する労力の見込み	1点
報酬の算定	評点の合計 (A)	8点
	計算額 (5万円 + 5万円 × A点 = B)	45万円
	加減率 (C)	0
	報酬額 (B + B × C)	45万円

よって、着手金の額は、45万円となる。

#### ※算定理由

##### ○A (事案の難易度)について

- ・ア (事案・争点の複雑性)

本件における争点及び事実関係については、第1審において既に整理されているため、0点（単純）である。

- ・イ (法的な争点の難易度)

争点自体は第1審で整理されているものの、減給分に係る本市の帰責性及び承認研修を認めなかったことの違法性に関し、第1審の事実認定及び事実の評価に誤りがあることを説得的に主張する必要があるため、3点（困難）である。

- ・ウ (有利となる証拠)

第1審において提出した証拠のほか、新たな証拠として承認研修の要件を示す判例を提出する見込みのため、2点（ある）である。

##### ○B (時間及び労力)について

- ・ア (事案の専門性)

不登校生徒の対応業務についての知識や本市における教職員の在宅勤務制度等についての知識が必要となるものの、争点及び事実関係は第1審において既に整理されているため、0点（特に低い）である。

- ・イ (書面作成等に要する労力の見込み)

争点自体は第1審で整理されているものの、第1審の判断における不合理な点を指摘した上で、改めて減給分について本市に帰責性がなかったこと及び承認研修を認めなかったことが違法とはいえないことを主張する控訴理由書を作成する必要があるため、2点（普通）である。

- ・ウ (尋問の実施に要する労力の見込み)

被控訴人が海外から帰国した当時に対応を行った本件学校の副校長の尋問の実

施が見込まれるため、1点（少ない）である。

○C（加減率）について

特になし

(3) 協議完了日

令和5年7月27日

大阪地方裁判所

強制執行停止決定申立事件

申立人 大阪市

相手方

## (1) 事件概要

市立■中学校（以下「本件学校」という。）で教員として勤務している相手方は、■に海外から帰国後、新型コロナウイルス感染症に感染している危険性があるとして、■から承認研修扱いとして自宅勤務を行っていたところ、■に本件学校の校長から自宅での研修は認められないため翌日から出勤するよう命じられたが、これに従わず、■まで自宅勤務を継続した。これを受けて、本市は■から■までの期間において相手方を欠勤扱いとしたため、被控訴人の給与から欠勤分の金額が差し引かれるとともに、相手方の勤勉手当が減額されることとなった。

これに対し、相手方は、欠勤扱いされた期間については在宅勤務を行っていることから、減給分に係る賃金請求権及び減額された勤勉手当に係る賞与支払請求権を有していること、自宅での研修を認めなかった措置は裁量権の逸脱濫用であること、上記出勤命令は違法なパワーハラスマントに該当すること等の理由から、本市に対し、未払賃金及び未払賞与並びに被控訴人が精神的苦痛を被ったことに対する慰謝料として合計■及びこれに対する遅延損害金の支払を求めて訴えを提起したところ、■に本市一部敗訴の判決言渡し（本市に対し■及びこれに対する遅延損害金の支払を命じる旨の判決言渡し）があったことから、これを不服として控訴を提起するとともに、仮執行を免れるため、執行停止の申立てを行ったところ、令和5年5月26日に強制執行停止決定があったものである。

## (2) 着手金の算定について

訴訟代理人弁護士の報酬の支払に関する指針に従い、弁護士山田陽彦との協議の結果、着手金の額を次のとおり算定する。

		評点
A 事案の難易度	ア 事案・争点の複雑性	0点
	イ 法的な争点の難易度	0点
	ウ 有利となる証拠	0点
B 時間及び労力	ア 事案の専門性	0点

	イ 書面作成等に要する労力の見込み	0点
	ウ 尋問の実施に要する労力の見込み	0点
報酬の算定	評点の合計 (A)	0点
	計算額 (5万円 + 5万円 × A点 = B)	5万円
	加減率 (C)	0
	報酬額 (B + B × C)	5万円

よって、着手金の額は、5万円となる。

#### ※算定理由

##### ○A (事案の難易度)について

- ・ア (事案・争点の複雑性)

争点は、原判決の取消し又は変更の原因となるべき事情の有無に限定されるため、0点（単純）である。

- ・イ (法的な争点の難易度)

上記争点について、第1審判決における不合理な点及びその理由を具体的に適示する必要があるところ、本件は強制執行停止決定申立事件であり、最小限の主張で足りるため、0点（特に容易）である。

- ・ウ (有利となる証拠)

本件は強制執行停止決定申立事件であり、証拠の提出は見込まれないため、0点（不要）である。

##### ○B (時間及び労力)について

- ・ア (事案の専門性)

本件は民事訴訟法に関する知識で対応できる案件であるため、0点（特に低い）である。

- ・イ (書面作成等に要する労力の見込み)

上記争点について、第1審判決における不合理な点及びその理由を具体的に適示する必要があるものの、本件は強制執行停止決定申立事件であり、申立書以外に書面を作成することは見込まれないため、0点（特に少ない）である。

- ・ウ (尋問の実施に要する労力の見込み)

尋問が実施される見込みはないため、0点（特に少ない）である。

○C (加減率) について

特になし

(3) 謝金の算定について

訴訟代理人弁護士の報酬の支払に関する指針に従い、弁護士山田陽彦との協議の結果、謝金の額を次のとおり算定する。

		評点
A 事案の難易度	ア 事案・争点の複雑性	0点
	イ 法的な争点の難易度	0点
	ウ 有利となる証拠	0点
B 時間及び労力	ア 事案の専門性	0点
	イ 書面作成等に要した労力	0点
	ウ 尋問の実施に要した労力	0点
報酬の算定	評点の合計 (A)	0点
	計算額 (5万円 + 5万円 × A点 = B)	5万円
	加減率 (C)	0
	勝訴割合 (D)	1.25
	報酬額 (B + B × C) × D	6.25万円

よって、謝金の額は、6.25万円となる。

※算定理由

○A (事案の難易度) について

- ・ア (事案・争点の複雑性)

争点は、原判決の取消し又は変更の原因となるべき事情の有無に限定されたため、0点 (単純) である。

- ・イ (法的な争点の難易度)

上記争点について、第1審判決における不合理な点及びその理由を具体的に適示する必要があったところ、本件は強制執行停止決定申立事件であり、最小限の主張で足りたため、0点 (特に容易) である。

・ウ（有利となる証拠）

本件は強制執行停止決定申立事件であり、証拠の提出は不要であったため、0点（不要）である。

○B（時間及び労力）について

・ア（事案の専門性）

本件は民事訴訟法に関する知識で対応できる案件であったため、0点（特に低い）である。

・イ（書面作成等に要した労力）

上記争点について、第1審判決における不合理な点及びその理由を具体的に適示する必要があったものの、本件は強制執行停止決定申立事件であり、作成を要した書面は申立書のみであったため、0点（特に少ない）である。

・ウ（尋問の実施に要した労力）

尋問は実施されなかったため、0点（特に少ない）である。

○C（加減率）について

特になし

○D（勝訴割合）について

申立ての内容のとおりの決定があったため、勝訴割合は1.25である。

(4) 協議完了日

令和5年7月27日

大阪高等裁判所

損害賠償請求控訴事件

控訴人 [REDACTED]

被控訴人 大阪市

## (1) 事件概要

控訴人は、平成30年4月1日から市立[REDACTED]小学校で臨時の任用職員として勤務し、翌年度に向けて再度の任用を希望したものの、本市教育委員会による選考の結果不合格となつたため、任用期間満了日である平成31年3月30日の経過により本市教育委員会との任用関係は終了した。

本市教育委員会が控訴人を再度任用しなかつたことについて、控訴人は、最初の採用面接の当時、本市教育委員会担当者が3年間任用を継続する旨の説明をしたにもかかわらず2年目以降の任用が継続されなかつたこと、控訴人の任用期間中の勤務に対する評価が全くなされなかつたこと等により心理的・経済的負担を強いられ、損害を被つたとして、本市に対し金700,000円及びこれに対する遅延損害金の支払いを求めて訴えを提起したところ、令和4年9月21日に本市勝訴の判決言渡しがあつたが、これを不服とした控訴人が控訴したところ、令和5年3月17日に本市勝訴の判決言渡しがあつたものである。

## (2) 謝金の算定について

訴訟代理人弁護士の報酬の支払に関する指針に従い、弁護士山田陽彦との協議の結果、謝金の額を次のとおり算定する。

		評点
A 事案の難易度	ア 事案・争点の複雑性	0点
	イ 法的な争点の難易度	0点
	ウ 有利となる証拠	1点
B 時間及び労力	ア 事案の専門性	0点
	イ 書面作成等に要した労力	2点
	ウ 尋問の実施に要した労力	0点
報酬の算定	評点の合計 (A)	3点
	計算額 (5万円 + 5万円×A点=B)	20万円
	加減率 (C)	0

	勝訴割合 (D)	1.25
	報酬額 $(B + B \times C) \times D$	25万円

よって、謝金の額は、25万円となる。

#### ※算定理由

##### ○A (事案の難易度)について

- ・ア (事案・争点の複雑性)

争点は第1審において既に整理されていたため、0点（単純）である。

- ・イ (法的な争点の難易度)

争点は第1審において既に整理されていたため、0点（特に容易）である。

- ・ウ (有利となる証拠)

控訴人が予備的請求として再度の任用に係る本市の措置の違法性を追加したところ、控訴人から提起された別件訴訟における請求と同一のものであることから不適法であることを示すものとして、当該別件訴訟に係る期日調書を提出したため、1点（十分にある）である。

##### ○B (時間及び労力)について

- ・ア (事案の専門性)

本件は、臨時的任用職員であった控訴人が、再度の任用に係る本市の措置の違法性を主張している人事関係の事案ではあったものの、地方公務員法その他労働関係法令の解釈が争われておらず、一般的な損害賠償請求事件であり、第1審において事実関係及び争点が整理されていたため、0点（特に低い）である。

- ・イ (書面作成等に要した労力)

第1審において事実関係及び争点が既に整理されていたものの、控訴理由書の分量が多く、その内容の確認や整理に労力を要したため、2点（普通）である。

- ・ウ (尋問の実施に要した労力)

尋問は実施されなかつたため、0点（特に少ない）である。

##### ○C (加減率)について

特になし

##### ○D (勝訴割合)について

本市完全勝訴のため、勝訴割合は1.25である。

(3) 協議完了日

令和5年7月27日

大阪地方裁判所

損害賠償請求事件

原告 [REDACTED] 外1名

被告 大阪市 外5名

## (1) 事件概要

原告らは、市立中学校（以下「本件学校」という。）の生徒であった原告らの子（以下「訴外生徒」という。）が自宅マンションのベランダから転落して死亡したことについて、相被告ら（本件学校の校長であった者、訴外生徒が在籍していたクラスの担任教諭であった者、本件学校の教頭であった者、訴外生徒が所属していた部活動の顧問であった者及び訴外生徒が在籍していた学年の学年主任であった者をいう。以下同じ。）が、本件学校の生徒らによる訴外生徒に対するいじめ（以下「本件いじめ」という。）を発見した場合等には、必要な調査等を行った上、その増長を防止するための適切な措置を講じる義務を負っていたにもかかわらず、このような義務に違反したことにより発生したものである等として、本市及び相被告らに対し、連帶して、原告らそれぞれに慰謝料等金19,009,464円及びこれに対する遅延損害金の支払を求めて訴えを提起したもの

## (2) 着手金の算定について

訴訟代理人弁護士の報酬の支払に関する指針に従い、弁護士山田陽彦との協議の結果、着手金の額を次のとおり算定する。

		評点
A 事案の難易度	ア 事案・争点の複雑性	4点
	イ 法的な争点の難易度	4点
	ウ 有利となる証拠	3点
B 時間及び労力	ア 事案の専門性	4点
	イ 書面作成等に要する労力の見込み	4点
	ウ 尋問の実施に要する労力の見込み	4点
報酬の算定	評点の合計（A）	23点
	計算額（5万円+5万円×A点=B）	120万円
	加減率（C）	25%
	報酬額（B+B×C）	150万円

よって、着手金の額は、150万円となる。

#### ※算定理由

##### ○A（事案の難易度）について

###### ・ア（事案・争点の複雑性）

争点は、①本件いじめに關し本市が安全配慮義務を果たしていたか否か、②訴外生徒が死亡した後に本市が必要かつ相当な範囲で事實関係の調査をして原告らに対し報告する義務があったか否かであるところ、多数存在する関係人に対し詳細に聽取を行い、本件訴訟が提起されるに至るまでの事實経過や学校におけるいじめ防止対策等について整理する必要があり、事案及び争点に關し整理すべき事項は多岐にわたるため、4点（複雑）である。

###### ・イ（法的な争点の難易度）

第三者委員会において本件いじめに係る本市の責任が一定認められており、本市が安全配慮義務を果たしていたこと等について説得的な主張を構築する必要があるため、4点（特に困難）である。

###### ・ウ（有利となる証拠）

本件いじめ当時の状況を記した校長のメモ等が存在するが、本市が安全配慮義務を果たしていたこと等を立証する証拠は不十分であるため、3点（あまりない）である。

##### ○B（時間及び労力）について

###### ・ア（事案の専門性）

本件は学校におけるいじめ事案という配慮を要する案件であるとともに、学校におけるいじめ防止対策に関する知識も必要となるため、4点（特に高い）である。

###### ・イ（書面作成等に要する労力の見込み）

作成を要する書面は、上記争点①について、訴外生徒が死亡するまでの間の事實経過を整理し、本市のいじめ対策に係る取組みを踏まえて、本市が安全配慮義務を果たしていたこと、上記争点②について、本市が果たすべき義務について証明を求め、その上で本市の対応に何ら違法な点はなかったこと等を主張する書面を作成することが見込まれる。

また、関係人が多数存在することから、事案及び争点の整理に労力を要し、事案も長期化することが見込まれるため、4点（特に多い）である。

###### ・ウ（尋問の実施に要する労力の見込み）

原告のほか、本市の主張をするうえで相被告らについても尋問が実施されることが見込まれるとともに、尋問事項も多岐にわたることが想定されるため、4点（特に多い）である。

#### ○C（加減率）について

本件は、本件いじめに関し教員が安全配慮義務を果たしていたか否かが争点であるところ、裁判所により認められる教員の注意義務の範囲によって本市の市立学校における各教員の業務遂行に大きな影響が生じることが想定され、本市の事務に与える影響は大きいといえる（大阪市訴訟代理人弁護士報酬基準第2. 1(1)ア）。

本件は、学校におけるいじめ事案かつ訴外生徒が死亡していることから特に配慮を要する案件であるところ、新聞等による報道がなされたこともあり、各期日での訴訟対応を含め、社会的影響に留意しながら慎重に対応することが求められるものといえる（大阪市訴訟代理人弁護士報酬基準第2. 1(1)イ）。

また、本件について、前記Aアで述べたとおり本件の事案及び争点に関し整理すべき事項は多岐にわたるところ、多数の当事者に対し詳細に事実経過を確認した上で本市に安全配慮義務違反がないことを主張する必要があるが、第三者委員会において本件いじめの存在が認められるとともに本件いじめに関する本市のいじめ防止及び発見の措置が不十分であると認められているという前提を踏まえて説得的な主張を構築する必要があり、また上記社会的影響に留意して対応する必要があることも相まって、特別の労力を要するものといえる（大阪市訴訟代理人弁護士報酬基準第2. 1(1)エ）。

以上の事情については、前記A及びBの算定では評価し得ないので、本件の着手金については加減率を用いて加算することとし、本市の事務に与える影響、社会的影響及び特別の労力の大きさを踏まえ、加減率は25%とする。

#### （3）協議完了日

令和5年7月27日

大阪地方裁判所

損害賠償請求事件

原告 [REDACTED]

被告 大阪市

## (1) 事件概要

[REDACTED] 環境事業センターにおいて勤務していた原告は、当該センターの技能統括主任の一人である本市職員から業務指示懈怠等のパワーハラスメント（以下「本件行為」という。）を受けたことにより、原告の就業環境や名誉感情を害されたこと、本市が当該本市職員に注意、指導し、本件行為を直ちにやめさせる措置等を講じる義務を負っていたにもかかわらず当該義務を怠ったこと等を理由として、本市に対し、本件行為による精神的苦痛に対する慰謝料等として、金1,100,000円及びこれに対する遅延損害金の支払を求めて訴えを提起したもの

## (2) 着手金の算定について

訴訟代理人弁護士の報酬の支払に関する指針に従い、弁護士山田陽彦との協議の結果、着手金の額を次のとおり算定する。

		評点
A 事案の難易度	ア 事案・争点の複雑性	1点
	イ 法的な争点の難易度	2点
	ウ 有利となる証拠	2点
B 時間及び労力	ア 事案の専門性	1点
	イ 書面作成等に要する労力の見込み	2点
	ウ 尋問の実施に要する労力の見込み	2点
報酬の算定	評点の合計（A）	10点
	計算額（5万円+5万円×A点=B）	55万円
	加減率（C）	0
	報酬額（B+B×C）	55万円

よって、着手金の額は、55万円となる。

## ※算定理由

## ○ A（事案の難易度）について

- ・ア（事案・争点の複雑性）

本件は、本件行為の国家賠償法上の違法性、本市が本件行為の防止等のための安全配慮義務を果たしていたか否かが争点であるところ、本件行為及びその後のパワーハラスメント相談に係る事実経過を整理する必要があるため、1点（やや単純）である。

・イ（法的な争点の難易度）

上記争点について、本件行為及びその後のパワーハラスメント相談に関する事実経過を踏まえて、本件行為の真意や趣旨、本市が適切に調査を行っていたことを主張・立証する必要があるため、2点（普通）である。

・ウ（有利となる証拠）

パワーハラスメントに該当するものとして人事考課に関する対応が挙げられているところ、制度に係る資料として本市の人事考課制度の手引等はあるため、2点（ある）である。

○B（時間及び労力）について

・ア（事案の専門性）

本市の人事考課制度に関する知識が必要となるため、1点（低い）である。

・イ（書面作成等に要する労力の見込み）

本市の人事考課制度やパワーハラスメント相談に係る制度を踏まえ、原告が違法と主張する本件行為について、個別にその真意・趣旨を主張・立証した上で、その後のパワーハラスメント相談に関し本市が適切に調査を行っていたことを主張・立証する書面の作成を要することが見込まれるため、2点（普通）である。

・ウ（尋問の実施に要する労力の見込み）

原告本人及び■環境事業センターの技能統括主任の一人である本市職員の尋問に加え、当該センターの他の職員らの尋問が実施されることが見込まれるため、2点（普通）である。

○C（加減率）について

特になし

(3) 協議完了日

令和5年7月27日

大阪地方裁判所

損失補償請求事件

原告 [REDACTED] 外2名

被告 大阪市

## (1) 事件概要

本市は、令和2年3月19日に大阪府土地収用委員会に対し、大阪都市計画道路淀川左岸線に係る事業の用に供するため、原告らがそれぞれ3分の1ずつ持分を有する [REDACTED] の土地（以下「本件土地」という。）について、土地収用法第39条第1項に基づき収用裁決を申請し、同法第47条の2第3項に基づき明渡裁決を申し立てたところ、大阪府土地収用委員会は、令和3年3月22日付けで、本件土地を収用し、当該収用に伴う損失補償額を決定する旨の裁決（以下「本件裁決」という。）を行った。

これに対し、原告らは、本件裁決における本件土地の損失補償に係る評価額が低廉であること、原告らのうち本件土地上の建物の屋上に屋外広告塔を設置して屋外広告業を営んでいる事業者（以下「原告事業者」という。）が本件土地の収用により当該広告業を廃止せざるを得なくなったこと等を理由として、本市に対し、本件土地の収用に係る損失補償の増額分として原告らそれぞれに対して金20,806,841円及びこれに対する遅延損害金の支払を求めるとともに、原告事業者に対して当該広告業を廃止せざるを得なくなったことに関する損失補償として金76,363,635円及びこれに対する遅延損害金の支払を求めて訴えを提起したところ、令和5年3月29日に本市勝訴の判決言渡しがあったものである。

## (2) 謝金の算定について

訴訟代理人弁護士の報酬の支払に関する指針に従い、弁護士森末尚孝との協議の結果、謝金の額を次のとおり算定する。

		評点
A 事案の難易度	ア 事案・争点の複雑性	1点
	イ 法的な争点の難易度	1点
	ウ 有利となる証拠	1点
B 時間及び労力	ア 事案の専門性	1点
	イ 書面作成等に要した労力	2点

	ウ 尋問の実施に要した労力	0 点
報酬の算定	評点の合計 (A)	6 点
	計算額 (5万円 + 5万円 × A点 = B)	35 万円
	加減率 (C)	0
	勝訴割合 (D)	1.25
	報酬額 (B + B × C) × D	43.75 万円

よって、謝金の額は、43.75 万円となる。

#### ※算定理由

##### ○A (事案の難易度)について

- ・ア (事案・争点の複雑性)

争点は、①本件土地の損失補償額が正当な補償であるか否か、②広告業の廃止に伴う損失の補償が本件土地収用に係る損失補償に含まれるか否かであったため、1点（やや単純）である。

- ・イ (法的な争点の難易度)

上記争点について、用地買収における任意交渉と土地収用法による手続の相違点や同法における損失の補償の範囲について整理した上で、損失補償額が妥当であることを主張する必要があったため、1点（容易）である。

- ・ウ (有利となる証拠)

土地収用における損失の補償の範囲について、逐条解説等があったため、1点（十分にある）である。

##### ○B (時間及び労力)について

- ・ア (事案の専門性)

本件は土地収用に関する訴訟であり、一定の専門知識が必要であったため、1点（低い）である。

- ・イ (書面作成等に要した労力)

上記争点について、本件裁決に至るまでの経過及びその内容を踏まえたうえで、本件土地の損失補償額が正当な補償であること、広告業の廃止に伴う損失の補償が本件土地収用に係る損失補償に含まれないことについて説得的な主張を構築する必要があったため、2点（普通）である。

・ウ（尋問の実施に要した労力）

尋問は実施されなかつたため、0点（特に少ない）である。

○C（加減率）について

特になし

○D（勝訴割合）について

本市の完全勝訴のため、勝訴割合は1.25とする。

(3) 協議完了日

令和5年7月20日

大阪簡易裁判所令和4年（メ）第126号求償金請求調停事件

申立人 東京海上日動火災保険株式会社  
相手方 大阪市 外2名

(1) 事件概要

北区内の歩道上において、相手方株式会社ア・ファクトリー（以下「相手方ア・ファクトリー」という。）が相手方日本たばこ産業株式会社（以下「相手方JT」という。）より喫煙所設置工事（以下「本件工事」という。）を請け負って地盤掘削工事を行っていた際にその地下部分に所在していた申立外法人の所有する共同溝（以下「本件共同溝」という。）の天井部分を貫通する事故（以下「本件事故」という。）があったところ、申立外法人との間で企業財産包括保険契約を締結していた申立人は、本件共同溝が同保険契約の保険の対象となる敷地内に所在することから、同保険契約に基づき、申立外法人に対し、復旧工事費用金9,970,400円を支払った。

申立人は、相手方ア・ファクトリーが当該工事に先立ち試掘等を行うことなく本件事故を起こしたこと、相手方JTには相手方ア・ファクトリーに対する本件工事に係る注文に過失があったこと、本市が道路管理者として本件共同溝を損壊しないようにするべき安全配慮義務を怠ったこと等を理由として、本市、相手方JT及び相手方ア・ファクトリーに対し、保険法第25条に基づく求償金として、連帶して上記金員を支払うことを求めて調停を申し立てたところ、令和5年2月9日に不調となったものである。

(2) 謝金の算定について

訴訟代理人弁護士の報酬の支払に関する指針に従い、弁護士森末尚孝との協議の結果、謝金の額を次のとおり算定する。

		評点
A 事案の難易度	ア 事案・争点の複雑性	1点
	イ 法的な争点の難易度	1点
	ウ 有利となる証拠	2点
B 時間及び労力	ア 事案の専門性	0点
	イ 書面作成等に要した労力	1点

	ウ 尋問の実施に要した労力	0 点
報酬の算定	評点の合計 (A)	5 点
	計算額 (5万円 + 5万円 × A点 = B)	30 万円
	加減率 (C)	0
	勝訴割合 (D)	1.0
	報酬額 (B + B × C) × D	30 万円

よって、謝金の額は、30万円となる。

#### ※算定理由

##### ○A (事案の難易度)について

- ・ア (事案・争点の複雑性)

争点は、本市が本件共同溝の存在及び位置を的確に伝える資料等の情報（以下「本件情報」という。）を相手方に提供すべき義務があったか否かに限定されていたところ、本件情報の収集に係る役割分担等について複数の当事者間における協議内容等を整理する必要があったため、1点（やや単純）である。

- ・イ (法的な争点の難易度)

争点は上記のとおり限定されていたところ、複数の当事者との協議内容等の事実経過を整理した上で、本市が本件工事に係る道路管理者と道路占用許可を受けた者両者の地位を兼ねていることを踏まえて本件情報を提供すべき義務を負っているかどうかについて考え方を整理しておく必要があったため、1点（容易）である。

- ・ウ (有利となる証拠)

本市が本件情報を提供すべき義務があったとはいえないことを示す証拠として、喫煙所の寄付に係る合意書案や当事者とのやり取りに係る電子メール等の記録があつたため、2点（ある）である。

##### ○B (時間及び労力)について

- ・ア (事案の専門性)

道路法に基づく道路占用許可に関する知識が必要となつたが、争点は限定されていたため、0点（特に低い）である。

- ・イ (書面作成等に要した労力)

本市が本件情報を提供すべき義務を負っているかどうかについて考え方を整理しておく必要があったものの、本件は調停事件であり、短期間で終結し、作成書面数も答弁書と主張書面の2通で足りたため、1点（少ない）である。

- ・ウ（尋問の実施に要した労力）

尋問は実施されなかつたため、0点（特に少ない）である。

○C（加減率）について

特になし

○D（勝訴割合）について

不調により終了し、本市に不利な結果となっていないことから、勝訴割合は1.0とする。

(3) 協議完了日

令和5年7月20日

大阪地方裁判所

執行停止申立事件

申立人 [REDACTED]

相手方 大阪市

## (1) 事件概要

申立人は、本市が申立人による申立人の母に対する虐待の疑いがあることを理由に老人福祉法等の規定に基づき申立人の母を施設に入所させる措置（以下「本件処分」という。）を行ったが、虐待の事実はなく、本件処分により、申立人の母の心身に重大な危害及び損害が加えられている等として、本市に対し、本件処分の執行停止を求める申立てを行ったもの

## (2) 着手金の算定について

訴訟代理人弁護士の報酬の支払に関する指針に従い、弁護士森末尚孝との協議の結果、着手金の額を次のとおり算定する。

		評点
A 事案の難易度	ア 事案・争点の複雑性	0点
	イ 法的な争点の難易度	1点
	ウ 有利となる証拠	1点
B 時間及び労力	ア 事案の専門性	1点
	イ 書面作成等に要する労力の見込み	2点
	ウ 尋問の実施に要する労力の見込み	0点
報酬の算定	評点の合計 (A)	5点
	計算額 (5万円 + 5万円×A点=B)	30万円
	加減率 (C)	0
	報酬額 (B + B×C)	30万円

よって、着手金の額は、30万円となる。

## ※算定理由

## ○ A (事案の難易度) について

- ・ア (事案・争点の複雑性)

本件の争点は、申立人適格の有無に限定されるため、0点（単純）である。

- ・イ (法的な争点の難易度)

上記の争点について、本件処分の根拠となる高齢者虐待防止法や老人福祉法の趣旨・目的を踏まえて、申立人適格は無いことを主張・立証する必要があるため、  
1点（容易）である。

・ウ（有利となる証拠）

高齢者虐待防止法や老人福祉法の趣旨・目的を示すものとして、逐条解説等があるため、1点（十分ある）である。

○B（時間及び労力）について

・ア（事案の専門性）

本件は高齢者虐待防止法及び老人福祉法における保護措置の制度を理解する必要があるため、1点（低い）である。

・イ（書面作成等に要する労力の見込み）

本件は執行停止申立事件であり、短期間のうちに高齢者虐待防止法や老人福祉法の趣旨・目的を整理して、申立人適格がないことを主張・立証する必要があるため、2点（普通）である。

・ウ（尋問の実施に要する労力の見込み）

尋問が実施される見込みはないため、0点（特に少ない）である。

○C（加減率）について

特になし

(3) 協議完了日

令和5年7月20日

大阪地方裁判所 [REDACTED] やむを得ない措置取消請求事件

原告 [REDACTED]

被告 大阪市

## (1) 事件概要

原告は、本市が原告による原告の母に対する虐待の疑いがあることを理由に老人福祉法等の規定に基づき原告の母を施設に入所させる措置（以下「本件処分」という。）を行ったが、虐待の事実はないことから本件処分は違法である等として、本市に対し、本件処分の取消しを求めて訴えを提起したもの

## (2) 着手金の算定について

訴訟代理人弁護士の報酬の支払に関する指針に従い、弁護士森末尚孝との協議の結果、着手金の額を次のとおり算定する。

		評点
A 事案の難易度	ア 事案・争点の複雑性	1点
	イ 法的な争点の難易度	1点
	ウ 有利となる証拠	1点
B 時間及び労力	ア 事案の専門性	0点
	イ 書面作成等に要する労力の見込み	1点
	ウ 尋問の実施に要する労力の見込み	1点
報酬の算定	評点の合計（A）	5点
	計算額（5万円 + 5万円 × A点 = B）	30万円
	加減率（C）	0
	報酬額（B + B × C）	30万円

よって、着手金の額は、30万円となる。

## ※算定理由

## ○ A (事案の難易度) について

- ・ア (事案・争点の複雑性)

本件の争点は、①原告適格の有無、②本件処分の適法性であるところ、前提となる事実経過や処分の根拠規定は先行して申し立てられた執行停止申立事件（以下「先行事件」という。）において一部整理されているため、1点（やや単純）で

ある。

・イ (法的な争点の難易度)

上記の争点について、①については [REDACTED]

[REDACTED]、先行事件において一部整理されており、②については [REDACTED]  
ため、1点（容易）である。

・ウ（有利となる証拠）

高齢者虐待防止法や老人福祉法の趣旨・目的を示すものとして、逐条解説等があり、本件処分に至った判断過程を示すものとしてサービス利用調整会議等の資料があるため、1点（十分ある）である。

○B（時間及び労力）について

・ア（事案の専門性）

本件は高齢者虐待防止法及び老人福祉法における保護措置の制度を理解する必要があるものの、先行事件において整理されているため、0点（特に低い）である。

・イ（書面作成等に要する労力の見込み）

上記の争点について、①については [REDACTED]

[REDACTED]、先行事件において一部整理されているが、②については [REDACTED]  
ため、1点（少ない）である。

・ウ（尋問の実施に要する労力の見込み）

原告と本市職員の尋問が実施される見込みのため、1点（少ない）である。

○C（加減率）について

特になし

(3) 協議完了日

令和5年7月20日

大阪地方裁判所令和3年（ワ）第10635号使用料支払請求事件

大阪地方裁判所令和4年（ワ）第517号不当利得返還請求事件

原告兼反訴被告 大阪市

被告兼反訴原告 株式会社関西企画

### (1) 事件概要

本市は、被告兼反訴原告に大阪駅前地下道に設置されている広告枠及び本市が指定する広告掲載可能箇所を令和2年4月1日から同年9月30日までの間提供し、被告兼反訴原告がこれらを使用して広告業を行う旨の契約（以下「本件契約」という。）を被告兼反訴原告と締結していたところ、被告兼反訴原告が同年7月1日から同年9月30日までの間の本件契約に係る使用料を支払わなかつたため、被告兼反訴原告に対し、当該使用料金19,800,000円及びこれに対する遅延損害金の支払を求めて訴えを提起した。

これに対し、被告兼反訴原告は、新型コロナウイルス感染症の蔓延が本件契約に定める不可抗力事由に該当すること等により本件契約に係る使用料の支払義務は消滅していることから、支払済の令和2年4月1日から同年6月30日までの間の本件契約に係る使用料のうち金11,800,000円について本市が法律上の原因なく取得しているとして、当該金員及びこれに対する遅延損害金の支払を求める反訴を提起したところ、令和5年2月27日に和解が成立したものである。

### (2) 謝金の算定について

訴訟代理人弁護士の報酬の支払に関する指針に従い、弁護士原戸稻男との協議の結果、謝金の額を次のとおり算定する。

		評点
A 事案の難易度	ア 事案・争点の複雑性	0点
	イ 法的な争点の難易度	1点
	ウ 有利となる証拠	2点
B 時間及び労力	ア 事案の専門性	0点
	イ 書面作成等に要した労力	3点
	ウ 尋問の実施に要した労力	0点
報酬の算定	評点の合計（A）	6点

	計算額（5万円 + 5万円×A点=B）	35万円
	加減率（C）	0
	勝訴割合（D）	1.0
	報酬額（B + B×C）×D	35万円

よって、謝金の額は、35万円となる。

#### ※算定理由

##### ○A（事案の難易度）について

- ・ア（事案・争点の複雑性）

争点は、新型コロナウイルス感染症の流行が本件契約上の不可抗力事由である自然災害等に該当するかに限定されたところ、先行して相手方から申し立てられた調停事件（以下「先行事件」という。）において事実関係及び争点が既に整理されていたため、0点（単純）である。

- ・イ（法的な争点の難易度）

新型コロナウイルス感染症の流行という契約時に想定していない事態が原因となる事案であったことから、これを踏まえて、本件契約上の不可抗力に該当しないということを主張する必要があったものの、先行事件において事実関係及び争点が既に整理されていたため、1点（容易）である。

- ・ウ（有利となる証拠）

事実関係に係る証拠として契約書等があったものの、新型コロナウイルス感染症の流行が本件契約上の不可抗力事由に該当しないことを示すものとしては不十分であったことから、2点（ある）である。

##### ○B（時間及び労力）について

- ・ア（事案の専門性）

契約に係る一般的な知識で足りたため、0点（特に低い）である。

- ・イ（書面作成等に要した労力）

先行事件において事実関係及び争点が既に整理されていたものの、本件契約の性質を踏まえて、新型コロナウイルス感染症の流行が本件契約上の不可抗力事由に該当しないことを主張する必要があったとともに、本件訴訟に関連して相手方より反訴が提起され、その対応も必要となった。

また、和解に応じるにあたり、裁判所との調整等も必要となったため、3点（多い）である。

・ウ（尋問の実施に要した労力）

尋問は実施されなかつたため、0点（特に少ない）である。

○C（加減率）について

特になし

○D（勝訴割合）について

本件については、被告兼反訴原告が本市に対して金 18,300,000 円を支払う内容の和解により終了したものであるところ、新型コロナウイルス感染症の蔓延という事態においては一定割合の減額が認められるべきとの裁判所の心証開示を踏まえたものであった。

この点、判決に至った場合には減額幅がさらに大きくなる可能性が相当程度高かつたこと及び新型コロナウイルス感染症の蔓延が本件契約上の不可抗力事由と評価され他事例への波及の可能性があったところ、和解による減額金額が本件契約金額の約 3.8%に留まったこと及び和解により早期に紛争が解決したこと考慮すると、勝訴割合は、一部勝訴（本市有利）の場合にあたるとして、1.0 である。

(3) 協議完了日

令和 5 年 7 月 20 日

大阪高等裁判所令和4年（ネ）第229号建物収去土地明渡請求控訴事件

控訴人 阿倍野公設市場協同組合

被控訴人 大阪市

(1) 事件概要

本市は、控訴人との間で、控訴人所有の建物の敷地として本市が所有する阿倍野区王子町3丁目1番1等の土地（以下「本件土地」という。）に係る賃貸借契約（以下「本件賃貸借契約」という。）を締結したが、控訴人が本件土地の賃貸料を3か月滞納したことから、本件賃貸借契約を解除し、控訴人に対し、建物収去土地明渡し並びに本件土地の滞納賃貸料及び損害金の支払を求める訴訟を提起したところ、令和3年12月15日に本市勝訴の判決言渡しがあり、これを不服とした控訴人が控訴したところ、令和5年3月29日に和解が成立したもの

(2) 謝金の算定について

訴訟代理人弁護士の報酬の支払に関する指針に従い、弁護士住吉健一との協議の結果、謝金の額を次のとおり算定する。

		評点
A 事案の難易度	ア 事案・争点の複雑性	3点
	イ 法的な争点の難易度	1点
	ウ 有利となる証拠	0点
B 時間及び労力	ア 事案の専門性	2点
	イ 書面作成等に要した労力	3点
	ウ 尋問の実施に要した労力	0点
報酬の算定	評点の合計（A）	9点
	計算額（5万円 + 5万円 × A点 = B）	50万円
	加減率（C）	0.2
	勝訴割合（D）	1.25
	報酬額（B + B × C）× D	75万円

よって、謝金の額は、75万円となる。

※算定理由

## ○A (事案の難易度) について

### ・ア (事案・争点の複雑性)

本件については第1審で本市が勝訴したところ、控訴人から控訴が提起されるとともに、和解での解決の提案があった。控訴人は、和解の前提として滞納賃料等を事前に本市に支払った上で、和解において本件賃貸借契約が有効なものであることを確認するとともに、延滞損害金を全て支払うこと等の提案を行った。本市としては、控訴人の経営状態がもともと悪化していたこと、これまで本市の再三の要請にもかかわらず事業再開計画が提出されなかつたこと等の状況を踏まえ、控訴人の代理人や裁判所と調整を行いながら、控訴人が当該提案内容を実現できることの確認や、本市が当該提案を受け入れるための条件の整理を行うことが必要であったため、3点（やや複雑）である。

### ・イ (法的な争点の難易度)

控訴人からの和解の提案を受け、控訴人の提示する事業再開計画が本件賃貸借契約に定める条件を満たすか否かの検討が必要となつたため、1点（容易）である。

### ・ウ (有利となる証拠)

控訴審において新たな証拠は提出しなかつたため、0点（不要）である。

## ○B (時間及び労力) について

### ・ア (事案の専門性)

本件は、控訴人から提案された和解に応じるために、不動産管理に係る幅広い知識を用いて控訴人や裁判所との調整を行う必要があつたため、2点（普通）である。

### ・イ (書面作成等に要した労力)

控訴人からの和解の申出を受けて、裁判所により複数回の和解期日が設定され、1年以上の期間に及ぶ和解案の検討、控訴人や裁判所との調整等が必要であったため、3点（やや多い）である。

### ・ウ (尋問の実施に要した労力)

尋問は実施されなかつたため、0点（特に少ない）である。

## ○C (加減率) について

本件については、控訴人が滞納賃料を和解前にあらかじめ全て支払った上で、本件賃貸借契約が有効に継続していることを確認するとともに、控訴人が延滞損害金を全て支払うことを主な内容とする和解により終結している。

この点、第1審において勝訴判決を得ていたものの、控訴人によって本件土地の明渡し又は滞納賃料等の支払いが行われなければ、本市が執行を申し立てる必要があったところ、本件和解によりその必要がなくなり、執行に係る事務及び経費を免れる結果となった。さらに、和解前に支払いを受けた滞納賃料と併せて約5,000万円の債権回収を本件和解により行うことができたとともに、控訴人から事業再開計画を提出させ、本件和解により本件賃貸借契約を継続させることとなり、土地活用の観点からも本市にとって有益な結果となった点を踏まえると、本件和解での終結により本市の事務に与える影響は極めて大きいものといえる。

以上の事情については、前記A及びBの算定では評価し得ないので、本件の謝金については加減率を用いて加算することとし、本市の事務に与える影響を踏まえ、加減率は20%とする。

#### ○D（勝訴割合）について

上記Cに記載の内容の和解により終了したことにより、本件訴訟の目的を達成することができたといえ、本市の完全勝訴に等しい結果であったといえるため、勝訴割合は1.25とする。

#### （3）協議完了日

令和5年8月1日

大阪高等裁判所

面談強要行為等差止等請求控訴事件

控訴人 [REDACTED]

被控訴人 大阪市

## (1) 事件概要

控訴人は、本市職員に対し、過去に控訴人が特定の本市職員に対して行った迷惑行為（以下「本件迷惑行為」という。）について、架電、電話対応又は面談の強要等を執拗（よう）に繰り返すことから、本市は、平穏な業務を行う権利を保全するため、控訴人に対し、面談強要禁止等の仮処分命令申立て（以下「本件仮処分命令申立て」という。）を行っていたところ、令和3年6月2日に仮処分決定があり、その後、当該決定に対する控訴人からの異議申立て、保全抗告の申立て、許可抗告申立て及び特別抗告申立て（以下「本件異議申立て等」という。）がいずれも棄却されたにもかかわらず、引き続き本件迷惑行為並びに本件仮処分命令申立て及び本件異議申立て等について架電等を繰り返し、本市の平穏な業務遂行を妨害するため、本市は、控訴人に対し、本件迷惑行為並びに本件仮処分命令申立て及び本件異議申立て等について、本市及び本市職員に対して架電、電話対応又は面談を強要することの差止めを求めて訴えを提起したところ、令和4年11月21日に本市勝訴の判決言渡しがあったが、これを不服として控訴人が控訴したところ、令和5年3月17日に本市勝訴の判決言渡しがあったもの

## (2) 着手金の算定について

訴訟代理人弁護士の報酬の支払に関する指針に従い、弁護士古賀健介との協議の結果、着手金の額を次のとおり算定する。

		評点
A 事案の難易度	ア 事案・争点の複雑性	0点
	イ 法的な争点の難易度	0点
	ウ 有利となる証拠	0点
B 時間及び労力	ア 事案の専門性	1点
	イ 書面作成等に要する労力の見込み	2点
	ウ 尋問の実施に要する労力の見込み	0点
報酬の算定	評点の合計 (A)	3点

	計算額 (5万円 + 5万円 × A点 = B)	20万円
	加減率 (C)	0
	報酬額 (B + B × C)	20万円

よって、着手金の額は、20万円となる。

#### ※算定理由

##### ○A (事案の難易度)について

- ・ア (事案・争点の複雑性)

争点は第1審において既に整理されているため、0点（単純）である。

- ・イ (法的な争点の難易度)

争点は第1審において既に整理されているため、0点（特に容易）である。

- ・ウ (有利となる証拠)

第1審で提出した証拠のほか、新たな証拠を提出することは見込まれないため、0点（不要）である。

##### ○B (時間及び労力)について

- ・ア (事案の専門性)

第1審において事実関係及び争点が整理されているものの、本件は、本市職員に対して執拗に行われる面談の強要等の差止めを求めるものであり、一定の専門性が認められること、被告からの面談の強要等を止めさせるための実効的な方策をとるなどの専門的な対応も必要となるため、1点（低い）である。

- ・イ (書面作成等に要する労力の見込み)

第1審において事実関係及び争点は既に整理されているものの、控訴理由書の分量が多く、その内容の確認や整理に労力を要することが見込まれるとともに、被控訴人からの弁護士事務所に対する架電への対応や被控訴人から継続して行われている面談の強要等を止めさせるための実効的な方策をとるための対応も必要となる見込みのため、2点（普通）である。

- ・ウ (尋問の実施に要する労力の見込み)

尋問が実施される見込みはないため、0点（特に少ない）である。

##### ○C (加減率)について

特になし

(3) 謝金の算定について

訴訟代理人弁護士の報酬の支払に関する指針に従い、弁護士古賀健介との協議の結果、謝金の額を次のとおり算定する。

		評点
A 事案の難易度	ア 事案・争点の複雑性	0点
	イ 法的な争点の難易度	0点
	ウ 有利となる証拠	0点
B 時間及び労力	ア 事案の専門性	1点
	イ 書面作成等に要した労力	2点
	ウ 尋問の実施に要した労力	0点
報酬の算定	評点の合計 (A)	3点
	計算額 (5万円 + 5万円 × A点 = B)	20万円
	加減率 (C)	0
	勝訴割合 (D)	1.25
	報酬額 (B + B × C) × D	25万円

よって、謝金の額は、25万円となる。

※算定理由

○ A (事案の難易度) について

- ・ア (事案・争点の複雑性)

争点は第1審において既に整理されていたため、0点 (単純) である。

- ・イ (法的な争点の難易度)

争点は第1審において既に整理されていたため、0点 (特に容易) である。

- ・ウ (有利となる証拠)

第1審で提出した証拠のほか、新たな証拠を提出しなかったため、0点 (不要) である。

○ B (時間及び労力) について

- ・ア (事案の専門性)

第1審において事実関係及び争点が整理されていたものの、本件は、本市職員に対して執拗に行われる面談の強要等の差止めを求めたものであり、一定の専門性が認められたこと、被告からの面談の強要等を止めさせるための実効的な方策をとるなどの専門的な対応も必要となつたため、1点（低い）である。

・イ（書面作成等に要した労力）

第1審において事実関係及び争点は既に整理されていたものの、控訴理由書の分量が多く、その内容の確認や整理に労力を要したとともに、被控訴人からの弁護士事務所に対する架電への対応や被控訴人から継続して行われている面談の強要等を止めさせるための実効的な方策をとるための対応も必要となつたため、2点（普通）である。

・ウ（尋問の実施に要した労力）

尋問は実施されなかつたため、0点（特に少ない）である。

○C（加減率）について

特になし

○D（勝訴割合）について

本市の完全勝訴のため、勝訴割合は1.25である。

(4) 協議完了日

令和5年8月9日

大阪高等裁判所

違法支出金返還請求控訴求事件

控訴人 [REDACTED]

被控訴人 大阪市長

## (1) 事件概要

控訴人は、特別区の設置に関する協定書等の内容が大都市地域における特別区の設置に関する法律の規定に違反していることを理由に、大阪市を廃止し特別区を設置することについての住民投票（以下「本件住民投票」という。）等に要した公金の支出が地方自治法第2条第16項の規定に反し違法であり、同条第17項の規定に基づき無効であるとして、訴外大阪市監査委員に対し、大阪市長である松井一郎に対し本市が支出した本件住民投票等に要した費用金543,215,098円の支払を請求すること（以下「本件請求」という。）を大阪市長に勧告することを求めて、住民監査請求を行ったところ、訴外大阪市監査委員は、令和3年7月1日付けで本件請求を棄却したため、控訴人は、大阪市長に対し、本件請求を求めて訴えを提起したところ、令和5年1月19日に本市勝訴の判決言渡しがあったが、これを不服として控訴人が控訴したもの

## (2) 着手金の算定について

訴訟代理人弁護士の報酬の支払に関する指針に従い、弁護士法人興和法律事務所との協議の結果、着手金の額を次のとおり算定する。

		評点
A 事案の難易度	ア 事案・争点の複雑性	1点
	イ 法的な争点の難易度	0点
	ウ 有利となる証拠	0点
B 時間及び労力	ア 事案の専門性	0点
	イ 書面作成等に要する労力の見込み	2点
	ウ 尋問の実施に要する労力の見込み	0点
報酬の算定	評点の合計（A）	3点
	計算額（5万円+5万円×A点=B）	20万円
	加減率（C）	0
	報酬額（B+B×C）	20万円

よって、着手金の額は、20万円となる。

#### ※算定理由

##### ○A (事案の難易度)について

- ・ア (事案・争点の複雑性)

争点は第1審において既に整理されているものの、特別区設置協定書等に記載されている特別区設置に関する財政の試算等について独自の分析・解釈に基づき第1審の判断を否定する控訴人の控訴審における主張について改めて整理することが求められるため、1点（やや単純）である。

- ・イ (法的な争点の難易度)

争点は第1審において既に整理されているため、0点（特に容易）である。

- ・ウ (有利となる証拠)

第1審において提出した証拠のほかに、新たな証拠を提出することは見込まれないため、0点（不要）である。

##### ○B (時間及び労力)について

- ・ア (事案の専門性)

住民訴訟の制度、訴訟要件に係る知識及び本市の財務会計に関する制度の知識が必要であるものの、争点及び事実経過は第1審において既に整理されているため、0点（特に低い）である。

- ・イ (書面作成等に要する労力の見込み)

争点は第1審において既に整理されているものの、特別区設置協定書等に記載されている特別区設置に関する財政の試算等について独自の分析・解釈に基づき第1審の判断を否定する控訴人の控訴審における主張が広範にわたり、それらに個別に反論する書面の作成を要することが見込まれるため、2点（普通）である。

- ・ウ (尋問の実施に要する労力の見込み)

尋問の実施は見込まれないため、0点（特に少ない）である。

##### ○C (加減率)について

特になし

#### (3) 協議完了日

令和5年8月4日

大阪地方裁判所 [REDACTED] 損害賠償請求事件

原告 [REDACTED]

被告 大阪市

## (1) 事件概要

生活保護受給者である原告は、令和4年9月に [REDACTED] 区から [REDACTED] 区に転居したことから、同区保健福祉センター所長に対し、保護の開始を申請したが、同センター所長が申請を妨害し、審査開始義務を怠った等として、本市に対し、金300,000円の支払を求めて訴えを提起したもの

## (2) 着手金の算定について

訴訟代理人弁護士の報酬の支払に関する指針に従い、弁護士橋本匡弘との協議の結果、着手金の額を次のとおり算定する。

		評点
A 事案の難易度	ア 事案・争点の複雑性	0点
	イ 法的な争点の難易度	0点
	ウ 有利となる証拠	1点
B 時間及び労力	ア 事案の専門性	0点
	イ 書面作成等に要する労力の見込み	0点
	ウ 尋問の実施に要する労力の見込み	1点
報酬の算定	評点の合計 (A)	2点
	計算額 (5万円 + 5万円 × A点 = B)	15万円
	加減率 (C)	0
	報酬額 (B + B × C)	15万円

よって、着手金の額は、15万円となる。

## ※算定理由

## ○A (事案の難易度) について

- ・ア (事案・争点の複雑性)

本件の争点は、①大阪市 [REDACTED] 区保健福祉センター所長による対応に係る大阪市生活保護法施行細則上の違法性の有無②大阪市 [REDACTED] 区保健福祉センター所長による不作為の違法性の有無であるが、原告より先行して提起された別件訴訟（以下

「先行事件」という。)において既に争点及び事実関係が整理されているため、0点（単純）である。

・イ（法的な争点の難易度）

上記争点について、①については転居時における生活保護決定手続を整理する必要があり、②については大阪市■区保健福祉センター所長が行った保護決定に至るまでの経過を整理する必要があるものの、先行事件において既に争点及び事実関係が整理されているため、0点（特に容易）である。

・ウ（有利となる証拠）

上記争点①については転居時における生活保護決定手続に係る資料として事務処理要領があり、②については本市が原告に対して行った生活保護決定通知等があるため、1点（十分にある）である。

○B（時間及び労力）について

・ア（事案の専門性）

生活保護法について実務も含めた知識が必要となるものの、先行事件において既に争点及び事実関係が整理されているため、0点（特に低い）である。

・イ（書面作成等に要する労力の見込み）

上記争点について、転居時における生活保護決定手続について事務処理要領等を踏まえて説得的な主張を構築すること、事実経過を整理して大阪市■区保健福祉センター所長に不作為の違法がない旨を主張することが必要となることが見込まれるもの、先行事件において既に争点及び事実関係が整理されているため、0点（特に少ない）である。

・ウ（尋問の実施に要する労力の見込み）

原告本人と本市職員の尋問の実施が見込まれるが、尋問事項は限られる見込みのため、1点（少ない）である。

○C（加減率）について

特になし

(3) 協議完了日

令和5年8月4日

## 福岡地方裁判所小倉支部 [REDACTED] 損害賠償請求事件

原告 [REDACTED]

被告 大阪市

## (1) 事件概要

原告は、[REDACTED]に[REDACTED]において開催された[REDACTED]に参加した原告の子が[REDACTED]の中、[REDACTED]への[REDACTED]を拒否され、[REDACTED]により亡くなったのは、[REDACTED]の建造物の所有者である本市が利用者の安全管理を行う責務があるのに、これを怠ったからである等として、本市に対し、金2,000万円の損害賠償の支払を求めて訴えを提起したところ、令和5年6月6日に本市勝訴の判決言渡しがあったもの

## (2) 謝金の算定について

訴訟代理人弁護士の報酬の支払に関する指針に従い、弁護士赤松純子との協議の結果、謝金の額を次のとおり算定する。

		評点
A 事案の難易度	ア 事案・争点の複雑性	0点
	イ 法的な争点の難易度	0点
	ウ 有利となる証拠	0点
B 時間及び労力	ア 事案の専門性	0点
	イ 書面作成等に要した労力	1点
	ウ 尋問の実施に要した労力	0点
報酬の算定	評点の合計 (A)	1点
	計算額 (5万円 + 5万円 × A点 = B)	10万円
	加減率 (C)	0
	勝訴割合 (D)	1.25
	報酬額 (B + B × C) × D	12.5万円

よって、謝金の額は、12万5000円となる。

## ※算定理由

○A (事案の難易度) について

・ア (事案・争点の複雑性)

争点は、原告の子が [ ] により亡くなったことについて、民法第 698 条、第 709 条若しくは第 717 条又は国家賠償法第 1 条若しくは第 2 条に基づく本市の損害賠償責任が認められるかであったが、原告のいずれの主張についても法的に整理されていなかったため、0 点 (単純) である。

・イ (法的な争点の難易度)

上記のとおり、原告の各主張が法的に整理されておらず、本市に損害賠償責任がないことも明らかであったため、0 点 (特に容易) である。

・ウ (有利となる証拠)

本市に損害賠償責任がないことは明らかであり、証拠の提出を要しなかつたため、0 点 (不要) である。

○B (時間及び労力) について

・ア (事案の専門性)

本件は、国家賠償法及び民法に係る一般的な知識で足りる事案であったため、0 点 (特に低い) である。

・イ (書面作成等に要した労力)

上記のとおり本市に損害賠償責任がないことは明らかであり、詳細な主張を行う必要はなかったものの、期日において福岡地方裁判所小倉支部へ出頭する労力を要したことから、1 点 (少ない) である。

・ウ (尋問の実施に要した労力)

尋問は実施されなかつたため、0 点 (特に少ない) である。

○C (加減率) について

特になし

○D (勝訴割合) について

本市の完全勝訴のため、勝訴割合は 1.25 である。

(3) 協議完了日

令和 5 年 7 月 24 日

大阪地方裁判所

建物明渡請求事件

原告 大阪市

被告 [REDACTED]

## (1) 事件概要

本市は、被告に対し、同人が入居していた市営住宅（以下「仮入居前家屋」という。）の供用廃止に伴う仮入居のために [REDACTED]（以下「本件家屋」という。）に係る使用承認をしたが、新たな市営住宅を供用開始したため被告に対し当該市営住宅への転居を求めたにもかかわらず、被告がこれに応じないことから、当該使用承認を取り消し、令和3年4月30日を期限として明渡しを求めたものの、被告は当該期限を過ぎても本件家屋の明渡しをしない。

そこで、本市は、被告に対し、本件家屋の明渡し及び損害金の支払を求めて訴えを提起したところ、令和5年7月13日に本市勝訴の判決言渡しがあったものである。

## (2) 謝金の算定について

訴訟代理人弁護士の報酬の支払に関する指針に従い、弁護士浜口廣久との協議の結果、謝金の額を次のとおり算定する。

		評点
A 事案の難易度	ア 事案・争点の複雑性	1点
	イ 法的な争点の難易度	1点
	ウ 有利となる証拠	1点
B 時間及び労力	ア 事案の専門性	0点
	イ 書面作成等に要した労力	0点
	ウ 尋問の実施に要した労力	0点
報酬の算定	評点の合計 (A)	3点
	計算額 (5万円 + 5万円 × A点 = B)	20万円
	加減率 (C)	0
	勝訴割合 (D)	1.25
	報酬額 (B + B × C) × D	25万円

よって、謝金の額は、25万円となる。

### ※算定理由

#### ○A（事案の難易度）について

##### ・ア（事案・争点の複雑性）

争点は、①仮入居が借地借家法第40条の一時使用目的であるといえるか否か、  
②仮入居前家屋の建替事業をもって、立ち退きについて定める大阪市営住宅条例  
第41条の「管理上必要がある」といえるか否かに限定されたため、1点（やや單  
純）である。

##### ・イ（法的な争点の難易度）

争点は限定されていたものの、仮入居前家屋の建替事業をもって大阪市営住宅  
条例第41条の「管理上必要がある」に該当することについて、借地借家法の解釈  
を踏まえて主張する必要があったため、1点（容易）である。

##### ・ウ（有利となる証拠）

大阪市営住宅条例第41条の「管理上必要がある」といえることを立証するにあ  
たり、建替事業に係る計画等の資料を提出したため、1点（十分にあった）であ  
る。

#### ○B（時間及び労力）について

##### ・ア（事案の専門性）

借地借家法及び本市の市営住宅制度に係る知識が必要であったものの、争点は  
限定されていたため、0点（特に低い）である。

##### ・イ（書面作成等に要した労力）

被告が有効な主張、立証を行わず、早期に訴訟が終了したため、0点（特に少  
ない）である。

##### ・ウ（尋問の実施に要した労力）

尋問は実施されなかつたため、0点（特に少ない）である。

#### ○C（加減率）について

特になし

#### ○D（勝訴割合）について

本市の完全勝訴のため、勝訴割合は1.25である。

### (3) 協議完了日

令和5年11月17日

大阪地方裁判所

## 損害賠償請求事件

原告 [REDACTED] 外6名

被告 大阪市

## (1) 事件概要

本市は、令和2年4月20日に「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が閣議決定されたことを受け、同月27日（以下「基準日」という。）において住民基本台帳に記録されている者等に対し、1人につき金10万円の給付金（以下「特別定額給付金」という。）を支給する事業を実施することとした。

原告らは、本市に対し、特別定額給付金の支給に係る申請を行ったところ、基準日において本市に住民登録がない等の理由により特別定額給付金の給付がなされなかつたが、本市には、原告らのような住民登録がない人々に対し、その状態に相応しい住民登録の方法を工夫する等して、特別定額給付金の給付を実施すべき義務があるにもかかわらず、これを怠ったことに重大な過失があるとして、本市に対し、それぞれ金10万円及びこれに対する遅延損害金の支払を求めて訴えを提起したところ、令和5年8月23日に本市勝訴の判決言渡しがあったものである。

## (2) 謝金の算定について

訴訟代理人弁護士の報酬の支払に関する指針に従い、弁護士浜口廣久との協議の結果、謝金の額を次のとおり算定する。

		評点
A 事案の難易度	ア 事案・争点の複雑性	1点
	イ 法的な争点の難易度	1点
	ウ 有利となる証拠	1点
B 時間及び労力	ア 事案の専門性	1点
	イ 書面作成等に要した労力	2点
	ウ 尋問の実施に要した労力	0点
報酬の算定	評点の合計（A）	6点
	計算額（5万円+5万円×A点=B）	35万円
	加減率（C）	0
	勝訴割合（D）	1.25

	報酬額 (B + B × C) × D	43.75 万円
--	---------------------	----------

よって、謝金の額は、43万7500円となる。

#### ※算定理由

##### ○A (事案の難易度)について

- ・ア (事案・争点の複雑性)

本件の争点は、本市に住民登録されていないこと等を理由に本市が原告らに対して特別定額給付金を支給しなかったことが、国家賠償法上の違法な行為にあたるかどうかに限定されたため、1点（やや単純）である。

- ・イ (法的な争点の難易度)

上記のとおり争点は限定されていたものの、原告らの独自の主張に対応するため、特別定額給付金に係る制度と住民基本台帳制度及び戸籍制度との関係等について整理した上で、国家賠償法上の違法な行為がないことを主張する必要があったため、1点（容易）である。

- ・ウ (有利となる証拠)

類似の裁判の裁判例や国が策定した特別定額給付金に係るQ & A及び、一部の原告については特別定額給付金を支給したことの証拠となる領収書を提出したため、1点（十分にある）である。

##### ○B (時間及び労力)について

- ・ア (事案の専門性)

原告らの独自の主張に対応するため、住民基本台帳制度及び戸籍制度に関する知識が求められたため、1点（低い）である。

- ・イ (書面作成等に要した労力)

争点は限定されたが、原告が複数人いることから、原告らそれぞれにおける事実関係の整理を行う必要があったことに加え、ホームレス等に対する特別定額給付金の支給手続等に関する原告らの独自の主張及び当該主張に関する裁判所からの求釈明への対応を複数回に渡り要したため、2点（普通）である。

- ・ウ (尋問の実施に要した労力)

尋問は実施されなかつたため、0点（特に少ない）である。

##### ○C (加減率)について

特になし

OD（勝訴割合）について

本市の完全勝訴のため、勝訴割合は 1.25 である。

(3) 協議完了日

令和 5 年 11 月 17 日

大阪簡易裁判所

市営住宅代替住居請求調停事件

申立人

相手方 大阪市

## (1) 事件概要

(以下「本件住宅」という。) の■号室に居住している申立人は、本件住宅の他の居住者(以下「他の居住者」という。)により申立人宛ての郵便物が盗難されるという嫌がらせを受けたこと、防犯カメラの設置を本件住宅の自治会が反対していること、郵便物の盗難をやめるように求める貼り紙の掲示に対し、他の居住者から難癖を付けられたこと等により、過度の精神的な圧迫を執拗に受けているとして、本市に対し、本件住宅以外の相当の市営住宅への入替を求めて調停を申し立てたもの

## (2) 着手金の算定について

訴訟代理人弁護士の報酬の支払に関する指針に従い、弁護士浜口廣久との協議の結果、着手金の額を次のとおり算定する。

		評点
A 事案の難易度	ア 事案・争点の複雑性	0点
	イ 法的な争点の難易度	0点
	ウ 有利となる証拠	1点
B 時間及び労力	ア 事案の専門性	1点
	イ 書面作成等に要する労力の見込み	0点
	ウ 尋問の実施に要する労力の見込み	0点
報酬の算定	評点の合計(A)	2点
	計算額(5万円+5万円×A点=B)	15万円
	加減率(C)	0
	報酬額(B+B×C)	15万円

よって、着手金の額は、15万円となる。

## ※算定理由

- A (事案の難易度) について

・ア（事案・争点の複雑性）

本件の争点は、本市が、相手方に対し、他の相当の市営住宅への入替を認める必要があるか否かという点に限定されるため、0点（単純）である。

・イ（法的な争点の難易度）

本件の争点は限定的であり、相手方が、他の相当の市営住宅への入替に係る要件を満たさないことについて、事実経過を踏まえて主張することで足りるため、0点（特に容易）である。

・ウ（有利となる証拠）

他の相当の市営住宅への入替に係る要件の考え方を示す資料があるため、1点（十分にある）である。

○B（時間及び労力）について

・ア（事案の専門性）

本件の争点は上記のとおり限定されているものの、本市の市営住宅制度に係る専門的な知識を要するため、1点（低い）である。

・イ（書面作成等に要する労力の見込み）

調停が成立する見込みがないことから、0点（特に少ない）である。

・ウ（尋問の実施に要する労力の見込み）

本件は調停事件であり、尋問は想定されないので、0点（特に少ない）である。

○C（加減率）について

特になし

(3) 協議完了日

令和5年11月17日

大阪地方裁判所

損害賠償請求事件

原告 [REDACTED]

被告 大阪市 外5名

## (1) 事件概要

原告は、原告についてなされた [REDACTED] に基づく成年後見開始の審判によって回復困難な財産上の損害及び精神的苦痛を被った等として、当該審判の請求を行った本市、当該審判を行った大阪家庭裁判所（国）、当該審判によって選任された成年後見人その他当該審判に関与する相被告らに対し、金2,000万円の損害賠償を求めて訴えを提起したもの

## (2) 着手金の算定について

訴訟代理人弁護士の報酬の支払に関する指針に従い、弁護士中川元との協議の結果、着手金の額を次のとおり算定する。

		評点
A 事案の難易度	ア 事案・争点の複雑性	0点
	イ 法的な争点の難易度	1点
	ウ 有利となる証拠	1点
B 時間及び労力	ア 事案の専門性	1点
	イ 書面作成等に要する労力の見込み	1点
	ウ 尋問の実施に要する労力の見込み	1点
報酬の算定	評点の合計（A）	5点
	計算額（5万円+5万円×A点=B）	30万円
	加減率（C）	0
	報酬額（B+B×C）	30万円

よって、着手金の額は、30万円となる。

## ※算定理由

## ○ A（事案の難易度）について

- ・ア（事案・争点の複雑性）

争点は、本市が行った成年後見開始の審判の請求行為に過失があったかどうか

に限定されるため、0点（単純）である。

・イ（法的な争点の難易度）

本市が当該審判の請求を行うに至った経過を整理したうえで、当該審判の請求に係る適法性を主張する必要があるため、1点（容易）である。

・ウ（有利となる証拠）

当該審判の請求の適法性に係る書証として、請求時の添付資料等があるため、1点（十分にある）である。

○B（時間及び労力）について

・ア（事案の専門性）

争点は限定されているものの、市長による成年後見開始の審判の請求に関する制度の知識を要するため、1点（低い）である。

・イ（書面作成等に要する労力の見込み）

争点は限定されているものの、本件訴訟に係る当事者が複数人にわたることに加え、当該審判の請求に係る事実経過を整理して主張する必要があるため、1点（少ない）である。

・ウ（尋問の実施に要する労力の見込み）

本市が当該審判の請求を行うに至った経過について原告本人及び本市職員の尋問が想定されるが、尋問事項は限定されているため、1点（少ない）である。

○C（加減率）について

特になし

(3) 協議完了日

令和5年11月16日

大阪高等裁判所

## 行政処分取消請求控訴事件

控訴人

被控訴人 大阪市

## (1) 事件概要

控訴人は、大阪市長に対し本市営住宅の家賃の減免申請が却下されたこと（以下「本件却下」という。）を不服として行政不服審査法に基づく審査請求及び執行停止の申立て（以下「本件審査請求等」という。）を行ったところ、本件却下は私法上の行為であり、行政処分には該当しないとして、大阪市長より本件審査請求等を却下する裁決（以下「本件裁決」という。）がなされたため、本市に対し、本件却下は行政処分に当たる等として、本件裁決の取消しを求めて訴えを提起したところ、令和5年2月15日に本市勝訴の判決言渡しがあったが、これを不服とした控訴人が控訴したところ、令和5年9月8日に本市勝訴の判決言渡しがあったものである。

## (2) 謝金の算定について

訴訟代理人弁護士の報酬の支払に関する指針に従い、弁護士大砂裕幸との協議の結果、謝金の額を次のとおり算定する。

		評点
A 事案の難易度	ア 事案・争点の複雑性	0点
	イ 法的な争点の難易度	0点
	ウ 有利となる証拠	0点
B 時間及び労力	ア 事案の専門性	0点
	イ 書面作成等に要した労力	0点
	ウ 尋問の実施に要した労力	0点
報酬の算定	評点の合計（A）	0点
	計算額（5万円 + 5万円 × A点 = B）	5万円
	加減率（C）	0
	勝訴割合（D）	1.25
	報酬額（B + B × C）× D	6.25万円

よって、謝金の額は、6.25万円となる。

※算定理由

○A (事案の難易度)について

- ・ア (事案・争点の複雑性)

第1審において争点は既に整理されていたため、0点（単純）である。

- ・イ (法的な争点の難易度)

第1審において法的な争点は整理されていたため、0点（特に容易）である。

- ・ウ (有利となる証拠)

第1審において提出した証拠のほかに、新たな証拠を提出することはなかったため、0点（不要）である。

○B (時間及び労力)について

- ・ア (事案の専門性)

第1審において争点は既に整理されていたため、0点（特に低い）である。

- ・イ (書面作成等に要した労力)

第1審において争点は既に整理されており、提出書面は1通であったため、0点（特に少ない）である。

- ・ウ (尋問の実施に要した労力)

尋問が実施されなかつたため、0点（特に少ない）である。

○C (加減率)について

特になし

○D (勝訴割合)について

本市の完全勝訴のため、勝訴割合は1.25である。

(3) 協議完了日

令和5年11月21日

大阪地方裁判所

費用返還決定処分取消等請求事件

原告

被告 大阪市

## (1) 事件概要

区保健福祉センター所長は、同区において生活保護決定を受けていた原告に対し、原告が年金生活者支援給付金（以下「本件給付金」という。）の受給を開始し、令和2年3月分から同年10月分までの本件給付金を遡及して受給することとなったために原告に資力が発生したことを理由として、生活保護法第63条の規定に基づき、令和2年3月分から同年10月分までの生活保護費のうち、同期間における本件給付金の受給額金50,709円について生活保護費返還決定（以下「本件処分」という。）を行った。

これに対し、原告は、本件処分が憲法第25条等に反し違法であるとして、本市に対し、本件処分の取消しを求めるとともに、令和2年3月から令和4年12月までの期間に本件給付金を受給したことにより減額された生活保護費に相当する金245,892円の支払いを求めて訴えを提起したところ、令和5年6月29日に本市勝訴の判決言渡しがあったものである。

## (2) 謝金の算定について

訴訟代理人弁護士の報酬の支払に関する指針に従い、弁護士大砂裕幸との協議の結果、謝金の額を次のとおり算定する。

		評点
A 事案の難易度	ア 事案・争点の複雑性	0点
	イ 法的な争点の難易度	0点
	ウ 有利となる証拠	1点
B 時間及び労力	ア 事案の専門性	1点
	イ 書面作成等に要した労力	0点
	ウ 尋問の実施に要した労力	0点
報酬の算定	評点の合計（A）	2点
	計算額（5万円+5万円×A点=B）	15万円
	加減率（C）	0%
	勝訴割合（D）	1.25

	報酬額 (B + B × C) × D	18.75 万円
--	---------------------	----------

よって、謝金の額は、18.75 万円となる。

#### ※算定理由

##### ○A (事案の難易度) について

- ・ア (事案・争点の複雑性)

主な争点は、本件給付金が生活保護費返還決定の対象となるか否かに限定されていたため、0点（単純）である。

- ・イ (法的な争点の難易度)

本件給付金が生活保護費返還決定の対象となることは国の通知に明記されており、本件処分が適法であることは明らかであったため、0点（特に容易）である。

- ・ウ (有利となる証拠)

本件処分の根拠となる国の通知等があったため、1点（十分にあった）である。

##### ○B (時間及び労力) について

- ・ア (事案の専門性)

本件処分が適法であることは国の通知等により明らかであったものの、生活保護法に関する知識に加え、本件給付金に係る制度に関する知識も必要であったため、1点（低い）である。

- ・イ (書面作成等に要した労力)

本件処分が適法であることは明らかであったことに加え、短期間で終結したことから、少数の書面の提出で足りたため、0点（特に少ない）である。

- ・ウ (尋問の実施に要した労力)

尋問は実施されなかったため、0点（特に少ない）である。

##### ○C (加減率) について

特になし

##### ○D (勝訴割合) について

本市の完全勝訴のため、勝訴割合は 1.25 である。

#### (3) 協議完了日

令和 5 年 11 月 21 日

大阪高等裁判所

費用返還決定処分取消等請求控訴事件

控訴人

被控訴人 大阪市

## (1) 事件概要

区保健福祉センター所長は、同区において生活保護決定を受けていた控訴人に対し、控訴人が年金生活者支援給付金（以下「本件給付金」という。）の受給を開始し、令和2年3月分から同年10月分までの本件給付金を遡及して受給することとなつたために控訴人に資力が発生したことを理由として、生活保護法第63条の規定に基づき、令和2年3月分から同年10月分までの生活保護費のうち、同期間における本件給付金の受給額金50,709円について生活保護費返還決定（以下「本件処分」という。）を行つた。

これに対し、控訴人は、本件処分が憲法第25条等に反し違法であるとして、本市に対し、本件処分の取消しを求めるとともに、令和2年3月から令和4年12月までの期間に本件給付金を受給したことにより減額された生活保護費に相当する金245,892円の支払いを求めて訴えを提起したところ、令和5年6月29日に本市勝訴の判決言渡しがあったが、これを不服とした控訴人が控訴したものである。

## (2) 着手金の算定について

訴訟代理人弁護士の報酬の支払に関する指針に従い、弁護士大砂裕幸との協議の結果、着手金の額を次のとおり算定する。

		評点
A 事案の難易度	ア 事案・争点の複雑性	0点
	イ 法的な争点の難易度	0点
	ウ 有利となる証拠	0点
B 時間及び労力	ア 事案の専門性	0点
	イ 書面作成等に要する労力の見込み	0点
	ウ 尋問の実施に要する労力の見込み	0点
報酬の算定	評点の合計（A）	0点
	計算額（5万円+5万円×A点=B）	5万円
	加減率（C）	0

	報酬額 (B + B × C)	5万円
--	-----------------	-----

よって、着手金の額は、5万円となる。

#### ※算定理由

##### ○A (事案の難易度)について

- ・ア (事案・争点の複雑性)

事案の内容及び争点については既に原審において整理されているため、0点(単純)である。

- ・イ (法的な争点の難易度)

控訴審においても控訴人の請求は原審と変わらず、本件の主たる争点は原審と同様であるため、0点(特に容易)である。

- ・ウ (有利となる証拠)

控訴審において新たな証拠の提出は不要であることから、0点(不要)である。

##### ○B (時間及び労力)について

- ・ア (事案の専門性)

本件は、原審において事実関係及び争点の整理が行われているため、0点(特に低い)である。

- ・イ (書面作成等に要する労力の見込み)

原審において事実関係及び争点が既に整理されており、新たな争点が出る可能性も低いため、書面作成等に労力を要しないと見込まれることから、0点(特に少ない)である。

- ・ウ (尋問の実施に要する労力の見込み)

尋問が実施される見込みがないため、0点(特に少ない)である。

##### ○C (加減率)について

特になし

##### (3) 協議完了日

令和5年11月21日

大阪地方裁判所令和4年（行ウ）第68号道路指定処分不存在確認請求事件

原告 株式会社長坂屋  
被告 大阪市

(1) 事件概要

原告は、原告が所有する福島区所在の土地（以下「本件土地」という。）上に建築物を建築することを予定し、建築確認申請を行ったところ、本市が建築基準法第42条第2項の規定による指定（以下「2項道路指定」という。）があると判断している本件土地に隣接する通路（以下「本件通路」という。）について、2項道路指定がないものとして申請を行ったことから、本市の建築主事から建築基準関係規定に適合するかどうか判断することができない旨の通知を受けた。なお、2項道路指定については、昭和26年1月24日に、当時の特定行政庁である大阪府知事が包括的に行っている。

原告は、本件通路が2項道路指定を受けた道路に該当するか否かが明らかにならなければ、本件土地上に建築物を建築するに当たり、本件通路の中心線から本件土地側に水平距離2メートルの線までいわゆるセットバックをする必要があるかどうか判断できず、現状で建築物を建築しようとなれば事実上、セットバックしない限り建築確認を受けられることになるとして、本市に対し、本件通路に係る本市の2項道路の指定が存在しないことの確認を求めて訴えを提起したところ、令和5年9月15日に本市勝訴の判決言渡しがあったもの。

(2) 謝金の算定について

訴訟代理人弁護士の報酬の支払に関する指針に従い、弁護士森末尚孝との協議の結果、謝金の額を次のとおり算定する。

		評点
A 事案の難易度	ア 事案・争点の複雑性	2点
	イ 法的な争点の難易度	1点
	ウ 有利となる証拠	2点
B 時間及び労力	ア 事案の専門性	1点
	イ 書面作成等に要した労力	1点
	ウ 尋問の実施に要した労力	0点
報酬の算定	評点の合計（A）	7点

	計算額 (5万円 + 5万円 × A点 = B)	40万円
	加減率 (C)	0%
	勝訴割合 (D)	1.25
	報酬額 (B + B × C) × D	50万円

よって、謝金の額は、50万円となる。

#### ※算定理由

##### ○A (事案の難易度)について

- ・ア (事案・争点の複雑性)

本件通路が2項道路として指定される要件を満たしていたかどうかを争点とする事案であり、2項道路の指定に係る判断の基準とされている時点（昭和25年11月23日）（以下「基準時点」という。）まで遡って本件通路やその周辺の建物の状況を整理する必要があったため、2点（普通）である。

- ・イ (法的な争点の難易度)

争点は上記アに記載のとおりであり、本市の主張は基準時点における本件通路やその周辺の建物の状況を明らかにすることが主な内容となったため、1点（容易）である。

- ・ウ (有利となる証拠)

本件通路の状況に関する近隣住民の証言等があったため、2点（あった）である。

##### ○B (時間及び労力)について

- ・ア (事案の専門性)

本件は建築基準法に基づく処分に関する訴訟であり、行政事件に係る専門性だけでなく建築基準法に係る専門性を要したもの、争点は限定されたため、1点（低い）である。

- ・イ (書面作成等に要した労力)

基準時点まで遡って本件通路やその周辺の建物の状況を整理し主張を行う必要があり、法的事項の検討や主張の組み立てに労力を要したもの、争点は限定されたため、1点（少ない）である。

- ・ウ (尋問の実施に要した労力)

尋問は実施されなかつたため、0点（特に少ない）である。

○C（加減率）について

特になし

○D（勝訴割合）について

本市の完全勝訴のため、勝訴割合は1.25である。

(3) 協議完了日

令和5年11月22日

大阪高等裁判所

損失補償請求控訴事件

控訴人

外2名

被控訴人 大阪市

## (1) 事件概要

本市は、令和2年3月19日に大阪府土地収用委員会に対し、大阪都市計画道路淀川左岸線に係る事業の用に供するため、控訴人らがそれぞれ3分の1ずつ持分を有する [REDACTED] の土地（以下「本件土地」という。）について、土地収用法第39条第1項に基づき収用裁決を申請し、同法第47条の2第3項に基づき明渡裁決を申し立てたところ、大阪府土地収用委員会は、令和3年3月22日付で、本件土地を収用し、当該収用に伴う損失補償額を決定する旨の裁決（以下「本件裁決」という。）を行った。

これに対し、控訴人らは、本件裁決における本件土地の損失補償に係る評価額が低廉であること、控訴人らのうち本件土地上の建物の屋上に屋外広告塔を設置して屋外広告業を営んでいる事業者（以下「控訴人事業者」という。）が本件土地の収用により当該広告業を廃止せざるを得なくなったこと等を理由として、本市に対し、本件土地の収用に係る損失補償の増額分として控訴人らそれぞれに対して金20,806,841円及びこれに対する遅延損害金の支払を求めるとともに、控訴人事業者に対して当該広告業を廃止せざるを得なくなったことに関する損失補償として金76,363,635円及びこれに対する遅延損害金の支払を求めて訴えを提起したところ、令和5年3月29日に本市勝訴の判決言渡しがあったが、これを不服として控訴人らが控訴したものである。

## (2) 着手金の算定について

訴訟代理人弁護士の報酬の支払に関する指針に従い、弁護士森末尚孝との協議の結果、着手金の額を次のとおり算定する。

		評点
A 事案の難易度	ア 事案・争点の複雑性	0点
	イ 法的な争点の難易度	1点
	ウ 有利となる証拠	2点
B 時間及び労力	ア 事案の専門性	0点
	イ 書面作成等に要する労力の見込み	2点

	ウ 尋問の実施に要する労力の見込み	0 点
報酬の算定	評点の合計 (A)	5 点
	計算額 (5万円 + 5万円 × A点 = B)	30 万円
	加減率 (C)	0
	報酬額 (B + B × C)	30 万円

よって、着手金の額は、30万円となる。

#### ※算定理由

##### ○A (事案の難易度) について

- ・ア (事案・争点の複雑性)

争点は、①本件土地の損失補償額が正当な補償であるか否か、②広告業の廃止に伴う損失の補償が本件土地収用に係る損失補償に含まれるか否かであるところ、原審において既に争点及び事実関係が整理されているため、0点(単純)である。

- ・イ (法的な争点の難易度)

本件の争点及び事実関係は原審において既に整理されているものの、新たに、②について土地収用における補償に係る最高裁判所の判例を踏まえて本市の主張を整理する必要があるため、1点(容易)である。

- ・ウ (有利となる証拠)

広告業の廃止に伴う損失の補償が本件土地収用に係る損失補償に含まれないことを明確に示す資料はないものの、土地収用に係る損失補償の考え方等を示す逐条解説等はあるため、2点(ある)である。

##### ○B (時間及び労力) について

- ・ア (事案の専門性)

土地収用に関する訴訟であり、一定の専門知識が必要であるものの、原審において既に争点及び事実関係は整理されているため、0点(特に低い)である。

- ・イ (書面作成等に要する労力の見込み)

原審において既に事実関係及び争点は整理されているものの、控訴人の控訴審における主張への反論のために、原審における争点について、整理の上改めて具体的に主張する必要があるとともに、新たに主張を補充することが見込まれるため、2点(普通)である。

・ウ（尋問の実施に要する労力の見込み）

尋問の実施は見込まれないため、0点（特に少ない）である。

○C（加減率）について

特になし

(3) 協議完了日

令和5年11月22日

大阪地方裁判所

面会制限措置取消請求事件

原告 [REDACTED]

被告 大阪市

## (1) 事件概要

原告は、本市が原告による原告の母に対する虐待の疑いがあることを理由に老人福祉法の規定に基づき原告の母を施設に入所させる措置（以下「本件入所措置」という。）を行うとともに、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づき原告が原告の母と面会することを制限する措置（以下「本件面会制限措置」という。）を行ったが、虐待の事実はなく、本件面会制限措置は原告及び原告の母の面会する権利を不当に制約する違法なものである等として、本市に対し、本件面会制限措置の取消しを求めて訴えを提起したものである。

なお、上記訴えに先行して、原告より本件入所措置の取消しを求める訴え（以下「先行事件」という。）が提起されている。

## (2) 着手金の算定について

訴訟代理人弁護士の報酬の支払に関する指針に従い、弁護士森末尚孝との協議の結果、着手金の額を次のとおり算定する。

		評点
A 事案の難易度	ア 事案・争点の複雑性	1点
	イ 法的な争点の難易度	2点
	ウ 有利となる証拠	2点
B 時間及び労力	ア 事案の専門性	0点
	イ 書面作成等に要する労力の見込み	2点
	ウ 尋問の実施に要する労力の見込み	1点
報酬の算定	評点の合計 (A)	8点
	計算額 (5万円 + 5万円 × A点 = B)	45万円
	加減率 (C)	0
	報酬額 (B + B × C)	45万円

よって、着手金の額は、45万円となる。

※算定理由

○A（事案の難易度）について

・ア（事案・争点の複雑性）

本件の争点は、①本件面会制限措置の处分性の有無、②原告適格の有無、③本件面会制限措置の適法性であるところ、前提となる事実関係は先行事件において既に整理されているため、1点（やや単純）である。

・イ（法的な争点の難易度）

上記の争点について、①及び②について

、③については

、先行事件において事実関係は既に整理されているため、2点（普通）である。

・ウ（有利となる証拠）

本件面会制限措置に至った判断過程を示すものとしてサービス利用調整会議等の資料があるため、2点（ある）である。

○B（時間及び労力）について

・ア（事案の専門性）

本件は高齢者虐待防止法及び老人福祉法における保護措置の制度を理解する必要があるものの、先行事件において整理されているため、0点（特に低い）である。

・イ（書面作成等に要する労力の見込み）

上記の争点について、①及び②について

、③については

、先行事件において事実関係は既に整理されているため、2点（普通）である。

・ウ（尋問の実施に要する労力の見込み）

原告と本市職員の尋問が実施される見込みのため、1点（少ない）である。

○C（加減率）について

特になし

(3) 協議完了日

令和5年11月22日

## 大阪地方裁判所令和5年（ワ）第2523号建物明渡等請求事件

原告 大阪市  
被告 共栄水産株式会社

## (1) 事件概要

中央卸売市場東部市場の建物の一部（以下「本件建物」という。）において仲卸業を行っていた被告は、当時の大阪市中央卸売市場業務条例の規定に基づき仲卸業務許可の取消処分及びこれに伴う本件建物に係る施設指定の取消処分を受けた後も、動産を存置して本件建物を不法に占有している。

そこで、本市は、本件建物の所有権に基づき、被告に対し、本件建物の明渡し及び使用料相当損害金等の支払いを求めたところ、令和5年6月20日に本市勝訴の判決言渡しがあったものである。

## (2) 謝金の算定について

訴訟代理人弁護士の報酬の支払に関する指針に従い、弁護士住吉健一との協議の結果、謝金の額を次のとおり算定する。

		評点
A 事案の難易度	ア 事案・争点の複雑性	0点
	イ 法的な争点の難易度	0点
	ウ 有利となる証拠	1点
B 時間及び労力	ア 事案の専門性	1点
	イ 書面作成等に要した労力	1点
	ウ 尋問の実施に要した労力	0点
報酬の算定	評点の合計（A）	3点
	計算額（5万円 + 5万円×A点=B）	20万円
	加減率（C）	0
	勝訴割合（D）	1.25
	報酬額（B + B×C）×D	25万円

よって、謝金の額は、25万円となる。

※算定理由

○A（事案の難易度）について

・ア（事案・争点の複雑性）

争点は、被告が本件建物を不法に占有しているかどうかに限定されていたため、0点（単純）である。

・イ（法的な争点の難易度）

被告が本件建物を不法に占有していることは明らかであったため、0点（特に容易）である。

・ウ（有利となる証拠）

被告が本件建物に動産を残置し、本件建物を不法に占有していることを示す写真等を提出したため、1点（十分にあった）である。

○B（時間及び労力）について

・ア（事案の専門性）

本件は、被告が本件建物を不法に占有しているという一般的な民事事件であったが、地方卸売市場における施設指定に係る知識が一部必要であったため、1点（低い）である。

・イ（書面作成等に要した労力）

本件条例の規定を踏まえ被告が本件建物を不法に占有していることを主張する書面を作成することを要したもの、被告が本件建物を不法に占有していることは明らかであり、書面作成に要する労力が少なかったため、1点（少ない）である。

・ウ（尋問の実施に要した労力）

尋問は実施されなかったため、0点（特に少ない）である。

○C（加減率）について

特になし

○D（勝訴割合）について

本市の完全勝訴のため、勝訴割合は1.25である。

(3) 協議完了日

令和5年11月16日

大阪地方裁判所令和5年（モ）第30052号特別代理人選任申立事件

原告 大阪市

被告 大阪東部市場食品興業有限会社

(1) 事件概要

中央卸売市場東部市場の建物の一部（以下「本件建物」という。）において市場の関連事業を行っていた債務者は、当時の大阪市中央卸売市場業務条例の規定に基づき本件建物の一部を使用していたが、平成29年6月30日に当該指定が取り消された後も動産を存置して本件建物を不法に占有している。

そこで、本市は、本件建物の所有権に基づき、債務者に対し、本件建物の明渡しを求めたところ、令和5年4月27日に本市勝訴の判決言渡しがあった。

しかし、債務者が同判決に基づく建物明渡義務を履行しないため、建物明渡しの強制執行を行う必要があるところ、本件においては、強制執行手続における特別代理人の選任の申立てが必要となることから、特別代理人の選任の申立てを行ったところ、令和5年10月11日に相手方の特別代理人を選任する旨の命令があったものである。

(2) 着手金の算定について

訴訟代理人弁護士の報酬の支払に関する指針に従い、弁護士住吉健一との協議の結果、着手金の額を次のとおり算定する。

		評点
A 事案の難易度	ア 事案・争点の複雑性	0点
	イ 法的な争点の難易度	0点
	ウ 有利となる証拠	0点
B 時間及び労力	ア 事案の専門性	0点
	イ 書面作成等に要する労力の見込み	0点
	ウ 尋問の実施に要する労力の見込み	0点
報酬の算定	評点の合計（A）	0点
	計算額（5万円 + 5万円 × A点 = B）	5万円
	加減率（C）	0.5
	報酬額（B + B × C）	2.5万円

よって、着手金の額は、2万5000円となる。

#### ※算定理由

##### ○A（事案の難易度）について

###### ・ア（事案・争点の複雑性）

本件は、特別代理人の選任の申立てを行うものであり、事案については、既に本訴において整理されているため、0点（単純）である。

###### ・イ（法的な争点の難易度）

本件は、特別代理人の選任の申立てを行うものであり、法的な争点はないため、0点（特に容易）である。

###### ・ウ（有利となる証拠）

本件は、特別代理人の選任の申立てを行うものであり、実体的な主張を行う見込みはないため、0点（不要）である。

##### ○B（時間及び労力）について

###### ・ア（事案の専門性）

本件は、特別代理人の選任の申立てを行うものであり、実体的な主張を行う見込みはないため、0点（特に低い）である。

###### ・イ（書面作成等に要する労力の見込み）

本件は、特別代理人の選任の申立てを行うものであり、実体的な主張を行う見込みはないため、0点（特に少ない）である。

###### ・ウ（尋問の実施に要する労力の見込み）

尋問の実施は想定されないため、0点（特に少ない）である。

##### ○C（加減率）について

本件は、本市と相手方が各々主張を行い、当該主張に係る判断を裁判所に求める性質のものではなく、特別代理人選任申立書の提出のみで足りるものであり、書面作成等に要する労力は極めて少ないことが見込まれるため、0.5とする。

#### (3) 謝金の算定について

訴訟代理人弁護士の報酬の支払に関する指針に従い、弁護士住吉健一との協議の結果、謝金の額を次のとおり算定する。

	評点
--	----

A 事案の難易度	ア 事案・争点の複雑性	0点
	イ 法的な争点の難易度	0点
	ウ 有利となる証拠	0点
B 時間及び労力	ア 事案の専門性	0点
	イ 書面作成等に要した労力	0点
	ウ 尋問の実施に要した労力	0点
報酬の算定	評点の合計 (A)	0点
	計算額 (5万円 + 5万円 × A点 = B)	5万円
	加減率 (C)	0.5
	勝訴割合 (D)	1.0
	報酬額 (B + B × C) × D	2.5万円

よって、謝金の額は、2万5000円となる。

#### ※算定理由

##### ○ A (事案の難易度) について

- ・ア (事案・争点の複雑性)

本件は、特別代理人の選任の申立てを行うものであり、事案については、既に本訴において整理されていたため、0点（単純）である。

- ・イ (法的な争点の難易度)

本件は、特別代理人の選任の申立てを行うものであり、法的な争点はなかったため、0点（特に容易）である。

- ・ウ (有利となる証拠)

本件は、特別代理人の選任の申立てを行うものであり、実体的な主張を行わなかつたため、0点（不要）である。

##### ○ B (時間及び労力) について

- ・ア (事案の専門性)

本件は、特別代理人の選任の申立てを行うものであり、実体的な主張を行わなかつたため、0点（特に低い）である。

- ・イ (書面作成等に要した労力)

本件は、特別代理人の選任の申立てを行うものであり、実体的な主張を行わな

かったため、0点（特に少ない）である。

・ウ（尋問の実施に要した労力）

尋問は実施されなかつたため、0点（特に少ない）である。

○C（加減率）について

本件は、本市と相手方が各々主張を行い、当該主張に係る判断を裁判所に求める性質のものではなく、特別代理人選任申立書の提出のみで足りるものであり、書面作成等に要した労力は極めて少なかつたため、0.5とする。

○D（勝訴割合）について

本件は、本市と相手方が各々主張を行い、当該主張に係る判断を裁判所に求める性質のものではなく、単に特別代理人の選任の申立てを行うものであるところ、当初の目的通り、相手方の特別代理人を選任する旨の命令がなされたことから、勝訴割合は1.0とする。

(3) 協議完了日

令和5年11月16日

大阪高等裁判所

損害賠償請求控訴事件

控訴人

ほか1名

被控訴人 大阪市

## (1) 事件概要

市立■中学校の生徒であった控訴人生徒（以下「控訴人生徒」という。）及び控訴人生徒の■は、①控訴人生徒が同級生である訴外生徒の発言により不登校となつたにもかかわらず、同学校が適切な対応をとらなかつたことにより精神的損害を被つたこと、②控訴人生徒の■が控訴人生徒の不登校に係る協議の場で同学校の教諭から体当たりを受けたことにより、左肋軟骨骨折等の傷害を負い、治療費等の損害を被つたことを理由として、本市に対し、控訴人生徒に対し金3,000,000円及びこれに対する遅延損害金を支払うこと並びに控訴人生徒の■に対し金550,880円及びこれに対する遅延損害金を支払うことを求める訴えを提起したところ、令和4年11月8日に本市勝訴の判決言渡しがあったが、これを不服とした控訴人生徒及び控訴人生徒の■が控訴したところ、令和5年8月31日に本市勝訴の判決言渡しがあったもの

## (2) 謝金の算定について

訴訟代理人弁護士の報酬の支払に関する指針に従い、弁護士山田陽彦との協議の結果、謝金の額を次のとおり算定する。

		評点
A 事案の難易度	ア 事案・争点の複雑性	1点
	イ 法的な争点の難易度	1点
	ウ 有利となる証拠	0点
B 時間及び労力	ア 事案の専門性	1点
	イ 書面作成等に要した労力	1点
	ウ 尋問の実施に要した労力	0点
報酬の算定	評点の合計 (A)	4点
	計算額 (5万円 + 5万円×A点=B)	25万円
	加減率 (C)	0
	勝訴割合 (D)	1.25
	報酬額 (B + B×C) × D	31.25万円

よって、謝金の額は、31万2500円となる。

#### ※算定理由

##### ○A（事案の難易度）について

###### ・ア（事案・争点の複雑性）

本件の争点は、控訴人生徒の不登校に係る本市が負うべき安全配慮義務の具体的な内容、本市が当該義務を果たしていたか及び控訴人生徒の■との協議の場における教諭による体当たり行為の事実の有無であり、複数あるが、これらの争点は第1審において既に整理されていたため、1点（やや単純）である。

###### ・イ（法的な争点の難易度）

不登校事案における安全配慮義務の内容は定型的ではなく、控訴人生徒の不登校の背景など、本件の具体的な事実経過を整理した上で、本市が安全配慮義務を果たしていたことを主張する必要があるものの、第1審において既に整理されていたため、1点（容易）である。

###### ・ウ（有利となる証拠）

新たな証拠は提出しなかったため、0点（不要）である。

##### ○B（時間及び労力）について

###### ・ア（事案の専門性）

本件は中学校に在籍する生徒の不登校に関し、学校の設置者が具体的にどのような安全配慮義務を負うのかが問題となる事案であり、不登校への対応について本件の具体的な事実経過や学校現場の実態に即した主張を展開する必要があるものの、第1審で既に事実関係及び争点の整理が行われていたため、1点（低い）である。

###### ・イ（書面作成等に要した労力）

争点は複数あったものの、当該争点や事実関係については既に第1審において整理されていたため、1点（少ない）である。

###### ・ウ（尋問の実施に要した労力）

尋問は実施されなかったため、0点（特に少ない）である。

##### ○C（加減率）について

特になし

##### ○D（勝訴割合）について

本市完全勝訴のため、勝訴割合は1.25である。

(3) 協議完了日

令和5年11月30日

大阪高等裁判所

損害賠償請求控訴事件

控訴人

被控訴人 大阪市

## (1) 事件概要

市立[ ]中学校（以下「本件学校」という。）の1年生であった控訴人は、[ ]  
 [ ]の柔道の授業において、同級生である女生徒により襟部分と袖部分を掴  
 んだまま、強く床に押し倒すように投げられたため、後頭部を床で強打し、[ ]  
 [ ]の傷害を負うとともに、[ ]の後遺障害を残したところ、控訴人が当該  
 傷害を負うとともに当該後遺障害を残したのは、当該授業を担当していた体育教員  
 （以下「訴外教員」という。）が生徒に対し、投げ技の指導にあたって受け身の練習  
 を徹底して実施する等の指導を行わなかったとともに、本件学校の校長が訴外教員  
 に当該指導を行っていることを確認しなかったためである等として、本市に対し、  
 金10,534,187円及びこれに対する遅延損害金の支払を求めて訴えを提起したと  
 ころ、令和5年3月16日に本市勝訴の判決言渡しがあったが、これを不服とした控訴  
 人が控訴したもの

## (2) 着手金の算定について

訴訟代理人弁護士の報酬の支払に関する指針に従い、弁護士山田陽彦との協議の  
 結果、着手金の額を次のとおり算定する。

		評点
A 事案の難易度	ア 事案・争点の複雑性	0点
	イ 法的な争点の難易度	0点
	ウ 有利となる証拠	0点
B 時間及び労力	ア 事案の専門性	1点
	イ 書面作成等に要する労力の見込み	2点
	ウ 尋問の実施に要する労力の見込み	0点
報酬の算定	評点の合計（A）	3点
	計算額（5万円+5万円×A点=B）	20万円
	加減率（C）	0
	報酬額（B+B×C）	20万円

よって、着手金の額は、20万円となる。

#### ※算定理由

##### ○A（事案の難易度）について

###### ・ア（事案・争点の複雑性）

争点は第1審において既に整理されているため、0点（単純）である。

###### ・イ（法的な争点の難易度）

争点は第1審において既に整理されているため、0点（特に容易）である。

###### ・ウ（有利となる証拠）

新たな証拠の提出は見込まれないため、0点（不要）である。

##### ○B（時間及び労力）について

###### ・ア（事案の専門性）

柔道の授業における安全配慮義務に係る専門性を要するものの、争点は第1審において既に整理されているため、1点（低い）である。

###### ・イ（書面作成等に要する労力の見込み）

争点は第1審において既に整理されているが、柔道の授業における本件学校の対応に安全配慮義務違反があったかどうかについて控訴人の主張への反論を要するとともに、原告との和解協議が見込まれ、当該和解協議に労力を要することが見込まれるため、2点（普通）である。

###### ・ウ（尋問の実施に要する労力の見込み）

尋問の実施は見込まれないため、0点（特に少ない）である。

##### ○C（加減率）について

特になし

#### (3) 協議完了日

令和5年11月30日

大阪高等裁判所

## 損害賠償請求控訴事件

控訴人 A

被控訴人 大阪市外 2名

## (1) 事件概要

市立小学校（以下「本件学校」という。）の生徒である控訴人は、在籍していた本件学校4年2組の担任教諭であった相被控訴人（以下「相被控訴人教諭」という。）から厳しく叱責され、不登校になったとし、控訴人が不登校になり、精神的に追い詰められ、損害を被ったのは、相被控訴人教諭が叱責したことにより控訴人を怖がらせた上、本件学校の校長であった相被控訴人（以下「相被控訴人校長」という。）も適切な対応を取らなかつたためである等として、本市、相被控訴人教諭及び相被控訴人校長に対し、連帶して金1,500,000円及びこれに対する遅延損害金の支払を求めて訴えを提起したところ、令和5年4月28日に本市勝訴の判決言渡しがあったが、これを不服とした控訴人が控訴したもの

## (2) 着手金の算定について

訴訟代理人弁護士の報酬の支払に関する指針に従い、弁護士山田陽彦との協議の結果、着手金の額を次のとおり算定する。

		評点
A 事案の難易度	ア 事案・争点の複雑性	0点
	イ 法的な争点の難易度	1点
	ウ 有利となる証拠	0点
B 時間及び労力	ア 事案の専門性	1点
	イ 書面作成等に要する労力の見込み	1点
	ウ 尋問の実施に要する労力の見込み	0点
報酬の算定	評点の合計（A）	3点
	計算額（5万円 + 5万円×A点=B）	20万円
	加減率（C）	0
	報酬額（B + B×C）	20万円

よって、着手金の額は、20万円となる。

## ※算定理由

### ○A (事案の難易度)について

#### ・ア (事案・争点の複雑性)

争点は第1審において既に整理されているため、0点（単純）である。

#### ・イ (法的な争点の難易度)

争点は第1審において既に整理されているが、控訴人が不登校となった事実経過を詳細に整理したうえで相被控訴人教諭及び相被控訴人校長の控訴人に対する各対応（以下「本件各対応」という。）が適法であったことを主張する必要がある事案であるため、1点（容易）である。

#### ・ウ (有利となる証拠)

新たな証拠の提出は見込まれないため、0点（不要）である。

### ○B (時間及び労力)について

#### ・ア (事案の専門性)

生徒に対する教職員の指導に係る専門性を要するが、争点は第1審において既に整理されているため、1点（低い）である。

#### ・イ (書面作成等に要する労力の見込み)

争点は第1審において既に整理されているが、控訴人が不登校となった事実経過を詳細に整理したうえで本件各対応が適法であったことを主張する必要があり、法的事項の検討や主張の組み立てに労力を要するため、1点（少ない）である。

#### ・ウ (尋問の実施に要する労力の見込み)

尋問の実施は見込まれないため、0点（特に少ない）である。

### ○C (加減率)について

特になし

## (3) 協議完了日

令和5年11月30日

大阪地方裁判所

損害賠償請求事件

原告

被告 大阪市

## (1) 事件概要

原告は、本市が電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の申請書の受取及び各区役所で実施している市民法律相談の受付を拒否したこと等により、本来受けられるべき同給付金の給付が受けられなかった、同市民法律相談を利用することができないことから他の機関で法律相談を受けなければならず、そのために別途の費用負担が生じる等として、本市に対し、金100,000円の支払を求めて訴えを提起したところ、令和5年9月20日に本市勝訴の判決言渡しがあったもの

## (2) 謝金の算定について

訴訟代理人弁護士の報酬の支払に関する指針に従い、弁護士原戸稻男との協議の結果、謝金の額を次のとおり算定する。

		評点
A 事案の難易度	ア 事案・争点の複雑性	0 点
	イ 法的な争点の難易度	0 点
	ウ 有利となる証拠	1 点
B 時間及び労力	ア 事案の専門性	1 点
	イ 書面作成等に要した労力	0 点
	ウ 尋問の実施に要した労力	0 点
報酬の算定	評点の合計 (A)	2 点
	計算額 (5万円 + 5万円 × A点 = B)	15 万円
	加減率 (C)	0
	勝訴割合 (D)	1.25
	報酬額 (B + B × C) × D	18.75 万 円

よって、謝金の額は、18.75万円となる。

※算定理由

○A（事案の難易度）について

・ア（事案・争点の複雑性）

争点は、原告の本件給付金申請、本件市民法律相談等に対する本市の対応が違法なものであるか否かであったところ、原告の主張に理由がないことは明らかであったため、0点（単純）である。

・イ（法的な争点の難易度）

上記のとおり、原告の主張に理由がないことは明らかであったため、0点（特に容易）である。

・ウ（有利となる証拠）

原告の本件給付金申請が申請期限を経過した後になされていることを示す本市の受付記録等があったため、1点（十分にあった）である。

○B（時間及び労力）について

・ア（事案の専門性）

本市が実施する電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金制度及び市民法律相談制度について基礎的な知識が必要であったため、1点（低い）である。

・イ（書面作成等に要した労力）

本件は本人訴訟であり、本市の主張をするに当たり原告の主張を整理する必要があったものの、原告の主張に理由がないことは明らかであり、提出した書面は答弁書のみであったため、0点（特に少ない）である。

・ウ（尋問の実施に要した労力）

尋問が実施されなかったため、0点（特に少ない）である。

○C（加減率）について

特になし

○D（勝訴割合）について

本市の完全勝訴のため、勝訴割合は1.25である。

(3) 協議完了日

令和5年11月16日

原告

被告 大阪市

61

## (1) 事件概要

市立 [REDACTED] (以下「[REDACTED]」という。) の生徒である原告は、令和4年6月の外部講師による授業において、電動工具を使用して木製の板を切断していた際、原告の左手が同電動工具に引き込まれ、[REDACTED] の傷害を負うとともに、[REDACTED] の後遺障害を残したところ、原告が当該傷害を負うとともに当該後遺障害を残したのは、[REDACTED] が生徒に対し、機具の使用にあたり事前に講習を受けさせる等の措置を講じず、安全配慮義務を怠ったためであるとして、本市に対し、金17,575,569円及びこれに対する遅延損害金の支払を求めて訴えを提起したもの

## (2) 着手金の算定について

訴訟代理人弁護士の報酬の支払に関する指針に従い、弁護士原戸稻男との協議の結果、着手金の額を次のとおり算定する。

		評点
A 事案の難易度	ア 事案・争点の複雑性	1点
	イ 法的な争点の難易度	1点
	ウ 有利となる証拠	2点
B 時間及び労力	ア 事案の専門性	2点
	イ 書面作成等に要する労力の見込み	1点
	ウ 尋問の実施に要する労力の見込み	0点
報酬の算定	評点の合計 (A)	7点
	計算額 (5万円 + 5万円×A点=B)	40万円
	加減率 (C)	0
	報酬額 (B + B×C)	40万円

よって、着手金の額は、40万円となる。

※算定理由

○A (事案の難易度)について

・ア (事案・争点の複雑性)

本件の争点は、[REDACTED]の安全配慮義務の具合的な内容及び当該義務を果たしていたかに限られるため、1点（やや単純）である。

・イ (法的な争点の難易度)

上記争点については、本件の具体的な事実経過を整理したうえで、本市が安全配慮義務を果たしていたことを主張する必要があることから、1点（容易）である。

・ウ (有利となる証拠)

[REDACTED]が安全配慮義務を果たす直接的な証拠はないものの、原告が当該電動工具の利用に長けていることが分かる資料等があるため、2点（ある）である。

○B (時間及び労力)について

・ア (事案の専門性)

本件は学校の設置者が具体的にどのような安全配慮義務を負うのかが問題となる事案であるところ、[REDACTED]が[REDACTED]の性格を有する教育施設であることから、通常の教育現場とは異なる実態に即し主張を展開する必要があることから、2点（普通）である。

・イ (書面作成等に要する労力の見込み)

原告が当該傷害を負うこと等に至る経緯等の事実経過を整理する必要があるため、1点（少ない）である。

・ウ (尋問の実施に要する労力の見込み)

尋問の実施は見込まれないため、0点（特に少ない）である。

○C (加減率)について

特になし

(3) 協議完了日

令和5年11月16日

大阪地方裁判所

国家賠償等請求事件

原告

被告 大阪市

## (1) 事件概要

原告は、①本市が、原告の母を保護し、原告に原告の母の居場所を教えず、同人と面会もさせず、同人を自宅に帰さないこと、②本市が、原告が原告の母を虐待していたと一方的に決めつけ、原告の母の成年後見人の選任を申し立て、原告から土地、仕事、収入等を奪ったことにより、精神的苦痛等の損害を被ったとして、本市に対し、金4,400,000 円及びこれに対する遅延損害金を支払うこと並びに原告の母を自宅に帰すことを求めて訴えを提起したところ、令和5年7月3日に本市勝訴の判決言渡しがあったもの

## (2) 謝金の算定について

訴訟代理人弁護士の報酬の支払に関する指針に従い、弁護士原戸稻男との協議の結果、謝金の額を次のとおり算定する。

		評点
A 事案の難易度	ア 事案・争点の複雑性	1 点
	イ 法的な争点の難易度	1 点
	ウ 有利となる証拠	1 点
B 時間及び労力	ア 事案の専門性	1 点
	イ 書面作成等に要した労力	1 点
	ウ 尋問の実施に要した労力	0 点
報酬の算定	評点の合計 (A)	5 点
	計算額 (5万円 + 5万円 × A点 = B)	30 万円
	加減率 (C)	0
	勝訴割合 (D)	1.25
	報酬額 (B + B × C) × D	37.5 万円

よって、謝金の額は、37.5 万円となる。

## ※算定理由

- A (事案の難易度) について

・ア（事案・争点の複雑性）

主な争点は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「高齢者虐待防止法」という。）による原告の母に対する保護措置（以下「本件措置」という。）の適法性及び本件措置後の面会制限の妥当性であり、本件措置及び面会制限に至った判断過程を整理する必要があったものの、サービス利用調整会議等の資料において、事実経過が整理されている部分もあったため、1点（やや単純）である。

・イ（法的な争点の難易度）

上記の争点について、本市が収集した事実や高齢者虐待防止法の規定に照らせば十分に主張・立証できたため、1点（容易）である。

・ウ（有利となる証拠）

本市の対応や事実経過に関するケース記録やサービス利用調整会議の資料等があったので、1点（十分にあった）である。

○B（時間及び労力）について

・ア（事案の専門性）

本件は、高齢者虐待防止法における保護措置や面会制限等の制度を理解する必要があったため、1点（低い）である。

・イ（書面作成等に要した労力）

本人訴訟であり原告の主張に未整理な部分が多く、本市においては、事実経過や本件措置等に至った判断過程を整理して主張する必要があったため、1点（少ない）である。

・ウ（尋問の実施に要した労力）

尋問は実施されなかったため、0点（特に少ない）である。

○C（加減率）について

特になし

○D（勝訴割合）について

本市の完全勝訴のため、勝訴割合は1.25である。

(3) 協議完了日

令和5年11月16日

大阪地方裁判所

損害賠償請求事件

原告

被告 大阪市

## (1) 事件概要

生活保護受給者である原告は、子の進学のための生活福祉資金の借入れに係る民生委員調査書の交付を受けるため担当民生委員と面談を行ったところ、当該面談の際の同民生委員の言動は、守秘義務に違反するものであるとともに原告を誹謗中傷するものであるから違法であり、また、本市が原告の個人情報を民生委員に提供したことが違法であるとして、本市に対し、金3,300,000円の損害賠償の支払及び本市が保有する原告の個人情報を民生委員に提供することの停止を求めて訴えを提起したところ、令和5年9月29日に本市勝訴の判決の言渡しがあったもの

## (2) 謝金の算定について

訴訟代理人弁護士の報酬の支払に関する指針に従い、弁護士橋本匡弘との協議の結果、謝金の額を次のとおり算定する。

		評点
A 事案の難易度	ア 事案・争点の複雑性	0点
	イ 法的な争点の難易度	2点
	ウ 有利となる証拠	1点
B 時間及び労力	ア 事案の専門性	1点
	イ 書面作成等に要した労力	1点
	ウ 尋問の実施に要した労力	2点
報酬の算定	評点の合計 (A)	7点
	計算額 (5万円 + 5万円 × A点 = B)	40万円
	加減率 (C)	0
	勝訴割合 (D)	1.25
	報酬額 (B + B × C) × D	50万円

よって、謝金の額は、50万円となる。

## ※算定理由

○ A (事案の難易度) について

・ア（事案・争点の複雑性）

争点は、担当民生委員の守秘義務違反等に係る事実関係及び違法性の有無に限定されたことから、0点（単純）である。

・イ（法的な争点の難易度）

上記アのとおり争点は限定的であったものの、法的な位置付けを判示した裁判例がない民生委員について、民生委員法等の特殊な法令の解釈をもとに主張を組み立てる必要があったことに加えて、本市の生活保護行政の遂行に当たり民生委員への個人情報の提供が必要かつ妥当なものであることについて、具体的な実例を整理して主張する必要があったため、2点（普通）である。

・ウ（有利となる証拠）

本市の主張を組み立てるにあたり参考となる書籍や学説のほか、原告と担当民生委員のやりとりの経過がわかるケース記録等があったため、1点（十分にあった）である。

○B（時間及び労力）について

・ア（事案の専門性）

本市の福祉行政や民生委員制度に関する知識が必要であったものの、争点は限定的であったことから、1点（低い）である。

・イ（書面作成等に要した労力）

複数の書籍や学説を検証した上で、主張を組み立てる必要があったものの、争点は限定的であったため、1点（少ない）である。

・ウ（尋問の実施に要した労力）

尋問事項は限定的であったものの、担当民生委員及び原告の尋問が行われたこと、担当民生委員との打合せを複数回行う等、事前調整に労力を要したことから、2点（普通）である。

○C（加減率）について

特になし

○D（勝訴割合）について

本市の完全勝訴のため、勝訴割合は1.25である。

(3) 協議完了日

令和5年11月24日

大阪高等裁判所令和5年（行コ）第9号道路指定処分不存在確認請求控訴事件

控訴人 株式会社モデリーバ

被控訴人 大阪市

(1) 事件概要

本市は、建築基準法第42条第2項の規定による道路（以下「2項道路」という。）に指定されている東成区東今里3丁目117番の土地及び東成区東今里3丁目113番3の土地の一部（以下「本件土地」という。）の上にブロック塀を設置しているとして、控訴人に対し、当該ブロック塀を除却する措置を行うよう勧告した。

これに対し、控訴人は、本市は本件土地について昭和26年大阪府告示第36号（以下「本件告示」という。）により2項道路として指定されていると判断していたが、本件告示において2項道路の判断の基準とされている時点（昭和25年11月23日）において、本件土地は本件告示に定める2項道路の要件を満たしていなかったとして、本市に対し、本件土地について建築基準法第42条第2項の規定に基づく大阪府知事の指定の処分が存在しないことの確認を求めて訴えを提起したところ、令和4年12月8日に本市勝訴の判決言渡しがあり、これを不服とした控訴人が控訴したところ、令和5年7月4日に本市勝訴の判決言渡しがあったものである。

(2) 謝金の算定について

訴訟代理人弁護士の報酬の支払に関する指針に従い、弁護士濱和哲及び弁護士元氏成保との協議の結果、謝金の額を次のとおり算定する。

		評点
A 事案の難易度	ア 事案・争点の複雑性	1点
	イ 法的な争点の難易度	1点
	ウ 有利となる証拠	1点
B 時間及び労力	ア 事案の専門性	1点
	イ 書面作成等に要した労力	1点
	ウ 尋問の実施に要した労力	0点
報酬の算定	評点の合計（A）	5点
	計算額（5万円+5万円×A点=B）	30万円
	加減率（C）	0

	勝訴割合 (D)	1. 25
	報酬額 $(B + B \times C) \times D$	37.5 万円

よって、謝金の額は、37万5000円となる。なお、当該謝金の支払いについては、両弁護士との協議の結果、両弁護士それぞれに対して18万7500円を支払うこととする。

#### ※算定理由

##### ○A (事案の難易度)について

- ・ア (事案・争点の複雑性)

本件の争点は、基準時点において本件土地のうち道路として使用されていた部分の幅員が1.8m以上確保されていたかという点であるところ、現況では1.8mに満たない部分があり、本件土地及び周辺建物の状況について基準点まで遡って整理する必要があったものの、これらについては第1審において概ね整理されていたため、1点(やや単純)である。

- ・イ (法的な争点の難易度)

争点は限定的であるものの、当該争点について控訴人が新たに複数の主張を行っており、これらの主張に対し、本件土地及び周辺土地の現況と基準時点の状況との違いを検証し、第1審の判断を覆されないよう主張を行う必要があったことから、1点(容易)である。

- ・ウ (有利となる証拠)

本市の主張の裏付けとなる書籍や、控訴人が主張する実測結果が誤りであることを示す現地調査結果があったため、1点(十分にあった)である。

##### ○B (時間及び労力)について

- ・ア (事案の専門性)

新たに不動産登記法に係る知識を要したため、1点(低い)である。

- ・イ (書面作成等に要した労力)

争点は限定的であるものの、控訴人の当該争点に係る複数の新たな主張に対し、本件土地及び周辺建物の現況と基準時点の状況との違いを現況の実測値と当時の図面等を照らし合わせて具体的に主張する必要があったため、1点(少ない)である。

- ・ウ (尋問の実施に要した労力)

尋問は実施されなかつたため、0点（特に少ない）である。

○C（加減率）について

特になし

○D（勝訴割合）について

本市完全勝訴のため、勝訴割合は1.25である。

(3) 協議完了日

令和5年11月16日

大阪高等裁判所令和4年（行コ）第164号固定資産税及び都市計画税賦課決定処分取消  
請求控訴事件

控訴人 真宗大谷派難波別院

被控訴人 大阪市

(1) 事件概要

宗教法人である控訴人は、自己が所有する土地について令和2年度の固定資産税及び都市計画税に係る賦課決定処分（税額は合計318,474,000円）を受けたところ、当該土地の一部が参道であることから、当該参道の部分は地方税法第348条第2項第3号の「宗教法人が専らその本来の用に供する宗教法人法第3条に規定する…境内地」に該当し、同号及び同法第702条の2第2項の規定に基づき固定資産税及び都市計画税が非課税となるとして、本市に対し、上記賦課決定処分のうち、301,703,200円を超える部分の取消しを求めて訴えを提起したところ、令和4年11月17日に本市勝訴の判決言渡しがあったが、これを不服とした控訴人が控訴したが、令和5年6月29日に本市一部敗訴の判決の言渡し（上記賦課決定処分のうち、313,629,600円を超える部分の取消しを命じるもの）があったもの

(2) 謝金の算定について

訴訟代理人弁護士の報酬の支払に関する指針に従い、弁護士濱和哲及び弁護士元氏成保との協議の結果、謝金の額を次のとおり算定する。

		評点
A 事案の難易度	ア 事案・争点の複雑性	0点
	イ 法的な争点の難易度	1点
	ウ 有利となる証拠	2点
B 時間及び労力	ア 事案の専門性	2点
	イ 書面作成等に要した労力	1点
	ウ 尋問の実施に要した労力	0点
報酬の算定	評点の合計 (A)	6点
	計算額 (5万円 + 5万円×A点=B)	35万円
	加減率 (C)	0
	勝訴割合 (D)	0.7

	報酬額 (B + B × C) × D	24.5万円
--	---------------------	--------

よって、謝金の額は、24万5000円となる。なお、当該謝金の支払については、両弁護士との協議の結果、両弁護士それぞれに対して12万2500円を支払うこととする。

#### ※算定理由

##### ○A（事案の難易度）について

- ・ア（事案・争点の複雑性）

争点は第1審において既に整理されていたため、0点（単純）である。

- ・イ（法的な争点の難易度）

争点は第1審において既に整理されていたものの、本件のような参道地の課税に関して先行する判例がないなかで主張立証を行う必要がある事案であったため、1点（容易）である。

- ・ウ（有利となる証拠）

地方税法第348条第2項第3号の解釈に係る逐条解説があったため、2点（あった）である。

##### ○B（時間及び労力）について

- ・ア（事案の専門性）

争点は第1審において既に整理されていたものの、本件のような参道地の課税に関して先行する判例がないなかで地方税法上の専門的な知識を必要とする事案であったため、2点（普通）である。

- ・イ（書面作成等に要した労力）

争点は第1審において既に整理されていたが、控訴審における控訴人の主張への反論及び本件土地における過去の課税状況に係る主張を行う必要があったため、1点（少ない）である。

- ・ウ（尋問の実施に要した労力）

尋問は実施されなかったため、0点（特に少ない）である。

##### ○C（加減率）について

特になし

##### ○D（勝訴割合）について

判決は、控訴人の請求のうち約3割の部分を認容するものであったため、勝訴割合

は0.7とする。

(3) 協議完了日

令和5年11月16日

最高裁判所令和5年（行ツ）第303号、（行ヒ）第339号固定資産税及び都市計画税賦課決定処分取消請求上告兼上告受理申立事件

上告人兼申立人 大阪市

被上告人兼相手方 真宗大谷派難波別院

(1) 事件概要

宗教法人である被上告人兼相手方は、自己が所有する土地について令和2年度の固定資産税及び都市計画税に係る賦課決定処分（税額は合計 318,474,000 円）を受けたところ、当該土地の一部が参道であることから、当該参道の部分（以下「本件参道部分」という。）は地方税法第348条第2項第3号の「宗教法人が専らその本来の用に供する宗教法人法第3条に規定する…境内地」に該当し、同号及び同法第702条の2第2項の規定に基づき固定資産税及び都市計画税が非課税となるとして、本市に対し、上記賦課決定処分のうち、301,703,200 円を超える部分の取消しを求めて訴えを提起したところ、令和4年11月17日に本市勝訴の判決言渡しがあったが、これを不服とした被上告人兼相手方が控訴したところ、令和5年6月29日に本市一部敗訴の判決の言渡し（上記賦課決定処分のうち、313,629,600 円を超える部分の取消しを命じるもの）があったことから、これを不服として上告兼上告受理申立てをするもの

(2) 着手金の算定について

訴訟代理人弁護士の報酬の支払に関する指針に従い、弁護士濱和哲及び弁護士元氏成保との協議の結果、着手金の額を次のとおり算定する。

		評点
A 事案の難易度	ア 事案・争点の複雑性	1点
	イ 法的な争点の難易度	2点
	ウ 有利となる証拠	0点
B 時間及び労力	ア 事案の専門性	2点
	イ 書面作成等に要する労力の見込み	2点
	ウ 尋問の実施に要する労力の見込み	0点
報酬の算定	評点の合計（A）	7点
	計算額（5万円+5万円×A点=B）	40万円
	加減率（C）	0

	報酬額 (B + B × C)	40万円
--	-----------------	------

よって、着手金の額は、40万円となる。なお、当該着手金の支払については、両弁護士との協議の結果、両弁護士それぞれに対して20万円を支払うこととする。

#### ※算定理由

##### ○A (事案の難易度)について

- ・ア (事案・争点の複雑性)

争点は、本件参道部分が地方税法第348条第2項第3号の「宗教法人が専らその本来の用に供する宗教法人法第3条に規定する…境内地」に該当し、非課税とされるかどうかに限定されるため、1点（やや単純）である。

- ・イ (法的な争点の難易度)

争点は限定されるものの、短期間のうちに、控訴審判決の認定判断を覆し、本件参道部分は地方税法第348条第2項第3号の「宗教法人が専らその本来の用に供する宗教法人法第3条に規定する…境内地」に該当しないという結論に導くような主張を行う必要があるため、2点（普通）である。

- ・ウ (有利となる証拠)

新たな証拠の提出は見込まれないため、0点（不要）である。

##### ○B (時間及び労力)について

- ・ア (事案の専門性)

争点は限定されるものの、本件のような参道地の課税に関して先行する判例がないなかで地方税法上の専門的な知識を必要とする事案であるため、2点（普通）である。

- ・イ (書面作成等に要する労力の見込み)

争点は限定されるものの、短期間のうちに、控訴審判決の認定判断を覆し、地方税法第348条第2項第3号の「宗教法人が専らその本来の用に供する宗教法人法第3条に規定する…境内地」に該当しないという結論に導くような主張を行う書面を作成する必要があり、法的事項の検討や主張の組み立てに労力を要することが見込まれるため、2点（普通）である。

- ・ウ (尋問の実施に要する労力の見込み)

尋問の実施は見込まれないため、0点（特に少ない）である。

○C (加減率)について  
特になし

(3) 協議完了日

令和5年11月16日

大阪高等裁判所

## 損害賠償請求控訴事件

控訴人 [REDACTED] 外 10 名

被控訴人 大阪市

## (1) 事件概要

本市は、[REDACTED] ほか 15 筆の各土地（以下「本件各土地」という。）の所有者に対し、平成 10 年度から平成 26 年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）に係る各賦課決定を行った。

これに対し、本件各土地の所有者又はその相続人等である控訴人らは、本件各土地はいずれも容積率の異なる地域にわたる土地（以下「容積率混在土地」という。）であるところ、本件各土地の評価において本市が容積率混在土地に係る補正（以下「本件補正」という。）を行うべきであったにもかかわらずこれを行わなかつたことにより、既に納付した固定資産税等について過納が生じている等として、本市に対し、固定資産税等に係る過納額に相当する損害賠償金 78,201,500 円及び弁護士費用相当損害金 7,820,151 円の合計金 86,021,651 円並びにこれに対する遅延損害金の支払を求めて訴えを提起したところ、令和 5 年 5 月 25 日に本市勝訴の判決言渡しがあったが、これを不服とした控訴人が控訴したもの

## (2) 着手金の算定について

訴訟代理人弁護士の報酬の支払に関する指針に従い、弁護士濱和哲及び弁護士元氏成保との協議の結果、着手金の額を次のとおり算定する。

		評点
A 事案の難易度	ア 事案・争点の複雑性	0 点
	イ 法的な争点の難易度	2 点
	ウ 有利となる証拠	0 点
B 時間及び労力	ア 事案の専門性	2 点
	イ 書面作成等に要する労力の見込み	1 点
	ウ 尋問の実施に要する労力の見込み	0 点
報酬の算定	評点の合計 (A)	5 点
	計算額 (5 万円 + 5 万円 × A 点 = B)	30 万円
	加減率 (C)	0
	報酬額 (B + B × C)	30 万円

よって、着手金の額は、30万円となる。なお、当該着手金の支払については、両弁護士との協議の結果、両弁護士それぞれに対して15万円を支払うこととする。

#### ※算定理由

##### ○A（事案の難易度）について

###### ・ア（事案・争点の複雑性）

争点は第1審において既に整理されているため、0点（単純）である。

###### ・イ（法的な争点の難易度）

争点は第1審において既に整理されているものの、本件補正に係る制度は本市が独自に設けたものであるなか、課税の対象となった各土地の個別の事情に即した主張立証を行う必要がある事案であるため、2点（普通）である。

###### ・ウ（有利となる証拠）

新たな証拠の提出は見込まれないため、0点（不要）である。

##### ○B（時間及び労力）について

###### ・ア（事案の専門性）

争点は第1審において既に整理されているものの、固定資産税等の賦課決定の前提として、国の固定資産評価基準及び本市が独自に設けた本件補正に係る制度に関する知識を要する事案であり、税務に係る専門性を要するため、2点（普通）である。

###### ・イ（書面作成等に要する労力の見込み）

争点は第1審において既に整理されているが、本件補正を行わなかったことについて本市に過失があったかどうかについて控訴人の主張への反論を要することが見込まれるため、1点（少ない）である。

###### ・ウ（尋問の実施に要する労力の見込み）

尋問の実施は見込まれないため、0点（特に少ない）である。

##### ○C（加減率）について

特になし

#### (3) 協議完了日

令和5年11月16日

大阪高等裁判所

行政不服審査法による裁決取消等 マイナン

## バーカードの交付に係る回答書の転送請求控訴事件

控訴人 [REDACTED]

被控訴人 大阪市 外1名

## (1) 事件概要

此花区役所において個人番号カードの交付申請を行った控訴人は、本市が個人番号カードの交付に係る通知はがきが返戻されたことを受けて通知はがきの送達に係る必要な手続を控訴人に教示したことが申請手続を妨害する違法な行政指導であり、また、住民票記載の住所以外の住所に個人番号カード交付手続に係る本人確認書類である回答書の送付を受けるための控訴人による申請に対して不受理としたことが控訴人の申請権を侵害する違法なものであり、それらの本市の違法行為によって精神的損害を被った等として、本市に対し、金100,000円及びこれに対する遅延損害金の支払を求めて訴えを提起したところ、令和4年8月10日に本市勝訴の判決言渡しがあったが、これを不服とした控訴人が控訴したところ、令和5年9月7日に本市勝訴の判決言渡しがあったもの

## (2) 謝金の算定について

訴訟代理人弁護士の報酬の支払に関する指針に従い、弁護士濱和哲及び弁護士元氏成保との協議の結果、謝金の額を次のとおり算定する。

		評点
A 事案の難易度	ア 事案・争点の複雑性	1点
	イ 法的な争点の難易度	1点
	ウ 有利となる証拠	1点
B 時間及び労力	ア 事案の専門性	0点
	イ 書面作成等に要した労力	1点
	ウ 尋問の実施に要した労力	0点
報酬の算定	評点の合計 (A)	4点
	計算額 (5万円 + 5万円×A点=B)	25万円
	加減率 (C)	0
	勝訴割合 (D)	1.25

	報酬額 (B + B × C) × D	31.25万円
--	---------------------	---------

よって、謝金の額は、31.25万円となる。なお、当該謝金の支払については、両弁護士との協議の結果、両弁護士それぞれに対して15.625万円を支払うこととする。

#### ※算定理由

##### ○A (事案の難易度)について

- ・ア (事案・争点の複雑性)

争点は、控訴人の個人番号カードに係る申請に対する本市の対応が違法なものであるか否かであったところ、控訴審における訴えの追加的変更により個人番号カードの交付に係る处分性の有無等が追加されたが、原審において既に事実関係が整理されていたため、1点（やや単純）である。

- ・イ (法的な争点の難易度)

原審において既に事実関係及び争点の一部が整理されていたものの、個人番号カードの交付の处分性に係る控訴人の主張に対して本市に有利となるように主張を構築する必要があったため、1点（容易）である。

- ・ウ (有利となる証拠)

原審において提出した証拠のほかに、本市の対応が違法なものでないことを示すものとして、当時の個人番号カードの交付等に係る事務処理要領を追加で提出したため、1点（十分にあった）である。

##### ○B (時間及び労力)について

- ・ア (事案の専門性)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に関する事務について実務も含めた知識が必要であったところ、原審において既に事実関係及び争点の一部が整理されていたため、0点（特に低い）である。

- ・イ (書面作成等に要した労力)

原審において既に事実関係及び争点の一部が整理されていたものの、控訴審において追加された争点に関する主張を行う必要があったため、1点（少ない）である。

- ・ウ (尋問の実施に要した労力)

尋問は実施されなかったため、0点（特に少ない）である。

##### ○C (加減率)について

特になし

○D (勝訴割合)について

本市の完全勝訴のため、勝訴割合は 1.25 である。

(3) 協議完了日

令和 5 年 11 月 16 日

大阪高等裁判所

面会措置処分取消等請求控訴事件

控訴人 [REDACTED]

被控訴人 大阪市

### (1) 事件概要

処分行政庁である北区保健福祉センター所長は、控訴人の母について、養護者である控訴人による身体的虐待及び精神的虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められるとして、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「高齢者虐待防止法」という。）第9条第2項の規定に基づき特別養護老人ホームにおいて一時的に保護したうえで（以下、当該措置を「本件一時保護措置」という。）、高齢者虐待防止法第13条第2項の規定に基づき、老人福祉法第11条第1項第2号の規定による特別養護老人ホームへの入所措置（以下「本件入所措置」という。）を講ずるとともに、高齢者虐待防止法第13条の規定により控訴人が控訴人の母と面会をすることを制限することとした（以下、当該措置を「本件面会制限措置」という。）。その後、北区保健福祉センター所長は、控訴人の母の成年後見人が選任され、介護保険サービス等の利用契約が可能となったことを受け、本件入所措置を廃止した。

これに対し、控訴人は、①本件一時保護措置、本件入所措置及び本件面会制限措置（以下、これらの措置を「本件一時保護措置等」という。）は、虐待の事実がないなかで行われたものであるから違法であり、また、本件一時保護措置等により今もなお「虐待者」であるとのレッテルを貼られ、面会等について大きな制限を受けているから、本件一時保護措置等について、それぞれがなされたときに遡って取り消されるべきである、②本件一時保護措置等により控訴人は虐待者と判断されて名誉を侵害され、また、母と面会すらできないという被害を受け、多大な精神的苦痛を負ったとして、本市に対し、本件一時保護措置等の取消し並びに金200万円の損害賠償及びこれに対する遅延損害金の支払を求めて訴訟を提起したところ、令和4年11月25日に本市勝訴の判決言渡しがあったが、これを不服とした控訴人が控訴したところ、令和5年8月8日に本市勝訴の判決言渡しがあったものである。

### (2) 謝金の算定について

訴訟代理人弁護士の報酬の支払に関する指針に従い、弁護士本多重夫との協議の結果、謝金の額を次のとおり算定する。

		評点
A 事案の難易度	ア 事案・争点の複雑性	1点
	イ 法的な争点の難易度	0点
	ウ 有利となる証拠	0点
B 時間及び労力	ア 事案の専門性	0点
	イ 書面作成等に要した労力	1点
	ウ 尋問の実施に要した労力	0点
報酬の算定	評点の合計 (A)	2点
	計算額 (5万円 + 5万円 × A点 = B)	15万円
	加減率 (C)	0
	勝訴割合 (D)	1.25
	報酬額 (B + B × C) × D	18.75万円

よって、謝金の額は、18万7500円となる。

#### ※算定理由

##### ○A (事案の難易度)について

- ・ア (事案・争点の複雑性)

本件の争点は、訴えの利益の有無や本件一時保護の措置等の処分性、本件一時保護措置等の適法性等と複数あったものの、第1審において既に整理されていたため、1点 (やや単純) である。

- ・イ (法的な争点の難易度)

前記Aアの各争点については、第1審において既に整理されていたため、0点 (特に容易) である。

- ・ウ (有利となる証拠)

新たな証拠は提出しなかったため、0点 (不要) である。

##### ○B (時間及び労力)について

- ・ア (事案の専門性)

第2審において新たに必要となる専門的知識はなかったため、0点 (特に低い) である。

・イ（書面作成等に要した労力）

控訴人の主張に対し、本件一時保護措置等の適法性及び本件における請求の一部（本件一時保護措置等の取消を求める部分）が不適法な訴えである旨の主張を行う必要があったものの、これらの点については第1審において既に整理されていたため、1点（少ない）である。

・ウ（尋問の実施に要した労力）

尋問は実施されなかったため、0点（特に少ない）である。

○C（加減率）について

特になし

○D（勝訴割合）について

本市完全勝訴のため、勝訴割合は1.25である。

(3) 協議完了日

令和5年11月27日

大阪地方裁判所

## 損害賠償請求事件

原告 [REDACTED]

被告 大阪市

## (1) 事件概要

生活保護受給者である原告は、令和4年9月に [REDACTED] 区から [REDACTED] 区に転居したことから、同区保健福祉センター所長に対し、保護の開始を申請したが、同センター所長が申請を妨害し、審査開始義務を怠った等として、本市に対し、金300,000円の支払を求めて訴えを提起したところ、令和5年9月20日に本市勝訴の判決言渡しがあったもの

## (2) 謝金の算定について

訴訟代理人弁護士の報酬の支払に関する指針に従い、弁護士橋本匡弘との協議の結果、謝金の額を次のとおり算定する。

		評点
A 事案の難易度	ア 事案・争点の複雑性	0点
	イ 法的な争点の難易度	0点
	ウ 有利となる証拠	1点
B 時間及び労力	ア 事案の専門性	0点
	イ 書面作成等に要した労力	0点
	ウ 尋問の実施に要した労力	0点
報酬の算定	評点の合計 (A)	1点
	計算額 (5万円 + 5万円 × A点 = B)	10万円
	加減率 (C)	0
	勝訴割合 (D)	1.25
	報酬額 (B + B × C) × D	12.5万円

よって、謝金の額は、12.5万円となる。

## ※算定理由

## ○ A (事案の難易度) について

- ・ア (事案・争点の複雑性)

本件の争点は、①大阪市■区保健福祉センター所長による対応に係る大阪市生活保護法施行細則上の違法性の有無②大阪市■区保健福祉センター所長による不作為の違法性の有無であったが、原告より先行して提起された別件訴訟（以下「先行事件」という。）において既に争点及び事実関係が整理されていたため、0点（単純）である。

・イ（法的な争点の難易度）

上記争点について、①については転居時における生活保護決定手続を整理する必要があり、②については大阪市■区保健福祉センター所長が行った保護決定に至るまでの経過を整理する必要があったものの、先行事件において既に争点及び事実関係が整理されていたため、0点（特に容易）である。

・ウ（有利となる証拠）

上記争点①については転居時における生活保護決定手続に係る資料として事務処理要領があり、②については本市が原告に対して行った生活保護決定通知等があったため、1点（十分にあった）である。

○B（時間及び労力）について

・ア（事案の専門性）

生活保護法について実務も含めた知識が必要となったものの、先行事件において既に争点及び事実関係が整理されていたため、0点（特に低い）である。

・イ（書面作成等に要した労力）

上記争点について、転居時における生活保護決定手続について事務処理要領等を踏まえて説得的な主張を構築すること、事実経過を整理して大阪市■区保健福祉センター所長に不作為の違法がない旨を主張することが必要となったものの、先行事件において既に争点及び事実関係が整理されていたため、0点（特に少ない）である。

・ウ（尋問の実施に要した労力）

尋問は実施されなかつたため、0点（特に少ない）である。

○C（加減率）について

特になし

○D（勝訴割合）について

本市の完全勝訴のため、勝訴割合は1, 25である。

(3) 協議完了日

令和5年11月24日

大阪地方裁判所

## 賃料相当損害金等請求事件

原告 大阪市

被告 西野田公設市場協同組合外2名

## (1) 事件概要

本市との間で締結した福島区野田2丁目11番地13所在の本市が所有する建物の一部（以下「本件建物」という。）に係る賃貸借契約（以下「本件契約」という。）が解除されたにもかかわらず、本件建物を不法に占有する被告西野田公設市場協同組合（以下「被告組合」という。）に対し、平成25年9月6日に、本件建物に係る工作物収去建物明渡し並びに本件建物の明渡しが完了するまでの賃料相当損害金（以下「本件賃料相当損害金」という。）、滞納賃料（以下「本件滞納賃料」という。）及びこれに対する遅延損害金（以下これらを「本件賃料相当損害金等」という。）の支払を命じる旨の判決があつたが、被告組合は本件建物内の工作物を収去して本件建物を明け渡すことをしなかつた。

これに対し、本市は、本市の申立てを受けた執行官が本件建物内の工作物を被告組合の費用で収去することができる旨の申立てをしたところ、平成26年3月25日に同申立てを認める決定があつた。

本市は、執行官に本件建物内の工作物の収去を完了させたこと及び被告組合が本件賃料相当損害金等を支払わないことから、被告組合に対し、本件賃料相当損害金金22,204,044円、本件滞納賃料金137,719円及び本件建物内の工作物の収去により本件建物を原状回復するために要した費用（以下「本件原状回復費用」という。）金4,031,576円の合計金26,373,339円並びに本件滞納賃料及び本件原状回復費用に対する遅延損害金の支払を求めるとともに、本件契約に係る連帶保証債務の履行として、本件契約の連帶保証人である被告 [ ] 及び被告 [ ] に対し、本件賃料相当損害金、本件滞納賃料及び本件原状回復費用の合計金26,373,339円並びに本件滞納賃料及び本件原状回復費用に対する遅延損害金の支払をそれぞれ求めるものである。

## (2) 着手金の算定について

訴訟代理人弁護士の報酬の支払に関する指針に従い、弁護士住吉健一との協議の結果、着手金の額を次のとおり算定する。

	評点
--	----

A 事案の難易度	ア 事案・争点の複雑性	2点
	イ 法的な争点の難易度	1点
	ウ 有利となる証拠	2点
B 時間及び労力	ア 事案の専門性	0点
	イ 書面作成等に要する労力の見込み	1点
	ウ 尋問の実施に要する労力の見込み	0点
報酬の算定	評点の合計 (A)	6点
	計算額 (5万円 + 5万円 × A点 = B)	35万円
	加減率 (C)	0
	報酬額 (B + B × C)	35万円

よって、着手金の額は、35万円となる。

#### ※算定理由

##### ○ A (事案の難易度)について

- ・ア (事案・争点の複雑性)

本件の主な争点は、連帯保証契約の成否並びに本件賃料相当損害金等及び本件原状回復費用が保証債務の範囲に含まれるかであるところ、事案が長期間かつ多岐にわたることに加え、関係人も多数存在しているため、2点（普通）である。

- ・イ (法的な争点の難易度)

上記アの争点について、本市は被告らと連帯保証契約を締結しているものの、連帯保証契約書の文言上保証債務の範囲が明記されていないことから、1点（容易）である。

- ・ウ (有利となる証拠)

被告組合と締結する賃貸借契約書、被告らと締結した連帯保証契約書、本件賃料相当損害金等の支払を命じる旨の判決等はあるものの、連帯保証契約書の文言上保証債務の範囲が明記されていないため、2点（ある）である。

##### ○ B (時間及び労力)について

- ・ア (事案の専門性)

民法の一般的な知識で対応可能であるため、0点（特に低い）である。

- ・イ (書面作成等に要する労力の見込み)

本件契約の趣旨に遡って連帯保証契約の経緯等の事実関係を整理する必要があるため、1点（少ない）である。

- ・ウ（尋問の実施に要する労力の見込み）

尋問の実施は見込まれないため、0点（特に少ない）である。

○C（加減率）について

特になし

(3) 協議完了日

令和5年11月16日

大阪地方裁判所  
〔開示申請〕

大阪市学校財産無償譲渡損害賠償請求事件（住民訴訟）

原告 〔開示申請〕外9名  
被告 大阪市長

### （1）事件概要

原告らは、大阪市立高等学校の大坂府への一括移管に伴い、本市が、行政財産である大阪市立高等学校の不動産（以下「本件不動産」という。）及び本件不動産に附属する備品等を普通財産として大阪府に譲与（以下「本件譲与」という。）をしたところ、本件譲与は大阪府の高等学校の施設の建設事業の経費を本市に負担させるものであり、地方公共団体相互間の経費の負担区分を乱すこと等を理由に、地方公共団体相互間の経費の負担区分に関する地方財政法の規定に違反し違法である等として、大阪市長であった松井一郎及び大阪市契約管財局長であった職員に本件不動産の価格相当額である金1159億円の支払を請求すること（以下「本件請求」という。）を求めて、住民監査請求を行ったところ、訴外大阪市監査委員は、令和5年4月28日付で本件請求を却下又は棄却したため、原告らは、大阪市長に対し、本件請求を求めて訴えを提起したものである。

なお、原告らの一部は、大阪市契約管財局長に対して本件譲与の差止めを求めて訴えを提起し、控訴審（以下「先行訴訟」という。）が係属中である。

### （2）着手金の算定について

訴訟代理人弁護士の報酬の支払に関する指針に従い、弁護士法人興和法律事務所との協議の結果、着手金の額を次のとおり算定する。

		評点
A 事案の難易度	ア 事案・争点の複雑性	3点
	イ 法的な争点の難易度	3点
	ウ 有利となる証拠	3点
B 時間及び労力	ア 事案の専門性	3点
	イ 書面作成等に要する労力の見込み	3点
	ウ 尋問の実施に要する労力の見込み	0点
報酬の算定	評点の合計（A）	15点
	計算額（5万円+5万円×A点=B）	80万円

	加減率 (C)	0
	報酬額 (B + B × C)	80 万円

よって、着手金の額は、80 万円となる。

#### ※算定理由

##### ○A（事案の難易度）について

- ・ア（事案・争点の複雑性）

争点は、本件譲与について、地方公共団体相互間の経費の負担区分を乱すような行為があったか、寄附に係る公益性の要件を満たしているか、議会の個別の議決を要するか、大阪市財産条例に基づく譲与の要件を満たしているか等多岐に渡るもの、先行訴訟において一定の整理がなされているため、3点（やや複雑）である。

- ・イ（法的な争点の難易度）

上記争点に関し、地方自治法、地方財政法等の法令の解釈並びに本件譲与に関する議案の内容及びその審議状況等を踏まえて主張立証を整理する必要があるものの、先行訴訟において一定の整理がなされているため、3点（困難）である。

- ・ウ（有利となる証拠）

本件譲与の具体的な内容を示す資料はあるものの、本件譲与の適法性を明確に根拠付けるような裁判例や文献等はあまりないため、3点（あまりない）である。

##### ○B（時間及び労力）について

- ・ア（事案の専門性）

本件は住民訴訟であり、専門性が認められるとともに、地方自治法、地方財政法等の法令の知識及び本市の契約に係る知識も必要である事案であるものの、争点は先行訴訟において一定の整理がなされているため、3点（高い）である。

- ・イ（書面作成等に要する労力の見込み）

上記争点に関し、地方自治法、地方財政法等の法令の解釈並びに本件譲与に関する議案の内容及びその審議状況等を踏まえて主張立証を行う必要があり、法的事項の検討や主張の組み立てに労力を要するものの、争点は先行訴訟において一定の整理がなされているため、3点（多い）である。

- ・ウ（尋問の実施に要する労力の見込み）

尋問の実施は見込まれないため、0点（特に少ない）である。

○C（加減率）について

特になし

(3) 協議完了日

令和5年11月27日

大阪地方裁判所 [REDACTED] 及び [REDACTED] 占有移転禁止仮処分命令  
申立事件

債権者 大阪市

債務者 [REDACTED]

### (1) 事件概要

本市は、本市が設置した淀川区に所在する高架橋（以下「本件高架橋」という。）の底地を区画化し、道路占用を許可していたが、本件高架橋の耐震補強工事を実施するため、令和3年10月末以降、当該区画に係る道路占用許可をしないこととした。

債務者は、当該区画化された底地の一部（以下「本件土地」という。）について道路占用許可を受け、当該道路占用許可に基づき本件土地上に建物（以下「本件建物」という。）を建築したが、当該道路占用許可の期間が満了した後も本件土地を占有している。

本市は、債務者に対し、本件土地の明渡しを求めたが、債務者はこれに応じなかったため、本件土地の所有権に基づく建物収去土地明渡請求訴訟を提起するのに先立ち、将来の執行を保全するため、本件土地及び本件建物の不動産占有移転禁止の仮処分命令の申立てを行ったところ、令和5年7月18日付で仮処分決定があつたが、債務者がこれを不服として異議申立てをしたところ、令和5年9月20日に異議申立ての取下げがあつたものである。

### (2) 着手金の算定について

訴訟代理人弁護士の報酬の支払に関する指針に従い、弁護士法人興和法律事務所との協議の結果、着手金の額を次のとおり算定する。

		評点
A 事案の難易度	ア 事案・争点の複雑性	1点
	イ 法的な争点の難易度	0点
	ウ 有利となる証拠	0点
B 時間及び労力	ア 事案の専門性	0点
	イ 書面作成等に要する労力の見込み	1点
	ウ 尋問の実施に要する労力の見込み	0点
報酬の算定	評点の合計 (A)	2点
	計算額 (5万円 + 5万円×A点=B)	15万円

	加減率 (C)	0
	報酬額 (B + B × C)	15 万円

よって、着手金の額は、15 万円となる。

#### ※算定理由

##### ○A (事案の難易度) について

- ・ア (事案・争点の複雑性)

債務者が本件土地及び本件建物の占有を開始した時点から本件仮処分の申立てに至るまでの経緯並びに仮処分の対象となる本件土地及び本件建物の占有状況を整理する必要があるものの、争点は保全の必要性があるかどうかに限定される見込みのため、1点（やや単純）である。

- ・イ (法的な争点の難易度)

保全の必要性があることは明らかであるため、0点（特に容易）である。

- ・ウ (有利となる証拠)

保全の必要性があることは明らかであるため、0点（不要）である。

##### ○B (時間及び労力) について

- ・ア (事案の専門性)

本件は、不動産管理及び仮処分に係る一般的な知識で対応できる案件であるため、0点（特に低い）である。

- ・イ (書面作成等に要する労力の見込み)

債務者が本件土地及び本件建物の使用を開始した時点から本件仮処分の申立てに至るまでの経緯並びに仮処分の対象となる本件土地及び本件建物の占有状況の整理に労力を要する見込みであるものの、短期間での終了が見込まれるため、1点（少ない）である。

- ・ウ (尋問の実施に要する労力の見込み)

本件は保全事件であり、尋問は実施されないため、0点（特に少ない）である。

##### ○C (加減率) について

特になし

#### (3) 謝金の算定について

訴訟代理人弁護士の報酬の支払に関する指針に従い、弁護士法人興和法律事務所

との協議の結果、謝金の額を次のとおり算定する。

		評点
A 事案の難易度	ア 事案・争点の複雑性	1 点
	イ 法的な争点の難易度	0 点
	ウ 有利となる証拠	0 点
B 時間及び労力	ア 事案の専門性	0 点
	イ 書面作成等に要した労力	2 点
	ウ 尋問の実施に要した労力	0 点
報酬の算定	評点の合計 (A)	3 点
	計算額 (5万円 + 5万円 × A点 = B)	20 万円
	加減率 (C)	0
	勝訴割合 (D)	1.25
	報酬額 (B + B × C) × D	25 万円

よって、謝金の額は、25 万円となる。

#### ※算定理由

##### ○A (事案の難易度) について

- ・ア (事案・争点の複雑性)

債務者が本件土地及び本件建物の使用を開始した時点から本件仮処分の申立てに至るまでの経緯並びに仮処分の対象となる本件土地及び本件建物の占有状況を整理する必要があったものの、争点は保全の必要性があるかどうかに限定されたため、1 点 (やや単純) である。

- ・イ (法的な争点の難易度)

保全の必要性があることは明らかであったため、0 点 (特に容易) である。

- ・ウ (有利となる証拠)

保全の必要性があることは明らかであったため、0 点 (不要) である。

##### ○B (時間及び労力) について

- ・ア (事案の専門性)

本件は、不動産管理及び仮処分に係る一般的な知識で対応できる案件であったため、0 点 (特に低い) である。

・イ（書面作成等に要した労力）

債務者が本件土地及び本件建物の使用を開始した時点から本件仮処分の申立てに至るまでの経緯並びに仮処分の対象となる本件土地及び本件建物の占有状況の整理に労力を要したこと、仮処分の決定までに追加提出を要した書面があつたことに加え、債務者から保全異議の申立てがなされ、当該申立てへの対応のために更に書面の提出を要したことから、2点（普通）である。

・ウ（尋問の実施に要した労力）

尋問は実施されなかつたため、0点（特に少ない）である。

○C（加減率）について

特になし

○D（勝訴割合）について

申立ての内容のとおり決定があつたため、勝訴割合は1.25である。

(4) 協議完了日

令和5年11月27日

大阪地方裁判所

占有移転禁止仮処分命令申立事件

債権者 大阪市

債務者

## (1) 事件概要

本市は、本市が設置した淀川区に所在する高架橋（以下「本件高架橋」という。）の底地を区画化し、道路占用を許可していたが、本件高架橋の耐震補強工事を実施するため、令和3年10月末以降、当該区画に係る道路占用許可をしないこととした。

債務者は、当該区画化された底地の一部（以下「本件土地」という。）について道路占用許可を受けた者及び当該道路占用許可に基づき本件土地上に建てられた建物（以下「本件建物」という。）の所有者の相続人であるが、当該道路占用許可期間が満了した後も本件土地を占有している。

本市は、債務者に対し、本件土地の明渡しを求めたが、債務者はこれに応じなかつたため、本件土地の所有権に基づく建物収去土地明渡請求訴訟を提起するのに先立ち、将来の執行を保全するため、本件土地及び本件建物の不動産占有移転禁止の仮処分命令の申立てを行ったところ、令和5年7月18日付で仮処分決定があつたものである。

## (2) 着手金の算定について

訴訟代理人弁護士の報酬の支払に関する指針に従い、弁護士法人興和法律事務所との協議の結果、着手金の額を次のとおり算定する。

		評点
A 事案の難易度	ア 事案・争点の複雑性	1点
	イ 法的な争点の難易度	0点
	ウ 有利となる証拠	0点
B 時間及び労力	ア 事案の専門性	0点
	イ 書面作成等に要する労力の見込み	1点
	ウ 尋問の実施に要する労力の見込み	0点
報酬の算定	評点の合計 (A)	2点
	計算額 (5万円 + 5万円×A点=B)	15万円
	加減率 (C)	0
	報酬額 (B + B×C)	15万円

よって、着手金の額は、15万円となる。

#### ※算定理由

##### ○A（事案の難易度）について

###### ・ア（事案・争点の複雑性）

債務者が本件土地及び本件建物の占有を開始した時点から本件仮処分の申立てに至るまでの経緯並びに仮処分の対象となる本件土地及び本件建物の占有状況を整理する必要があるものの、争点は保全の必要性があるかどうかに限定される見込みのため、1点（やや単純）である。

###### ・イ（法的な争点の難易度）

保全の必要性があることは明らかであるため、0点（特に容易）である。

###### ・ウ（有利となる証拠）

保全の必要性があることは明らかであるため、0点（不要）である。

##### ○B（時間及び労力）について

###### ・ア（事案の専門性）

本件は、不動産管理及び仮処分に係る一般的な知識で対応できる案件であるため、0点（特に低い）である。

###### ・イ（書面作成等に要する労力の見込み）

債務者が本件土地及び本件建物の使用を開始した時点から本件仮処分の申立てに至るまでの経緯並びに仮処分の対象となる本件土地及び本件建物の占有状況の整理に労力を要する見込みであるものの、短期間での終了が見込まれるため、1点（少ない）である。

###### ・ウ（尋問の実施に要する労力の見込み）

本件は保全事件であり、尋問は実施されないため、0点（特に少ない）である。

##### ○C（加減率）について

特になし

#### (3) 謝金の算定について

訴訟代理人弁護士の報酬の支払に関する指針に従い、弁護士法人興和法律事務所との協議の結果、謝金の額を次のとおり算定する。

	評点
--	----

A 事案の難易度	ア 事案・争点の複雑性	1点
	イ 法的な争点の難易度	0点
	ウ 有利となる証拠	0点
B 時間及び労力	ア 事案の専門性	0点
	イ 書面作成等に要した労力	2点
	ウ 尋問の実施に要した労力	0点
報酬の算定	評点の合計 (A)	3点
	計算額 (5万円 + 5万円 × A点 = B)	20万円
	加減率 (C)	0
	勝訴割合 (D)	1.25
	報酬額 (B + B × C) × D	25万円

よって、謝金の額は、25万円となる。

#### ※算定理由

##### ○A (事案の難易度)について

- ・ア (事案・争点の複雑性)

債務者が本件土地及び本件建物の使用を開始した時点から本件仮処分の申立てに至るまでの経緯並びに仮処分の対象となる本件土地及び本件建物の占有状況を整理する必要があったものの、争点は保全の必要性があるかどうかに限定されたため、1点（やや単純）である。

- ・イ (法的な争点の難易度)

保全の必要性があることは明らかであったため、0点（特に容易）である。

- ・ウ (有利となる証拠)

保全の必要性があることは明らかであったため、0点（不要）である。

##### ○B (時間及び労力)について

- ・ア (事案の専門性)

本件は、不動産管理及び仮処分に係る一般的な知識で対応できる案件であったため、0点（特に低い）である。

- ・イ (書面作成等に要した労力)

債務者が本件土地及び本件建物の使用を開始した時点から本件仮処分の申立て

に至るまでの経緯並びに仮処分の対象となる本件土地及び本件建物の占有状況の整理に労力を要したこと、仮処分の決定までに追加提出を要した書面があったことに加え、債務者から弁護士事務所への複数回の架電への対応も行ったことから、2点（普通）である。

・ウ（尋問の実施に要した労力）

尋問は実施されなかったため、0点（特に少ない）である。

○C（加減率）について

特になし

○D（勝訴割合）について

申立ての内容のとおり決定があったため、勝訴割合は1.25である。

(4) 協議完了日

令和5年11月27日

大阪地方裁判所  
可処分取消請求事件

納骨堂経営許可処分取消、納骨堂経営変更許可

原告 [REDACTED] 外5名  
被告 大阪市

### (1) 事件概要

訴外宗教法人が建設した納骨堂の近隣に住所又は勤務地を有する相手方及び当該納骨堂の近隣に土地を所有する会社（以下「本件会社」といい、相手方と合わせて以下「本件当事者」という。）は、平成29年2月27日付けで訴外宗教法人に対して大阪市長が行った墓地、埋葬等に関する法律（以下「墓地埋葬法」という。）に基づく納骨堂の経営に係る許可処分（以下「本件許可処分」という。）について、本市が定める納骨堂の経営に係る許可の審査基準のうち、納骨堂の設置により付近の生活環境を著しく損なうおそれがないこと等の基準を満たさないため、違法であるとして、本件許可処分の取消しを求めて訴えを提起し、その後、令和元年11月26日付けで本件許可処分を縮減する行政処分及び本件許可処分を拡張する行政処分（以下「本件各許可処分」という。）について、墓地埋葬法等に違反しており違法であるとして、本件各許可処分の取消しを求めて訴えを提起したところ、令和3年5月20日に本市勝訴の判決の言渡しがあった。

その後、これを不服とした本件当事者が控訴したが、令和4年2月10日に本市一部敗訴の判決の言渡し（本件会社の控訴については棄却するものの、相手方の訴えについては大阪地方裁判所に差し戻すもの）があったことから、これを不服として本市が上告兼上告受理申立てをしたところ、当該上告は棄却されたが、当該上告受理申立てが受理され、令和5年5月9日に本市敗訴の判決の言渡しがあり、相手方の訴えが大阪地方裁判所に差し戻されることとなったものである。

なお、本件許可処分の取消しを求める訴えと本件各許可処分の取消しを求める訴えは、訴えの提起後、第1審において弁論の併合がされている。

### (2) 着手金の算定について

訴訟代理人弁護士の報酬の支払に関する指針に従い、弁護士法人色川法律事務所との協議の結果、着手金の額を次のとおり算定する。

		評点
A 事案の難易度	ア 事案・争点の複雑性	2点
	イ 法的な争点の難易度	3点
	ウ 有利となる証拠	2点
B 時間及び労力	ア 事案の専門性	4点
	イ 書面作成等に要する労力の見込み	3点
	ウ 尋問の実施に要する労力の見込み	0点
報酬の算定	評点の合計 (A)	14点
	計算額 (5万円 + 5万円 × A点 = B)	75万円
	加減率 (C)	0
	報酬額 (B + B × C)	75万円

よって、着手金の額は、75万円となる。

#### ※算定理由

##### ○A (事案の難易度)について

- ・ア (事案・争点の複雑性)

争点は、原告らに原告適格があるとした場合に本件許可処分及び本件各許可処分について本市に裁量権の逸脱・濫用があるかどうかであるため、2点（普通）である。

- ・イ (法的な争点の難易度)

争点について、本件の最高裁判決の内容を前提としたうえで、墓地埋葬法等の特殊な法令の解釈を踏まえて主張を行う必要があるため、3点（困難）である。

- ・ウ (有利となる証拠)

墓地埋葬法の運用に関する技術的助言があるため、2点（ある）である。

##### ○B (時間及び労力)について

- ・ア (事案の専門性)

納骨堂の経営許可に係る専門性の高い特殊な訴訟であり、墓地埋葬法等の特殊な法令の知識が必要となるため、4点（特に高い）である。

- ・イ (書面作成等に要する労力の見込み)

争点について墓地埋葬法等の特殊な法令の解釈を踏まえて主張を行う必要があ

るとともに、最高裁判決の内容を前提とした原告らの多岐にわたる主張について法的事項の検討や反論の組み立てに労力を要することが見込まれるため、3点(多い)である。

- ・ウ(尋問の実施に要する労力の見込み)

尋問の実施は見込まれないため、0点(特に少ない)である。

○C(加減率)について

特になし

(3) 協議完了日

令和5年12月4日

大阪地方裁判所

損害賠償請求事件

原告 [REDACTED]

被告 大阪市

## (1) 事件概要

市立 [REDACTED] の教諭であった原告は、当該学校が大阪府に移管された際、本市教育委員会が原告を大阪府公立学校教員に推薦しない旨の決定（以下「本件決定」という。）を行ったために、同教員として採用されず、市立 [REDACTED] 高等学校（以下「現任校」という。）の実習助手への異動を命じられ、同校に勤務することとなった。

原告は、本市には大阪府に対し原告を大阪府公立学校教員として採用させる義務があったにもかかわらず、本市が同義務を果たさず、本件決定を行った結果、従前とは異なる職種・職場への異動を余儀なくされたこと、及び本市には現任校において原告の障害の特性に配慮した職務の円滑な遂行に必要な施設の整備等必要な措置を講じる義務があるにもかかわらず、本市が同義務を怠り続けている結果、日々危険にさらされていること等により、精神的苦痛を被るとともに、本件決定により同教員として採用されて従前どおりの職務内容で勤務することができなくなった結果、原告の収入が顕著に減少したとして、本市及び大阪府に対し、金37,703,617円の損害賠償の支払を求めて訴えを提起したところ、令和5年9月28日に本市勝訴の判決言渡しがあったものである。

## (2) 謝金の算定について

訴訟代理人弁護士の報酬の支払に関する指針に従い、弁護士法人色川法律事務所との協議の結果、謝金の額を次のとおり算定する。

		評点
A 事案の難易度	ア 事案・争点の複雑性	4点
	イ 法的な争点の難易度	4点
	ウ 有利となる証拠	3点
B 時間及び労力	ア 事案の専門性	4点
	イ 書面作成等に要した労力	4点
	ウ 尋問の実施に要した労力	3点
報酬の算定	評点の合計 (A)	22点

	計算額 (5万円 + 5万円×A点=B)	115万円
	加減率 (C)	0
	勝訴割合 (D)	1.25
	報酬額 (B + B×C) × D	143.75万円

よって、謝金の額は、143万7500円となる。

#### ※算定理由

##### ○A（事案の難易度）について

- ・ア（事案・争点の複雑性）

市立 [REDACTED] の大阪府への移管及び本件決定により原告が大阪府公立学校教員として採用されず、現任校の実習助手への異動を命じられ、同校に勤務するに至った経緯について整理するだけでなく、大阪府に対し原告を大阪府公立学校教員として採用させる義務及び現任校において原告の障害の特性に配慮した職務の円滑な遂行に必要な施設の整備等必要な措置を講じる義務の存否並びに原告の収入減少による損害の有無など争点も多岐にわたり、大阪府とも調整する必要があったため、4点（複雑）である。

- ・イ（法的な争点の難易度）

複数の争点について、本市にとって有利となるように全体を整理しつつ、大阪府と調整の上で本市の教職員任用制度との関係で整合性のある主張を構築するとともに、現任校において原告の障害の特性に配慮した職務の円滑な遂行に必要な施設の整備等必要な措置を講じていたことについて説得的な主張を構築する必要があったため、4点（特に困難）である。

- ・ウ（有利となる証拠）

市立 [REDACTED] の大阪府への移管の対応方針を整理した資料及び当該採用選考の資格要件を定めた決裁文書などはあったものの、大阪府との間における大阪府公立学校教員の採用選考に関する協議経過の資料は無く、また、現任校において必要な措置を講じていたことを示す資料はなかったため、3点（あまりなかった）である。

##### ○B（時間及び労力）について

- ・ア（事案の専門性）

本件は原告と学校関係者との間の数年間にわたるやりとりを整理する必要があったことに加え、教職員の任用制度に係る知識、地方公務員の身分関係に係る知識及び本市における人事評価制度のみならず、市立[REDACTED]の大阪府への移管に係る本市教員の推薦基準が違法又は違憲なのか、障害者雇用促進法違反と国家賠償法第1条1項の違法性とがどのような関係となるのか、障害を有する職員を任用した地方公共団体がどのような内容・程度の配慮を要するのかといった多岐にわたる争点に関し、原告の主張に対する反論を構築するために専門知識を要したため、4点（特に高い）である。

・イ（書面作成等に要した労力）

事実関係について整理するだけでなく、多岐にわたる争点について、本市にとって有利となるように全体を整理しつつ、約4年に及ぶ審理において、大阪府と調整の上で本市の教職員任用制度との関係で整合性のある主張・立証を行うとともに、現任校において原告の障害の特性に配慮した職務の円滑な遂行に必要な施設の整備等必要な措置を講じていたことについて原告の主張に対応して個別に反論を行う必要があったため、4点（特に多い）である。

・ウ（尋問の実施に要した労力）

本件では原告本人と学校関係者に対する尋問が実施されたが、本市に有利な立証をするために当該学校関係者に対する聞き取りを詳細に行った上で、多岐にわたる事項について、長時間にわたり尋問を実施したため、3点（多い）である。

○C（加減率）について

特になし

○D（勝訴割合）について

本市の完全勝訴のため、勝訴割合は1.25である。

(3) 協議完了日

令和5年12月4日

大阪地方裁判所

損害賠償請求反訴事件

反訴原告 [REDACTED]

反訴被告 大阪市

## (1) 事件概要

反訴原告は、本市に対して、架電等を頻繁に行い、対応した本市職員に罵声や暴言を浴びせる等の威圧的な言動を行うとともに、[REDACTED]、[REDACTED] 及び [REDACTED] の業務や対応等に関し、執拗に苦情を申し入れ、質問を行いその回答を強要する等して、本市の平穏な業務遂行を妨害するため、本市は、反訴原告に対し、本市及び本市職員に対して電話等による対応若しくは面談等を強要し、大声を出し、罵声を浴びせ、又は脅迫することの差止めを求めるとともに、本市職員が反訴原告による妨害行為の対応等に要した時間に係る本市職員の給与相当額金 688,822 円の損害金の支払を求めて訴え（以下「本訴事件」という。）を提起した。

これを受け、反訴原告は、反訴原告が本市に対して行う苦情の申入れ等は、本市職員が反訴原告の生活保護の申請に係る受付面接記録票に虚偽の記載をしたことや、本市が反訴原告に対して虚偽の説明を行うこと等に対する抗議であり、当該抗議を行うことは反訴原告が有する当然の権利である等として、本市に対し、本市が嘘をつくこと、公文書に虚偽の記載をすること等の差止め等を求めるとともに、本市がそれらの行為を行ったことに対する慰謝料等として金 1230 万円の支払いを求めて反訴を提起したものである。

## (2) 着手金の算定について

本件事件の処理については、大阪弁護士会民事介入暴力及び弁護士業務妨害対策委員会が指定した弁護士山浦美卯、弁護士新村守、弁護士厚地悟、弁護士高橋瑛輝、弁護士中野知美、弁護士榎原大輔、弁護士大曾根直紀及び弁護士福栄泰三の 8 名（以下「弁護団」という。）に対して委任しているところ、訴訟代理人弁護士の報酬の支払に関する指針に従い、弁護団の代表である弁護士福栄泰三との協議の結果、着手金の額を次のとおり算定する。

		評点
A 事案の難易度	ア 事案・争点の複雑性	3 点
	イ 法的な争点の難易度	2 点
	ウ 有利となる証拠	0 点

B 時間及び労力	ア 事案の専門性	3 点
	イ 書面作成等に要する労力の見込み	3 点
	ウ 尋問の実施に要する労力の見込み	2 点
報酬の算定	評点の合計 (A)	13 点
	計算額 (5万円 + 5万円 × A点 = B)	70 万円
	加減率 (C)	0
	報酬額 (B + B × C)	70 万円

よって、着手金の額は 70 万円となる。なお、当該着手金の支払いについては、上記弁護士との協議の結果、弁護団の代表である弁護士福栄泰三に対して 18 万 2154 円を、その他の弁護士 7 名に対してそれぞれ 7 万 3978 円を支払うこととする。

#### ※算定理由

##### ○A (事案の難易度) について

- ・ア (事案・争点の複雑性)

本件の争点は、本市の反訴原告に対する長期にわたる本市職員の対応等について国家賠償法上の違法があるか否かに収斂されることが見込まれるが、反訴原告が指摘する本市職員との多数のやり取りについて、長期にわたる事実関係を整理する必要があることに加え、反訴原告の多数の請求を精査し、それぞれに対してどの程度の主張を行うべきかについて検討した上で主張を展開する必要があることから、事案・争点の複雑性は、3 点 (やや複雑) である。

- ・イ (法的な争点の難易度)

争点は限定的であるものの、反訴原告の個々の請求に対して、それぞれに關係する事実経過を整理した上で、本市の対応全てについて国家賠償法上の違法がないことを主張立証する必要があるため、2 点 (普通) である。

- ・ウ (有利となる証拠)

必要な証拠は本訴事件と共通しており、すでに提出済みであるため、0 点 (不要) である。

##### ○B (時間及び労力) について

- ・ア (事案の専門性)

本件は、損害賠償請求事件であるものの、本市職員に対して面談の強要等を行う

反訴原告から提起された訴訟であり、訴訟遂行上、通常の損害賠償請求とは異なる専門性が認められる。

また、反訴を提起後も継続している反訴原告からの面談強要等の状況を踏まえた対応や、反訴原告が行う本件訴訟に関連する告訴や情報公開請求への対応等、訴外の対応も必要となることが見込まれることを踏まえると、事案の専門性は3点（高い）である。

・イ（書面作成等に要する労力の見込み）

反訴状において、反訴原告から長期間にわたる本市職員の多数の対応に係る主張がされているところ、それぞれの主張全てに対して反論を行う必要があることに加え、訴外においても、反訴原告の行動に対して本市の対応を速やかに検討する必要が生じることが見込まれるため、3点（多い）である。

・ウ（尋問の実施に要する労力の見込み）

本市の反訴原告に対する対応等について国家賠償法上の違法があるか否かに関して、被告や複数の本市職員に対する尋問が見込まれるため、2点（普通）である。

○C（加減率）について

特になし

(3) 協議完了日

令和6年1月11日